

平成30年第2回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
6.	5	火	本会議（招集日）	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程 ・一部議案審議 ・請願 		
	6	水	休 会			
	7	木	本会議（2日目）	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（5人） 		
	8	金	本会議（3日目）	<ul style="list-style-type: none"> ・総括質疑 常任委員会		
	9	土	休 会			
	10	日	休 会			
	11	月	常任委員会			
	12	火	休 会			
	13	水	休 会			
	14	木	休 会			
	15	金	休 会			
	16	土	休 会			
	17	日	休 会			
	18	月	休 会			
	19	火	休 会			
	20	水	休 会			
	21	木	休 会			
	22	金	休 会			
	23	土	休 会			
	24	日	休 会			
	25	月	常任委員会、議会運営委員会、議会全員協議会			
	26	火	休 会			

月	日	曜	日	程	備	考
	27	水	本会議（最終日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常任委員長報告 ・ 議案審議 ・ 請願・陳情審査報告 ・ 議員派遣の件 ・ 継続審査、調査 ・ 閉会 		

平成30年第2回さつま町議会定例会審議結果

開会 平成30年 6月 5日

閉会 平成30年 6月27日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案42	専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）（さつま町税条例の一部改正について）	30.06.05	30.06.05	承認	—
43	専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）（さつま町国民健康保険税条例の一部改正について）	〃	〃	〃	—
48	山崎分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について	〃	〃	可決	—
報告4	平成29年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について	〃	〃	報告済	—
H29陳情6	防衛施設の誘致に関する陳情の取り下げの件	30.06.27	30.06.27	許可	—
議案44	さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について	30.06.05	〃	原案可決	文教経済
45	さつま町営住宅等条例の一部改正について	〃	〃	〃	文教経済
46	さつま町水道事業条例の一部改正について	〃	〃	〃	文教経済
47	平成30年度さつま町一般会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	2委員会
請願1	防衛局所管施設の誘致について	30.06.27	〃	採択	総務厚生
陳情1	シラスウナギ採捕の袋網漁法全廃の陳情書	〃	〃	一部採択	文教経済
発委1	川内川におけるシラスウナギ採捕の袋網漁法の全廃を求める意見書	〃	〃	原案可決	文教経済
報告5	平成29年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	30.06.05	〃	報告済	—
報告6	平成30年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について	〃	〃	〃	—
	議員派遣の件	30.06.27	〃	決定	
	閉会中の継続調査について	〃	〃	〃	

平成30年第2回さつま町議会定例会会議録

目 次

○6月5日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	3
議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）（さつま町税条例の一部改正について）	5
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）（さつま町国民健康保険税条例の一部改正について）	5
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第44号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について	7
（提案理由説明）	
議案第45号 さつま町営住宅等条例の一部改正について	7
（提案理由説明）	
議案第46号 さつま町水道事業条例の一部改正について	7
（提案理由説明）	
議案第47号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第1号）	7
（提案理由説明）	
議案第48号 山崎分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について	8
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
報告第4号 平成29年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について	9
（提案理由説明・質疑）	
報告第5号 平成29年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	10
（提案理由説明）	
報告第6号 平成30年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について	10
（提案理由説明）	
請願について	11
散 会	11

○6月7日（第2日）	
一般質問表	1 3
会議を開催した年月日及び場所	1 5
出欠席議員氏名	1 5
出席事務局職員	1 5
出席説明員氏名	1 5
本日の会議に付した事件	1 6
開 議	1 7
一 般 質 問	1 7
新改 幸一議員	1 7
農畜産業の振興対策について	
川口 憲男議員	2 4
鶴田ダム周辺の活性化策について	
森林バンク制度について	
三浦 広幸議員	3 4
国道328号の整備について	
米丸 文武議員	3 9
指定管理施設の経営状況について	
岩元 涼一議員	5 0
河川の寄り洲除去について	
学校跡地対策について	
定住対策について	
散 会	6 0
○6月8日（第3日）	
会議を開催した年月日及び場所	6 1
出欠席議員氏名	6 1
出席事務局職員	6 1
出席説明員氏名	6 1
本日の会議に付した事件	6 2
議案付託表	6 3
開 議	6 4
議案第44号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について	6 4
(総括質疑・委員会付託)	
議案第45号 さつま町営住宅等条例の一部改正について	6 4
(総括質疑・委員会付託)	
議案第46号 さつま町水道事業条例の一部改正について	6 4
(総括質疑・委員会付託)	
議案第47号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第1号）	6 4
(総括質疑・委員会付託)	
散 会	7 3

○6月27日（第4日）

会議を開催した年月日及び場所	75
出欠席議員氏名	75
出席事務局職員	75
出席説明員氏名	75
本日の会議に付した事件	76
開 議	77
平成29年陳情第6号防衛施設の誘致に関する陳情の取り下げの件 （質疑・採決）	77
議案第44号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について （委員長報告・質疑・討論・採決）	77
議案第45号 さつま町営住宅等条例の一部改正について （委員長報告・質疑・討論・採決）	77
議案第46号 さつま町水道事業条例の一部改正について （委員長報告・質疑・討論・採決）	77
議案第47号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第1号） （委員長報告・質疑・討論・採決）	77
請願第1号 防衛局所管施設の誘致について （委員長報告・質疑・討論・採決）	82
陳情第1号 シラスウナギ採捕の袋網漁法全廃の陳情書 （委員長報告・質疑・討論・採決）	84
発委第1号 川内川におけるシラスウナギ採捕の袋網漁法の全廃を求める意見書の 提出について （委員長報告・質疑・討論・採決）	85
報告第5号 平成29年度さつま町土地開発公社収入支出決算について （質疑）	86
報告第6号 平成30年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予 算（第1号）について （質疑）	86
議員派遣の件 （決定）	87
閉会中の継続調査について （決定）	87
閉 会	88

平成30年第2回さつま町議会定例会

第 1 日

平成30年6月5日

平成30年第2回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成30年6月5日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	上 囿 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	14番	森 山 大 議員
15番	新 改 秀 作 議員	16番	平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	福 田 澄 孝 君	局長補佐兼議事係長	半 崎 幹 男 君
議事係 主査	竹 下 和 男 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	上 野 俊 市 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画財政課長	押 川 吉 伸 君	税 務 課 長	下 田 良 二 君
保健福祉課長	櫻 伸 一 君	高齢者支援課長	岩 元 義 治 君
農 政 課 長	四 位 良 和 君	担い手育成支援室長	寺 脇 伸 治 君
商工観光PR課長	羽 有 郁 夫 君	ふるさと振興課長	市 來 浩 二 君
建 設 課 長	小永田 浩 君	水 道 課 長	三 角 芳 文 君
消 防 長	中 間 博 巳 君	教 育 総 務 課 長	角 茂 樹 君
社会教育課長	三 腰 善 行 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 4 2 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 2 号）
（さつま町税条例の一部改正について）
- 第 6 議案第 4 3 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 3 号）
（さつま町国民健康保険税条例の一部改正について）
- 第 7 議案第 4 4 号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について
- 第 8 議案第 4 5 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 9 議案第 4 6 号 さつま町水道事業条例の一部改正について
- 第 10 議案第 4 7 号 平成 30 年度さつま町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 11 議案第 4 8 号 山崎分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について
- 第 12 報告第 4 号 平成 29 年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 13 報告第 5 号 平成 29 年度さつま町土地開発公社収入支出決算について
- 第 14 報告第 6 号 平成 30 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算
（第 1 号）について
- 第 15 請願について

△開 会 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから平成30年第2回さつま町議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（平八重光輝議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番、新改幸一議員及び12番、宮之脇尚美議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（平八重光輝議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月27日までの23日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月27日までの23日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（平八重光輝議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略します。

次に、監査委員から例月出納検査、平成29年度定期監査、平成29年度工事監査等の結果の報告がありましたので、印刷してお配りしてあります。御了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（平八重光輝議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。

町長報告につきましては、印刷してお配りをいたしているところでございますが、この中で、3月の25日、北薩横断道路、泊野道路でありますけど、きららインターから中屋敷インターの開通式並びに、その1週間前の3月18日の関連イベントに関する事項、それから、5月2日の

燃ゆる感動かごしま国体さつま町実行委員会総会、5月14日の全国和牛能力共進会鹿児島県実行委員会定期総会について、補足して御報告をいたします。

まず、3月25日の北薩横断道路きららインターチェンジから中屋敷インターチェンジ間の開通式についてであります。

北薩横断道路につきましては、鹿児島空港からさつま町、出水市を経て、阿久根市に至る全長70キロメートルの地域高規格道路であります。このうち泊野道路につきましては、平成16年度に事業着手をいたしまして、幾多の困難な課題に直面しましたが、約14年の歳月をかけまして、きららインターチェンジまでの6.9キロメートルが開通の運びとなったところであります。

また、平成30年度中には、きららインターチェンジから、さつま泊野インターチェンジまでの4.1キロメートルの開通の予定となっております。全体の供用区間は25キロメートル、供用率が約36%となるところであります。

今後におきましても北薩地域の産業振興等に大きく寄与することから、早期全線開通に向けまして、国・県への要望活動を行ってまいりたいと考えておりますが、本年10月の下旬におきましては、沿線の住民の皆さん方の地方大会というものを本町で計画をしてみたいと思っております。

この開通式に先立ちまして、1週間前の3月18日にプレイベントとしまして実施されましたウォーキング大会、これには延べ、出水側、さつま町側合わせまして1,318名の参加をいただいたところでございます。

さらに、県内一の長さを誇る北薩トンネルを利用いたしまして、別途企画しました「トンネルde出逢おう」は、独身男女それぞれ20名ずつ40名が参加の中、西郷どんブームに合わせて、着物を着てトンネル内で出会うイベントとしまして、当日8組のカップルが誕生をするなど、思い出に残る記念行事となったところであります。

次に、5月2日に開催をされました燃ゆる感動かごしま国体さつま町実行委員会総会についてであります。

2020年のオリンピックイヤーに、鹿児島県で開催されます第75回国民体育大会におきまして、本町ではラグビーフットボールの少年男子が行われることになっておりまして、これまで町準備委員会を設置して準備を進めてきておるところでございますが、このたび正式に決定をいたしまして、町の実行委員会に移行して第1回総会を開催いたしました。

総会におきましては、平成30年度の事業計画や予算を御承認いただきまして、会長につきましては、準備委員会に引き続きまして私が就任をいたしましたところでございます。

この国民体育大会につきましては、10月の3日から13日までの11日間開催となりますが、本町のラグビーフットボール少年男子につきましては、10月4日から8日までの5日間、北薩広域公園、運動公園並びにかぐや姫グラウンドで行われることになっております。

また、リハーサル大会につきましては、同年の2月に全九州高等学校新人ラグビーフットボール大会が同じ会場で開催されることになっております。

今後におきましては、国民体育大会がさつま町を全国にPRする絶好の機会でございますことから、本町に来ていただきます多くの方々に真心のこもったおもてなしで歓迎するとともに、本町の魅力を最大限に発信しまして、またさつま町を訪れたいと思っただけのような大会にしてみたいと考えております。

最後に、5月14日に開催されました全国和牛能力共進会鹿児島県実行委員会定期総会についてであります。

第12回全国和牛能力共進会につきましては、4年後の2022年に鹿児島県で開催され、種

有牛会場は霧島市牧園地区において、肉牛の会場は南九州市の株式会社J A食肉鹿児島南薩工場で行われることに決まったところでございます。

今回、平成29年5月10日の県の実行委員会の設立を受けまして、第1回目の定期総会が開催され、平成29年度の第12回全共の開催に必要な諸準備作業の実績及び収支決算についての報告をされました。

平成30年度事業計画におきましては、全国和牛能力共進会を開催するに当たりましての鹿児島の食や観光などを全国にPR、発信する絶好の機会としまして、本県の魅力を最大限に発揮していく大会とするため、会場施設のレイアウト等を作成するとともに、全体事業費の概算を含めました基本調査に係る業務委託について御報告がありまして、全会一致で承認をされたところであります。

本町におきます全共対策の取り組みとしましては、4月に開催されました町の畜産品評会から5月23日開催の川薩春季畜産共進会で飼養管理技術の研さんに努め、全共出品に向けて、農家、関係機関一体となった取り組みについて、協力をお願いをいたしているところでございますが、昨夜の町の畜産振興会総会においても一丸となった取り組みをさらにお願ひしたところであります。

この全共に関連をいたしまして、県の町村会におきましては、この第11回全共の鹿児島県の総合優勝を祈念いたしまして、牛肉の鹿児島のよさというんですか、おいしさというのをPRするために、各市町村に、予算としましては、さつま町が200万円でございますが、それをもう直接、各地域のほうに配付をして、PR、あるいは今後の全共に向けての機運を高めていきたいというふうなことでございましたので、お知らせをさせていただきます。

[町長 日高 政勝君降壇]

○議長（平八重光輝議員）

これで行政報告を終わります。

△日程第5「議案第42号 専決処分の承認を求めること
について（専決第2号）」、日程第6「議案第43号
専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第5「議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」及び日程第6「議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」の議案2件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

まず、「議案第42号 専決処分の承認を求めることについて」であります。

これは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、さつま町税条例等の一部改正に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告をするものでございます。

次に、「議案第43号 専決処分の承認を求めることについて」であります。

これにつきましても地方税法等の一部改正に伴い、さつま町国民健康保険税条例の一部改正について急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分をしたものでございます。

以上、議案2件につきましては、いずれも地方自治法第179条第3項の規定に基づきまして、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、税務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○税務課長（下田 良二君）

「議案第42号 専決処分の承認を求めることについて」、内容の御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○税務課長（下田 良二君）

続きまして、「議案第43号 専決処分の承認を求めることについて」内容を説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これからただいまの議案2件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

○宮之脇尚美議員

今回の改正によって、風力発電等の自然エネルギーに関する設備等の向上ということですが、本町に現在、その対象となるべき太陽光発電設備は何カ所になるのか。

それとあわせて、新築住宅に係る税額の減免措置の関係であります。この新築住宅の減免措置を受けられている方々というのは何軒なのかお知らせをいただきたいと思っております。

○税務課長（下田 良二君）

太陽光の特例を受けておりますのが、30年度課税で納税義務者が55名になっております。

それと、新築家屋につきましては、平成29年に新築され30年度に軽減を受けている件数は全部で64棟になっております。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案2件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これからただいまの議案2件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これからただいまの議案2件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案2件については承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（専決

第2号)」及び「議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」の議案2件は、いずれも承認されました。

△日程第7「議案第44号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について」、日程第8「議案第45号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第9「議案第46号 さつま町水道事業条例の一部改正について」、日程第10「議案第47号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第7「議案第44号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について」から日程第10「議案第47号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」までの議案4件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第44号から議案第47号までを一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第44号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について」であります。これは、農林物資の企画化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改正に伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第45号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」であります。これは、公営住宅法の一部改正及びおしどり団地の整備に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第46号 さつま町水道事業条例の一部改正について」であります。これは、公民会合併に伴う給水区域について、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第47号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」であります。

これは、物産観光施設費に要する経費及び介護保険対策費、畜産業費、学校管理費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,807万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135億5,807万5,000円とするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○農政課長（四位 良和君）

それでは、「議案第44号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について」内容の御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○建設課長（小永田 浩君）

それでは、「議案第45号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」御説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（三角 芳文君）

それでは、「議案第46号 さつま町水道事業条例の一部改正について」内容の説明を申し上げ

げます。

[以下議案説明により省略]

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「議案第47号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（平八重光輝議員）

ただいま議題となっております各議案に対する質疑は、6月8日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第11「議案第48号 山崎分団消防ポンプ自動車
購入契約の締結について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第11「議案第48号 山崎分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

「議案第48号 山崎分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」であります。

これは、山崎分団の消防ポンプ自動車購入につきまして、去る4月の27日、入札を執行いたしましたことから、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、消防長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○消防長（中間 博巳君）

それでは、「議案第48号 山崎分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」内容の説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（平八重光輝議員）

これから本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○川口 憲男議員

消防車の購入についてこの附属品のところで、今、消防車等に延長ホースをしたときに、他車が通るように、50センチですか、50センチないですか、2個ぐらい積んでいるんですが、今度新しい消防車の購入に当たって、こういう備品はそれに入れていないのか。今、ここを見て、そういうのが、車輪どめのゴム製はありますが、それは従来のものを使うのか、そこのところを1点。

○消防長（中間 博巳君）

今御指摘がありましたように、これにつきましてはゴム製の車輪どめということで、そちらのほうで対応をするようにいたしております。

○川口 憲男議員

消防長、これは車の車輪どめのゴムのことであって、私が言っているのは、延長ホースを引い

た場合、例えば左側に消火栓があったときに、それについて道路を渡るときに他車の車が来たときに、ホースをまたぐ部分があるんですけど、それはあれしてもらいたいの、幅が狭くて、他車の車が横断するときホースを乗っていくわけです。

だから、そのところを見込んでのところはないのか、従来のままのものを、この備品の中にはないから、その中で使うのか、そこのところを。

○消防長（中間 博巳君）

申しわけありませんでした。

今回の購入の中の仕様書の中には入っておりませんので、既存の製品を使うという形でしておりますが、今御指摘があったように幅が狭いとか、そういったものもありますので、今後また検討のほうはさせていただきたいと思います。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件を採決します。

お諮りします。本件はこれを可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第48号 山崎分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」は可決されました。

△日程第12「報告第4号 平成29年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第12「報告第4号 平成29年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「報告第4号 平成29年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」であります。

これは、担い手育成事務費ほか14事業に係ります予算を、地方自治法第213条の規定に基づき翌年度へ繰り越したので、同法施行令第146条第2項の規定によりまして、別紙のとおり報告するものでございます。

内容につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしくお願ひいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「報告第4号 平成29年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（平八重光輝議員）

ただいまの件に関して何かお聞きしたいことはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平八重光輝議員）

別にありませんので、これで報告第4号を終わります。

△日程第13「報告第5号 平成29年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」、日程第14「報告第6号 平成30年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第13「報告第5号 平成29年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び日程第14「報告第6号 平成30年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」内容の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

「報告第5号 平成29年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」、「報告第6号 平成30年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」であります。

これは、公有地の拡大の推進に関する法律第18条の規定に基づき提出がございましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、それぞれ別冊のとおり提出をするものでございます。

内容につきましては、ふるさと振興課長に説明させますので、よろしくお願ひいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○ふるさと振興課長（市來 浩二君）

別冊の5ページをごらんください。「報告第5号 平成29年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○ふるさと振興課長（市來 浩二君）

次に、「報告第6号 平成30年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（平八重光輝議員）

ただいまの報告2件に対する質疑は6月27日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第15「請願について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第15「請願について」であります。

5月30日までに受理した請願については、お手元にお配りした文書表のとおりであります。総務厚生常任委員会に審査を付託します。

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。6月7日は午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午前10時28分

平成30年第2回さつま町議会定例会

第 2 日

平成30年6月7日

平成30年第2回定例会一般質問
平成30年6月7日（第2日）

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
1	(11) 新改 幸一	<p>1 農畜産業の振興対策について</p> <p>日本人は、長い年月をかけておいしい米作りに努力してきているが、その根幹となる主要農作物種子法が、本年4月1日をもって廃止された。本町も県内有数の水稻産地であり、将来に向けて不安を抱いている農家も多いと思われることから、不安を払拭するための対策が必要であると考えているが、特に次の2点について伺う。</p> <p>(1) 今後、中津川採種生産組合や管内水稻農家に影響はでないものか。また、町行政として丁寧に説明すべきではないか。</p> <p>(2) 和牛の基本粗飼料は、国内の稲わらであると考えているが、このことが畜産農家にも影響を与える可能性があることから、その対策と指導をどのように考えているか。</p>
2	(13) 川口 憲男	<p>1 鶴田ダム周辺の活性化策について</p> <p>鶴田ダムの再開発事業が本年度で終了する。町は、ダム湖周辺の利活用策を国土交通省と協議されていることと思うが、利活用策に対する具体的な取り組みについて町長の考えを伺う。</p> <p>2 森林バンク制度について</p> <p>森林の荒廃を防ぐ目的で、管理者のいない民有林を市町村が管理する「森林バンク」制度を盛り込んだ森林経営管理法が成立した。本町の面積の66.45パーセントを森林が占める中で、民有林の面積が14,160ヘクタールもある本町では、現在の森林整備事業を更に推進すること。また、公益的機能の維持・継続には、「森林バンク」制度は必要策であると考えている。本制度は、来年4月からの施行であるが、その取り組みについて町長の考えを伺う。</p>
3	(3) 三浦 広幸	<p>1 国道328号の整備について</p> <p>(1) 市街地部の国道328号の現道拡幅については、北薩横断道路へのアクセス道路として、現道拡幅案で国・県に強く要望活動を展開し、概ね20年が経過している。</p> <p>人口減少による地域活力の低下も現れ、高規格道路である西回り自動車道の整備など、取り巻く環境が計画当時から大きく</p>

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		<p>変化してきている。今後の中心市街地部の拡幅についての考え方を伺う。</p> <p>(2) 原子力災害と同時に起きる可能性がある複合災害が発生した場合、避難路となっている国道328号は不安が残る整備状況である。</p> <p>本路線のほぼ中間点に位置するさつま町として、沿線自治体と連携し先頭に立って入来峠のトンネル整備構想や防災事業整備を、今以上に強力に要望すべきであると考え、今後の取り組み方針を伺う。</p>
4	(5) 米 丸 文 武	<p>1 指定管理施設の経営状況について</p> <p>(1) 観音滝温泉滝の宿、健康ふれあいセンターあび〜る館及び特産品直売所などの指定管理施設の経営状況はどのようになっているのか伺う。</p> <p>(2) さつま特産品直売所が休止状態となっているが、今後の再開の見通しを伺う。</p>
5	(8) 岩 元 涼 一	<p>1 河川の寄り洲除去について</p> <p>これまでにも各地域から要望が出されているところであるが、県が管轄する河川であることから思うように進んでいないのが現状である。河川愛護の観点から各地域で草払いなどを行っているが、高齢化のため作業を継続することが困難となっている地域も多い。現状と今後の取り組みについて伺う。</p> <p>2 学校跡地対策について</p> <p>再編後の学校跡地については、対象地域の意向を優先させるため、地元の利用案を尊重していくとしているが、規模が大きく全体的な利用となると地元で考えるのは難しいのが現状である。今後の活用を考えるならば、対外的な情報を蓄積している行政側が利用計画を示すべきではないか。見解を伺う。</p> <p>3 定住対策について</p> <p>町外からの移住者を増やすための施策がとられているが、思うような成果につながっていないのではないかと。移住希望者の意向など調査されていると思うが、そこから見えてくる課題の分析、それに伴う対応策を伺う。</p>

平成30年第2回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成30年6月7日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(15名)

1番	上 囿 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	15番	新 改 秀 作 議員
16番	平八重 光 輝 議員		

欠席議員(1名)

14番 森 山 大 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	福 田 澄 孝 君	局長補佐兼議事係長	半 崎 幹 男 君
議事係 主査	竹 下 和 男 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	上 野 俊 市 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画財政課長	押 川 吉 伸 君	財産管理課長	原 田 剛 志 君
農 政 課 長	四 位 良 和 君	耕地林業課長	杉水流 博 君
商工観光PR課長	羽 有 郁 夫 君	ふるさと振興課長	市 來 浩 二 君
建 設 課 長	小永田 浩 君	教育総務課長	角 茂 樹 君
鶴田支所長	本 田 孝 市 君	薩摩支所長	佐 藤 秀 樹 君

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから、平成30年第2回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

14番、森山大議員から、本日の会議に欠席する旨届け出がありましたのでお知らせします。本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は一問一答式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。質問通告に従って、発言を許可します。

まず、11番、新改幸一議員の発言を許します。

〔新改 幸一議員登壇〕

○新改 幸一議員

おはようございます。6月定例議会のトップバッターとして、通告いたしました農畜産業の将来への振興対策について、一般質問をさせていただきます。

本題に入る前に、一言お見舞いを申し上げます。いよいよ来週ごろから田植えが始まるわけでございますけれども、伊佐市・湧水町・えびの市の水稻農家の方々の中には、水質問題で本年度田植えができない農家に対して、私も水稻農家の一人として大変残念なことだろうなと思ひまして、お見舞いを申し上げさせていただきます。けさの新聞を見てみますと、伊佐市・湧水町・えびの市の米をつくれぬ水稻農家というのが1,400戸に上るといふことで、きょうの南日本新聞に載っておりましたが、大変な農家の苦労があるんだなと思ひているところでございます。自然災害とはいえ、来年からは米の作付ができることを願うばかりでございます。

それでは、本題に入らせていただきます。

私たち日本の農家は、長い年月をかけて所得安定とおいしい米づくりに汗を流してきたところでもあります。そのおかげさまで、各都道府県の施設や職員、研究者の皆さんがそれぞれの地域に適した米の種を維持管理、開発を進めてきたところにあります。それを支えていた法律が1952年、今から約66年前に制定された種子法であります。その根幹となる主要農作物種子法がことし4月1日をもって廃止されてしまいました。我がさつま町も県内有数の普通期米の産地であります。将来に向けて不安に思っておられる農家、また、これから農業を頑張っていこうと思ひている担い手農家の方々に対して、不安を払拭するための対策が必要となってくると思ひます。特に次の2点について、町長の見解を伺いたい。

まず1点は、我がまちには県内で普通期米の唯一の種場である中津川採種生産組合もあります。今後、中津川採種生産組合や管内の水稻農家に影響は出ないものか。また、これから先の米づくりに対して、行政として丁寧な説明をすべきであると思ひますが、町長の見解をお示しいただきたい。

2点目は、我がまちは畜産さつま牛の産地でもあります。和牛の基本粗飼料は国内の稲わらであると思ひますが、このことが畜産農家にも影響が出てくる可能性もあると思ひます。その対策や指導を今後どのように考えておられるのか。

以上、2点の質問を1回目の質問とさせていただきます。

〔新改 幸一議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。

新改幸一議員から、農畜産業の振興対策についての御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、主要農作物の種子法の廃止に伴う中津川採種生産組合や水稻農家への影響等についての御質問でございます。

いわゆる種子法につきましては、優良な種子の安定的な生産と普及について国が果たすべき役割を定めた法律でございますが、種子の生産と安定供給には都道府県が責任を持つということを決めているところでございます。

御質問のとおり、主要農作物の種子法につきましては、平成29年度をもって廃止をされました。町としまして、これまで本町にあります中津川採種生産組合、これまでも非常に優良な種子の生産地として、地域の皆さん方が一丸となって取り組みをされてきたところでございます。過去においても、この種場というのがほかのところに移るんじゃないかという御心配もありまして、一時は経済連の部長のところまで行きまして、引き続き本町の中津川のほうで生産ができるようにということでもお願いをした経緯もございますけれども。

今回は、国のほうで法律が廃止になったということでございますので、これに対しましては本町としましても、唯一の種場としての中津川の生産組合の皆さん方も大変心配をしていらっしゃるというようなことで、直接私のほうへ組合長のほうからもお電話をいただきまして、また、組合長さんも直接知事のほうにも、29年6月初めだったと思うんですけども、直接知事のほうにもお会いして、いろいろ要望もされておるようでございます。

私も、このようなことから、中津川の採種生産組合と連携をいたしまして、種子法の廃止後の対策について、直接私も農政部長、それから県の担当課長のほうにもお伺いしまして、このことについては支障が出ないようにお願いをして、働きかけをしてまいったところでございます。

そして、県もこれまで種子法に基づいた条例・要領というものを制定して進めておったわけがありますけれども、今回の種子法の廃止を受けまして、新たに鹿児島県の主要作物種子生産普及促進基本要綱、あるいはこれに基づきます7つの要領の制定をいたしております。

また、種子関連予算についても、これまでどおり措置をされているところであります。既に中津川採種生産組合との間で平成30年度の原種圃の設置業務の委託契約も締結をされております。

また、4月27日に開催をされました中津川採種生産組合の総会におきましても、県の農産園芸課のほうからも御指摘をいただきまして、職員のほうからも引き続き本県に適した品種の開発と優良種子の安定供給に取り組んでいくんだということで表明がございましたので、中津川採種生産組合の皆様方や管内の水稻農家への影響というのは、ないものと考えているところでございます。

仰せのとおり、水稻農家とか畜産農家の稲わらの関係というのが当然出てまいりますので、それについては不安払拭のために、JAと一緒にそれについては十分な説明をする機会もあるかと思っておりますので、そのように進めてまいりたいと考えております。

次に、畜産農家への影響と対策、指導についての御質問でございます。

1問目で回答をしましたように、種子法の廃止に伴います水稻農家への影響はないと、今のところは考えておりますけれども、これによります畜産農家への影響は考えてはいないのかということでございます。また、その対策、指導ということでございますが、現在は農家の飼養頭数も規模拡大で増加をしております。粗飼料の確保が経営を左右する状況でございます。

粗飼料の利用状況につきましては、繁殖牛ではイタリアンライグラス等の乾燥を中心に、現在

ではWCSの稲をつくっておりますし、また、稲わらを自給して給与いたしております。飼育牛におきましては、稲わらが主とした給与のために、購入の粗飼料の利用割合が高い状況にあるようでございます。稲わらの確保につきましては、現在は国内産の稲わらを町内初め県内、そして隣接の県であります熊本県、佐賀県等の九州内からも購入をしているようでございます。

国内産では不足する分について、一部においては輸入わらで対応をしている農家もでございます。

今後の粗飼料の対策としましては、繁殖牛の農家については飼料作物面積の拡大、やはり耕作放棄地も年々増えておりますので、そういったところを利用していただくということもあります。

現在では、やはりWCS用の稲の利用促進にも努めておりますので、そういったことの努力もしていただきたいということでございますし、適期収穫による良質粗飼料の確保のために、現在、畜産クラスター事業のリース事業とか桜島降灰対策事業、こういった事業等を活用して飼料作物の収穫・調製用の機械の導入等も継続して取り組みを進めているところでございます。

また、肥育農家につきましては、良質な牛肉生産には良質な稲わらの確保というのが非常に重要なことでございますので、稲作農家やJA北さつまとの関係、いろんな関係機関と連携をいたしまして、国内産の稲わらの確保にこれからも努力をしていきたいと思っておりますのでございます。

[町長 日高 政勝君降壇]

○新改 幸一議員

ただいま答弁をいただきました。今回の私の一般質問につきましては、管内の農家の方から資料をいただきました。日本のお米が消えるというタイトルで、私も最初はこの種子法の廃止の関係はちょっと勉強不足でございまして知らなかったわけですが、農家の方からこういう資料を提供してもらったものですから、こういう質問をさせてもらうのですが。

日本のお米が消えていくということで、元衆議院の農林水産大臣の山田大臣のインタビューといますか、日本のお米が消えていくということで、それぞれ農業新聞に連載された記事がずっと整理をされているようでございます。

国の段階で国策という形の流れの国の考え方、安倍政権の中、また一方では我々農家を代表する国の国会議員の皆さん方が、賛否両論あったにしても、今まで努力をしてきた日本のお米の存在というものの危ういところの指摘もされていらっしゃるようでございます。

この指摘が、廃止になって外資系の種会社が進出してきますと大変なことになるというわけでございます。特に山田元大臣のインタビューの中に出てくるのは、外資系のモンサントという会社の名前が出てくるわけでございますが、このことは大きな、言葉にもあります「種を制するのは、世界を制する」という言葉があるんですが、全くそういう形になっていくんじゃないかということでございます。

先ほどから町長がいち早く県なり農協なりに、種子法に対する鹿児島県の米の心配なところはいろんな交渉もされていらっしゃるということで、ある程度理解はするところでございます。そういうことで、この種子法の廃止についての云々というのは、農業新聞あたりが少し書いて連載で載せているわけでございますけれども、普通のマスコミはなかなかこういう報道をされておられません。そういうことで、恐らく管内の農家、特に米作農家の皆さん方も具体的に将来的にそういう不安というのは実際勉強をして持っていらっしゃる方、また全然持っていらっしゃらない方もあるんじゃないかというふうにも懸念したわけでございます。

ですから、今回の一般質問で水稻の産地であるがゆえに、こういう質問をさせていただいたところでございます。町長が県との連携を進めていらっしゃるということでございますので、ありがたいんですが、今こうして町長が答弁いただきましたこの議場でのごことは皆さん方は理解され

と思うんですが、さつま町の全戸にさつまだよりに半ページぐらい使って、町長が答弁されたようなことを詳しく町民にも知らせるべきではないかと思うんですけれども。ここあたりの町民に知らせるといふ見解は、町長はどのように思っていますか。

○町長（日高 政勝君）

日本は、御案内のとおり古来より瑞穂の国と言われて、ずっと水稻を中心に国が栄えてきた過去がございますし。現在でも脈々この地域においては特に良質米の産地として受け継がれてきているわけでありまして。そういったすばらしいお米の種場として、中津川の地域の皆さん方がこれまで大変な努力をしながら存続をされてきている、その努力というのは非常にすばらしいものがございますし、これからも米というのは日本人にとっては主食でありますし、また、非常に良質の生産がされる種場としてこれからも持続できることを願っているわけがございます。

そのようなことから、今ありますような種子法の廃止に伴って、非常に先行き不安なところもありますし、また、今国会でも昨日は野党6党が結束をして廃止法案まで出すような議論になったものでもありますけれども。これからはすばらしいお米づくりが続くような形で、非常に大事かと思っておりますので、これまでのいろんな米をめぐる環境につきましては、町民の皆さん方も大いに関心のあることでもあるかと思っておりますので、これに関するあるいは米をめぐる問題、ことしから特に国の助成金もなくなったりして、どうやっていくかというのも1つの課題でありますので、こういったさまざまなこと等について町民の皆さん方にも理解をしていただくことも必要かと思っております。また、米の消費拡大、そういう意味合いからも広報については必要な時期にそれなりの内容の記事は掲載してまいりたいと思っております。

○新改 幸一議員

先ほども言いましたけれども、種を制するものは世界を制するという言葉があるということ、この農業評論家の方が言っておられますけれども。私たち農家というのは数十年前、農畜産物輸入拡大が決まって、日本の農家は米の減反政策に協力してきました。そういう形の中で外米が多く入ってくるようになりまして、米の価格も安くなったところでございます。それでも水稻農家は努力をしてきたところでもございます。ここに来て、もはや米の種までが外資系に押されてくる日本、残念でならないということを感じざるわけでございます。本当にこのことが残念で大きな問題でございますが、国の関係、国会議員の皆さん方には真剣に考えてほしいなというのを感じているわけでございます。聞くところによりますと、批判になるんですが、近ごろの国会議員の先生たちは農業をやってみられない国会議員が増えていると。大都会の国会議員だけになってしまっていて、地方の本当の農家の気持ちを判る国会議員は少なくなってきていると常々聞くところでございます。そういうところで、国のほうもしっかりとこの問題にはひとつ努力をしてもらわないかなということをつくづく感じます。

そういう形の中で、町長が我がまちの首長として、将来の米作については心配もされていらっしゃるし、恐らく町長の答弁にありました、町長の任期中にはどうこうということはないかもしれませんが、私たちのこの時代でさつま町ならではの1つの柱というのをきっちりとして上げていく必要もあるかと思っております。ぜひそういうことを要請させていただきたいと思っております。1番目の質問に対しては終わりたいと思っております。

次に、2点目の問題なんですが、先ほどから言っておりますように、我がまちはさつま牛の産地でございます。畜産農家が、今言われております種子法廃止に伴う将来の米のこともなんですが、先ほどお見舞いも申し上げました、ことし米をつくれないう伊佐、湧水町あたりの農家が米をつくらんと、畜産農家に伊佐・湧水・えびの方面から我がさつま町に稲わらを買ってくる畜産農家が増えてくるんじゃないかと。そうすると、我がさつま町の畜産農家とわら合戦になっていく

という心配をされている農家もいらっしゃいます。

そういうことを考えますと、さつま町の管内で危機感を持って国内稲わらの確保というのを、行政、JAと一緒に畜産農家のための支援をやっていく必要があると考えているところがございます。

大きな畜産農家で、資金的にそれなりの余裕といえば失礼にあたるんですが、資金を持っていらっしゃる農家の皆さん方は、外国からの稲わら、消毒をしてきちっと燻蒸した稲わらを輸入されている農家も聞きます。そういう方々はそれなりの目標があつてのことだと思ふんですけども、さつま町管内の畜産、増頭を進めている形の中で、10頭以下の畜産農家がかなり多いと思ふんです。そういう方々は、町内でとれる稲わらを確保しながらそれを粗飼料として、それなりに畜産農家が増頭にも努力をされていらっしゃるし、また、畜産関係に頑張ってもらっているわけでございます。

そういうことを考えますと、本当に将来に向けて米をつくる農家が少なくなっていく、そうしたら畜産農家まで影響が来るということの、農家の気持ちというのが判るような気がいたします。そういうことでございますので、どうかこちらあたりも行政として畜産をやめないような指導もひとつお願いをしたいと思います。

答弁の中でWCSとか、確かに増えてきております。そのこともラッピングして、畜産農家がきちっと餌に与えることは間違いないんですが、やっぱり基本は乾燥した稲わらが一番いいんだということを畜産農家は言っております。といいますのも、WCSはWCSでいい面もあるのですが、余りにも栄養度がいいものですから、与え方によっては生産牛が年一産せんないかんのが、太ってしまったり、種つけや妊娠の仕方が狂ってくる可能性もあるというふうなことも言われております。ですから、そこあたりも含めて行政としてJAと一緒に指導もしていかなんと、将来的に大きな壁にぶち当たるんじゃないかなということも言われます。そこあたりも考えますので、ぜひ行政として指導をしていただくように要請をしておきたいと思ひます。

私の一般質問はそういうことなんですが、特に先ほど言いましたモンサントという外資系の会社というのは私も初めて聞いたもんですから、資料を見ていただきますと、我々が今使っている除草剤のラウンドアップをつくっている会社らしいです。これが物すごく世界に大きく進出しているということでございます。

6月5日の農業新聞の小さな記事だったんですが、見ていらっしゃる方もあると思ふんですけども。モンサントの買収、7日完了、バイエルという見出しで農業新聞に載っております。ドイツの医薬品・農薬大手バイエルは4日、米種子・農薬大手モンサントの買収手続が7日に完了すると発表ということで、本日、きょうでございます。何でこのバイエルがモンサントを買収するかということの記事が載っておりますけれども、モンサントというのは遺伝子組み換えの作物の代名詞的企業として世界的には批判があるということであるようでございます。ですから、このモンサントという名を使つての種子法廃止に伴う日本への攻勢については、このバイエルという会社を買収して、これで日本に攻めてくるというふうなことが書いてあります。

ですから、私たち国は国なりに、県は県なりにいろんな施策を打っていかなくてはならないわけでございますけれども、外資系の会社というのは資金も持っております。あの手この手を使つてくる本当に怖い時期が来るのかなというふうにも感じます。ここあたりをぜひ関係機関と連携をしながら努力していただきたいということも要請をしておきます。

また、本日の農業新聞にも載っておりますが、種子法復活法案、安定供給の確保焦点ということで、農水省委員会のほうで意見が活発に出ているのが農業新聞に載っております。種子法の廃止の経緯、種子生産への行政関与の後退、それから種子価格の高騰とか、それぞれの国会の先生

たちが議論をされていらっしゃるようでございますけれども、こういうのも県との連携、国の流れというのをきちっと整理もしていただければ、私たち管内の農家というのはある程度一安心するんじゃないかなというふうにも感じているところでございます。

私も中津川採種生産組合の通常総会で、県庁の農産園芸課の方が来て、稲の優良種子生産に関する県の取り組みということで、説明された資料もいただきました。種子法の廃止後の国の対応、それから県の対応、県の主な役割等もきちっとうたってございます。ここあたりは先ほど町長のほうから答弁がありましたように、種子法廃止に伴う鹿児島県の水稲農家、畜産農家を守るための県の条例というのをきちっと制定されるように、特に我がまちの町長の考えだけじゃなくして、早期米の種場は大崎町のほうでもあるわけでございますので、この大崎町の町長さんやら県内の町村会の首長さんたちとも、常にこのことは連携をとりながら県のほうに要請をしていただきたいと思いますと思うんですが、町長、このことはどうでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

確かに種子法の廃止に伴って民間参入というのが懸念をされるということもございますし、あるいは民間参入によってコストが上がってくるんじゃないかと、種代にはね返りがあるんじゃないかと、いろんな不安がされておるところでありますので。県のほうは先ほど申し上げましたとおり、要綱とか要領の中で対応をして予算もそれなりの措置もしていただいておりますので、これが確実に続くように、今ありましたとおり県内の関係町とも一体となって要請はしてまいりたいと思うところでございます。

ご案内のとおりさつま町は、いつも申し上げておりますとおり、農業は基幹産業だということではございますけれども、その中でも古来よりさつま町は水稲を中心にして畜産なりあるいは果樹なり、園芸なり、そういうものと複合的に経営をしてきたところでもありますので。やはり基幹となります作物の水稲が非常に脆弱な状況になると、経営そのものにも影響が来るわけでもありますので、水稲については基幹作物としてずっと位置づけられるような形の経営というのが必要になってまいりますので、行政としまして、関係機関一体となって取り組みを進めてまいりたいと思うところでございます。

米の質においても、県内の中でも良質米の産地としてありますし、「ヒノヒカリ」はもちろんでありますけれども、「あきほなみ」についても消費者の皆さん方から高い評価を受けている特Aということがずっと続いているわけでもありますので、こういうことで米作の農家については意欲と元気を持ってやっていただいているわけですので、これからもそういう気持ちでやれるような取り組みは必要かと思っているところでございます。

今ありましたとおり、県のほうにはいろんな機会で申し入れをしていきたいと思っておりますし、安心してこれからもできるような形に進めてまいりたいと思っております。

ここで参考までに申し上げますけれども、現在の肉用牛の飼養戸数の頭数の関係であります、本町については繁殖牛の生産が主体で、肥育が一部ありますけれども、肥育については特に良質の肉を生産するようになりますと、わらを原料とした飼料の与え方がありますので、そのわらの確保というのは極めて大事なことであります。

また、米作農家についても畜産農家との耕種連携をしっかりとった上で、わらを給餌できる形というのが大事かと思っております。WCSもありますけれども、おっしゃるとおり、成分的な問題からいろいろありますので、わらの供給というのがこれからもできるような形で進めてまいりたいと思っております。

現在の肉用牛の飼養戸数とか頭数を見ますと、肉用牛の飼養戸数については、現在333戸であります。繁殖牛が330戸、肥育牛は19戸、前年より繁殖牛農家が18戸減少で

ございますけれども、これについてはやはりこの少数飼いの高齢化に伴っての減少かと思っているとおりであります。

頭数の関係については、1万3,273頭ございます。種有牛が37頭、繁殖雌牛で3,665頭、肥育牛で7,571頭、子牛で2,000頭、前年よりも245頭増加をしてきております。一時は非常に頭数が減ったということで心配をされておりましたけれども、現在はこういう形で、戸数は減っておりますけれども頭数的には増えているという状況がございます。

それから、粗飼料の生産の状況であります。町内で作付をされております飼料作物の面積におきましては、944ヘクタールでございます。田んぼのほうで456、畑で488ということでありまして。春夏の作物が247ヘクタール、秋冬で697ヘクタールということでありまして、中でもイタリアンライグラスが692ヘクタール、WCS用の稲が199ヘクタールということでありまして。この飼料用の作付面積も3.2ヘクタールが増加ということになっております。もちろんWCSの関係もあるかと思ひますし、イタリアンの作付も増加しております。

それから、稲わらの利用状況でございますが、町内での稲わらの生産量というのは年間7,446トンであります。前年より55トン、若干減っておりますけれども、町内の畜産農家の利用量というのが6,228トンですので、前年よりも31トン減少でございます。町外の購入量というのが1,211トンということでありまして。

流通の粗飼料の購入量と価格でありますけれども、やはり乾燥の関係の分についてはアメリカ、オーストラリア産というオーツヘイ、バミューダグラス、チモシー、こういったものが1,988トン購入をされております。前年度よりも購入量が67トン増えているということでありまして、購入単価におきましてもキロ40円から65円ということでありまして。

それから、稲わらについては、購入の稲わら量というのが3,480トン、前年よりも662トン増えています。内訳は、県内が2,990トンで86%、県外産、先ほど申し上げました九州内の県のほうからは450トン、全体の13%、外国産というのが40トン、1%であります。購入単価というのはキロ当たり35円から40円で購入をされておるようでございます。

以上、参考までに申し上げさせていただきました。

○新改 幸一議員

いろんな粗飼料関係のデータ等も答弁をしていただきましたけれども、先ほどから言っておりますように、何といたっても日本の稲わらが本当に大事だということを町長も考えていらっしゃるということで安心するところでございます。

特に外国の稲わら云々というのは、一方では安心・安全という面からすれば大変考えさせられる面もあるわけでございます。過去に大変苦労しました伝染病、口蹄疫の問題というのも畜産農家は考えているようでございますので、そういうところも考えて、今後将来に向けた指導というのを要請しておきたいと思ひます。

こういう流れになったところでございますけれども、ことしの農協の種もみの関係なんですが、価格はウルチ・モチ、キロ当たり529円で供給されておりますけれども、日本のお米が消えていくという元農水省大臣のコメント中に出てくるのは、外資系の種もみが独占していけば、種もみの価格が10倍になるというふうに話をされております。そういう時代が来ますと、水稻農家は529円で今供給してもらっているのに、5,290円の種もみに、種もみというのは昔から3年に1回は更新しなさいという指導をされてきているわけでございますが、キロ当たり5,290円の種もみをしょっちゅう変えなさいといえ、農家はもうつくらんという形になってくる可能性もあるものですから、農家が心配しているというところでもございます。

る要請もいたしましたけれども、今後の管内の、ましてや県の条例は鹿児島県の水稲、畜産農家を守る1つの施策でございますので、大きな器でぜひ今後も努力していただけますように要請をして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、新改幸一議員の質問を終わります。

次は、13番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

さきに通告いたしました1番目、鶴田ダム周辺の活性化策について、鶴田ダムの再開発事業がことしの10月で終了することになります。

まちはダム湖周辺の利活用策を国土交通省と協議されていると思うが、利活用策に対する取り組みについて、町長のお考えを伺います。

2番目に森林バンク制度について、お伺いします。

森林の荒廃を防ぐ目的で管理者のいない民有林を市町村が管理する森林バンク制度を盛り込んだ森林経営管理法が成立いたしました。本町の面積の66.45%が森林を占める中で、民有林は1万4,160ヘクタールもある本町では、現在の森林整備事業のさらなる推進をすること、また、公益的機能の維持、継続には森林バンク制度は必要策であると考えます。

この制度は平成31年4月からの施行であります、その取り組む考え方を町長に伺います。

以上、2問の1回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

川口憲男議員から2項目にわたりましての御質問でございますので、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、鶴田ダム周辺の活性化策についての御質問でございます。

ダム周辺につきましては、平成19年度より鶴田ダムの洪水調節容量の増量を図り、川内川流域の洪水被害を軽減するために、711億円の巨費を投じて実施をされました再開発事業もいよいよ本年10月には完了式が予定されておるところでございます。

これまでの再開発事業の中では、大鶴ゆうゆう館の敷地が、のり面保護工事の用地として必要なことから移転、新築をしまして、川内川大鶴ゆうゆう館として、川内川流域の展示室、発電展示室を兼ね備えた複合施設として、昨年の10月末にオープンをしたところでございます。

事業完了後に返還されますバッチャープラントの跡とかヘラブナ岬につきましては、国の予算の範囲内で町の要望等を踏まえまして、駐車場としてアスファルト舗装等と、周辺に桜、モミジ、ツツジ等を植樹していただき、花見や駐車場、広場を利用したイベントに活用できるんではないかというふうに考えているところでございます。

具体的には民家の近くで開催できない車のイベント、あるいは野外音楽フェスティバル、堤体を活用したできることなら今はやりのプロジェクションマッピング、そういうものの利用もあるかと思っておりますので、今後、ヘラブナ岬の活用策といたしましては、駐車場としての活用、あるいは大鶴湖及び発電所遺構、曾木の滝をめぐる遊覧船の運行の発着場として活用できないか、検討をしてみたいと思っております。

ダム公園につきましても、進入路の整備等を含めた全面的なリニューアルに向け、鹿児島県の魅力ある観光地づくり事業等が活用できないか協議もいたしておりますけれども、今後の整備状

況によってまた要望をしてみたいと思っております。

また、ダム管理所との連携によりますインフラツアーの実施への協力や、堤体内におきましてはダムの監査廊を活用して焼酎とかワイン等を保管する事業も今検討をいたしているところでもあります。

例えば出生届のあった親御さんたちに成人式になったら焼酎も飲めるということで、20年間保管をしていただくとか、いろんなやり方もあるかと思っておりますので、そういったことも公募しながら検討してみたいと思っております。

また、ダムカレーとかダムのチャーハンもできておりますけれども、そういうことについても町の飲食業組合が中心となってメニューづくりに取り組んでいるところでもあります。

今、ダムについては、ダムの管理所においてインフラツアーという形で、これまで工事期間中におきましてもバスで相当なお客さんにおいていただいて御案内もいただいておりますけれども、今後もそういう形での取り組みをしてみたい。町内の観光地とリンクした形での取り組みを進めていきたいと思っております。

これらの利活用の策を生かすために、曾木の滝から鶴田ダムを結ぶ県道鶴田大口線の改良整備については、今までも県のほうにお願いをいたしておりますし、場合によっては国交省のほうまで危機管理道路としての機能を生かしていただきたいということでも要望いたしておりますので、これからも逐次整備が行われていくものと考えております。

また、道路から湖面までの除間伐を含めまして、引き続き国及び県に対しまして本町と伊佐市との連携のもとに要望活動を展開してみたいと思っております。

次に、森林バンク制度についての御質問でございます。

今国会におきまして、森林経営管理法が可決をされました。1つ目に、森林所有者に適切な経営管理を促すための責務を明確にする法律になっております。2つ目に、森林所有者自らが適切な管理経営というのを実行できない場合においては、市町村が経営管理を行うために必要な権利を取得した上で、森林経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営体に委ねるということになっております。3つ目には、支援的条件に照らして、林業経営に適さない森林及び林業経営者に委ねるまでの森林においては、市町村が自ら管理を行うようにする新たな森林管理システムの仕組みが構築されたところでございます。

今後、市町村は森林所有者からの申し出とか意向調査によりまして、経営管理を委ねたいというような意思表示がございましたら、市町村に経営管理を集めるための計画を作成、報告をいたしまして、これを行うために必要な権利を取得することと考えております。

また、市町村が権利を取得した森林のうち、林業経営が成り立つ森林につきましては、市町村が林業経営の受託を希望する林業経営者に、林業経営を委ねるための計画を作成、報告して、林業経営者が林業経営を行うに必要な権利を設定いたします。

森林所有者におきましては、市町村が介在することによりまして、長期的に安心して所有の森林を任せられるということになりますし、森林所有者から得られる収益の取得が期待をできるというふうに考えております。

また、林業経営者におきましても、多数の所有者と長期かつ一括した契約が可能となりますので、経営規模とか雇用の安定化、拡大にもつながるというふうに考えております。

これまで手がつけられなかったもの、所有者不明の森林についても、この法律の中でいろいろと整備ができるようになることで、間伐等の施業、路網の効率的な配置ができるようになりますので、施業の集約化とか経費削減にもつながると考えているところでございます。

[町長 日高 政勝君降壇]

○議長（平八重光輝議員）

ここでしばらく休憩をします。再開はおおむね午前10時30分といたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時30分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○川口 憲男議員

種々答えをいただきました。一問一答制ですので、町長のほうに質問をいたします。

先ほど、私、通告で申し上げましたとおり、まず、国土交通省との協議が何回ぐらい行われたのか。鶴田ダム周辺につきましては、国土交通省も施設とか観光面で大事なところだと思うんですが、まず、町長、国土交通省との間でこの利活用策について審議されたのか、話し合いがあったのか、5月やったですかね、町長の報告のところでも、地方整備局長が5月末にこっちに来られたということで会談があったということは、一番最初の日に説明があったんですが、そういうところの中で、町長は、こういうことを、周辺活動について、活性化について議論をされたのか、そこをまず1点お伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

ダムの再開発工事が行われて、19年から始まっておりますけれども、これまで、この一番窓口になっている川内川の河川事務所、あるいはこのダム管理事務所ですね。こういうところはいろんな機会に、この問題については共有をいたしております。大鶴ゆうゆう館の関係もございましたし、あわせて、完成後における利活用ということについては、いろんな機会に話をしておりますので。

5月31日の九州整備局長がお見えになったのは、伊佐、湧水の噴火の関係のそういう支流、川内川の関係。それから、薩摩川内市の甌島の架橋の問題、そういったことが中心でございまして、私どもとそういう事務的な、業務的な協議というのは、ダムの関係とか、あるいはこの河川の激特工事、かわまちづくり、そういうことが中心でございまして、特段、この事務的なまだ具体的な作業というのは、河川事務所と協議をしている段階でありますので、そこについては具体的には触れておりません。

○川口 憲男議員

九州整備局のトップとの会談があったということなんですが、しょっちゅう、この整備局長との会談があるということはないと思うんですけれども、こういう機会を捉えて、先ほどおっしゃいました川内川流域の活性化という会議も持たれております。

それは、災害の件とか、いろいろな防災の件とあったと思うんですけど、やっぱりそういうところを通じては、町長は、まちの実情というか、まちが望むところで要望されるべきことだと思っております。

次に移ります。

今の答弁の中で、バッチャープラント跡地周辺の利活用を、町長は答弁で申されました。のり面の利活用、あるいは、プロジェクトンマッピング、ちょっと私は、この言葉は判りませんが、それ等で活用ができないかということでした。

以前、ダムのところに公園があったときには、遊ぶ水辺の公園等があったり、それから、広葉

樹林を生かして散策道路にし、そして、大鶴ゆうゆう館に登っていくというような構想もありました。

再度聞きますけれども、こういうのり面の利活用策で、ツツジや桜、もみじ、四季を通じた花や緑の観光施設の活用策が十分考えられますけれど、先ほど申されましたように、こういうところをどういうふうな整備なされたい考えなのか、端的にお答えください。

○町長（日高 政勝君）

先ほどお答えしましたとおり、イベントができるような、その広場、あるいは駐車場、そういう形でお願いをしております。

○川口 憲男議員

先ほど、国土交通省との話の中でも、何も、そういうところなかったということをおっしゃったんですが、イベントができるような広場構想と、そういうところを申し上げられました。

つい先日、ある部署に行きまして、こういうのり面の利活用やら、そこあたりはどうかということを知りたいんですけども、町からはそういう、まだ要望とか何か来ていないということを示されました。

しかし、今ここに、答弁を聞いておきますと、もうイベント構想的なあれにしていくんだということがありました。それには、バッチャープラント跡地周辺のところ等を含めて、舗装を含めて、やっぱり国交省に重々お願いする面、それから、例えば、町でやらなきゃならない面があると思います。

そこあたりを色分けして、国交省とお互い共通な課題で持っていかなきゃならないと思うんですが、その辺のところの協議というのはなされていないのですか。

○町長（日高 政勝君）

町有地を今まで再開発のために利用していただいたわけでありまして、あとの関係については、一応、もとの、復元というんですか、そういう形に当たって、町としては、こういう使い方を考えておりますので、それについては、こういうことでお願いしたいということで要望をいたして、先ほど申し上げたようなことで協議をしているわけでありまして、恐らく、国交省のほうもそういう対応をしていただけるというふうに考えております。

特段、町として何かやるかということ、それはありません。

○川口 憲男議員

さっきのプロジェクトマップ、これの説明を町長、担当課でもいいですけども。

○町長（日高 政勝君）

いわゆるダム你再開発工事をされて、南九州一の規模の重力式のダムでありますので、今でもたくさんの観光客がお見えでありますし、夜の場合は、工事中にイルミネーションを工事事務所の方、あるいは管理事務所一体となって、すばらしい景観になって、お客さんも夜も多かったということを知っておりますので、できれば、今、結婚式場あたりで壁にやっているプロジェクトマップというものもあるけれども、そういうものができたら、景観的な見応えのあるものになるけどなという一つの希望的なことを申し上げたところで、やるとか、そこまでは今のところ考えておりません。

○川口 憲男議員

その湖面といいますか、今のバッチャープラント周辺、今、あそこに段階的に切り込んであった、例えば、碎石を、砂利等を置く、そしてバッチャープラントがある、そういう2段階のところがあるから、そこあたりを活用した何かができないかという構想の考えのようですけども、そういうところを活用していく、そのために、例えば、先ほど町長は、町有地を貸しとったか

ら、その跡地として国交省が返していくと。私もそういう状況の中で、借りとった手前、ほんなら借り賃をいけんかせんないかとか、跡地にほんなら国交省としてもどういうことをして、お返しいたしますよと。

今、重機関係がいる関係上、撤収するには、そういうのを使ってしたほうが、手短にできるということも考えるものですから、国交省にそういう考えはないかということ、先走った感じですけどもしたところがあります。

だけど、今おっしゃったように、プロジェクションマッピング等的なイベントができないかということ、これにはいろんなところがあると思うんですけども、させていけたらと思います。

そういった、町長、流れの中で、二、三日前も、大鶴ゆうゆう館、新しく、昨年度10月、整備をされて、オープンして、今ここに来ているんですけど、なかなか集客といいますか、今までは、現場で仕事をされる方が、昼食をあそこでされるということが多かったんですけども、今に来ては、それも少なくなってきたと、非常に減少傾向にあるということでした。

町長のおっしゃったイベント広場、いろんなことをする。あるいは、例えば、桜とかもみじとか、四季を通じたいろんな場所として活かしていけたら、また、大鶴ゆうゆう館の有効活用もあると思うんですが、そこあたりの考え方、そういうイベントを随時していくという考え方のようですが、いま一つ、具体的に、何かこれからの話ということですか。それとも、もうそろそろ構想を持って、取り組んでいかねなければならないというところだと考えるんですが、町長のお考えは。

○町長（日高 政勝君）

先ほど申し上げたとおり、せっかくこうして、もともと旧鶴田町の時代に、ダム周辺の、いろんな広場があって、それなりのお客さんも来ていらっしゃったようでもありますので、大分土地としては狭くはなっておりますけれども、何とか有効活用できないかということで、ヘラブナ岬とバッチャープラントのあったところについては、先ほど申し上げたような形の、公園的な、あるいは駐車場とか、そういうことで、イベントができるような広場ができないかということで考えております。

のり面については、ツツジとか花木を植えていただくようお願いしておりますので、時期によっては、やっぱり見学者もいらっしゃるんじゃないかと思っております。

そういうことで、特段大きな、今は、Enjoinさつまの方が、さつまのB&Gの駐車場で、2輪、4輪のオールドカーのイベントをやっているんですけども、あれも非常に、数千人、あるいは1万人規模、それなりのファンの方がおいででありますから、例えば、主催は向こうの方ですので、こういった広場でもちよっと変わった場所として合同でできれば、たくさんお客さんも訪れて、新たな観光の場所になるんじゃないかなという考えもあります。

そしてまた、大鶴ゆうゆう館も完成をいたしておりますし、再開発が終わって、先ほどからありますとおり、国交省も、観光庁もお持ちでありますけれども、観光庁の皆さん方もこういった社会資本整備をしたところについては、何とかインフラツーリングをどうしてもやっていきたいと。その場所には非常に適正するというふうなことで、今までも、先ほど申し上げましたとおり、ダムの再開発の工事中も、ダムの堤体の案内をしたり、新たな観光スポットとして、利用もかなり起こったわけでもありますので、そういったこともあわせて、そしてまた今後は、ダム公園の展望所等についても、必要な改修をしながら、あの辺の一体の利用促進が図られて、また、上流の伊佐市との連携というのは十分考えられるわけでもありますし、今でもDMOの関係で取り組んでいるわけでもありますので、曾木の滝の連携を図るとか、そういう形での利用促進を図っていききたいと。

もちろん、この町内の観光資源とのリンクした形での取り組みではございますけれども、そのような考え方を持っているところであります。

○川口 憲男議員

10月に終わってから考えるというような話なんですけれども、やっぱし、今、町長の答弁にありましたように、非常に観光地として、よそのダムを見学に行きますと、非常に整備がなされております。そしてまた、集客を集める工夫をされております。

先ほど町長のお話にありました、ヘラブナ岬等は、あそこに行って、ダムの本体を眺めたり、湖面を眺めるといのは非常に景観上、美しいところがあります。あそこに工事の資材とかいろんなのが置かれまして、なかなか入っていけないところがありましたんですが、今後は、やっぱしあれを生かされることが、ダム公園に桜を植えて、12月やったですかね、予算も計上されて、いろんなところの整備をし直すということになっておりましたけれども、やっぱしそういう面。

それと、町長がおっしゃった、川内川流域、町内のいろんな観光地といいますか、施設とタイアップした整備活動をしていくことが、さつま町にとっても、非常に集客力を高める一つの手じゃないかと思っております。

そういったところをするちすれば、例えば、あと申し上げたかったんですけれども、宇津良迫の防災施設倉庫とおっしゃったんですけれど、まだ確実に、どういう活用策も出てきておりませんけれども、ああいったところの整備、あるいは、あの周辺の道路整備、そういうところも物すごく大事になってくるんじゃないかと思えます。

そういったところで、今の考え方ということですので、そこあたりを含めた、町長の整備計画を早いうちにつくっていただくことが、私は理想かと思うんですが、そういう考え方を、町長、もう一回お示し願いたいと思えます。

○町長（日高 政勝君）

冒頭からお答えをしておりますとおり、イベント広場的な活用とか、ヘラブナ岬、ちょうど丘があったんですけど、あそこは芝生にしてみらうとか、あるいは、砂利舗装になるのか判りませんが、そういうイベントとしての広場にできる場所でありまして、バッチャープラントのところも、駐車場としてはできますし、また、のり面は花木を植栽する、そしてまた、駐車場でもイベントができる場所になるかと思っております。

また、先ほど申し上げましたように、花見であったり、あるいは、いろんなイベントの場所として活用をしていく。そしてまた、野外音楽的なこともできるかと思っておりますし、いろんな使い方ちゅうのはあるかと思っております。先ほど申し上げたとおりでございます。

ダムの堤体の監査廊の使い方とか、そしてまた、川内川大鶴ゆうゆう館の今は、ダムのやっぱし特別な料理という形で、どこの県も今あります、ダムカレーをつくったり、ここでは、今、研究に入っておりますけれども、今、ダムチャーハンは出しておりますが、そういう特色のある料理も提供をしたりやっておるところであります。

いろんな使い方があるわけで、今申し上げたようなことを中心に、また、いろいろ関係の皆さんともまた話をしていきたいと思っておりますのでございます。

当然、そういう計画のもとに、今、進めているわけでありまして、できるだけ多くの皆さん方が訪れるような取り組みはしていきたいと思っておりますのでございます。

○川口 憲男議員

今、取り組みを考えているということでしたので、いち早く動きがとれるように、今、町長の思いにありました、そのダムカレー、ここしかないよというような味の状況も出てくると思うんですけど、そういうことのためには、大鶴ゆうゆう館の活用策も考えていくために、それとか、

鶴田ダム自体の、西日本一のダムをどうして利活用していくかということに関しては、周辺道路、あるいは先ほど申しあげました、もみじとか桜とか、ツツジなど植えるということが大事じゃないかと思っております。

例えば、町長、もみじ、桜というのは、さつま町では、もみじの森景観形成プロジェクト会というのがありますよね。ここから、そういうのはできるし、このプロジェクト会やらを利用されたら、植栽もできるんじゃないですか。

それから、桜にしますと、日本さくらの会、これは宝くじ事業だそうですね、50本以上でしたら、寄附的などところといますか、贈呈ができるようなところもあつたりします。

それから、県で進めている緑の羽根の緑推進事業、こういうところを使われたら、そういう樹木に対しての補助があると思うんですけども、そこあたりを利用して、いち早く進められるという考え方をとられたほうがいいと思うんですけど、今、考えているちゅう状態でしたんですけども、10月に終わる、その寸前までに、協力をもらってできるような方向性がとれないものなのか、町長。

○町長（日高 政勝君）

もみじについては、町職員のもみじプロジェクトの中で、既にダム周辺とかは植えておるわけでありまして。宗功寺とか、あるいは関係のところでは、紫尾温泉とかですね、実際植えておりますし、今後もそれはある程度の計画をもって引き続きできるかと思っております。

もちろん、緑化推進のそういう組織もありますし、あるいは、日本さくらの会というのがありますので、必要に応じては、そういうところにもお願いして、御協力はできるかと思っております。

○川口 憲男議員

ぜひ利用できるところは利用して、周辺を活性化させる、あるいは周辺の美化に努める、樹木等、そういうところで利用できるところはしていただきたいと思っております。

ちょっと急ぎますけれども、それから、先ほど町長のお話にありました、自然体験型DMO株式会社やさしいまち、ここの関連もありまして、県道鶴田大口線の進捗状況をちょっとお伺いいたしますが。

私も、地元の間人として、やはり、曾木の滝から鶴田ダムを通して大口から帰る便を多く使っているんですが、なかなかこれでDMO構想なんかも話題にのっているんだろうかなというもんがあります。

だから、そうしてそこの宮之城の国土交通省の管理出張所に行きまして、ああいう県道沿いから湖面が見えるようなシステムができないかと、あの樹木が鶴田ダムの管理地か、それとも営林署の管理地かと、非常につくった当時からしますと、大きいのになれば七十年、八十年、大きな木になっていますし、湖面が見えない状況になっていると。

ここあたりもDMO構想の中で、大きなお金を払っているわけですから、そういうのも議論もされて、鶴田ダム、曾木の滝間の整備も図られるべきだと思います。

担当課にも聞きますと、期成会、これも以前にやって、いろいろ、その当時の課長のほうからも聞きましたけれども、期成会をやっていろんな話し合いをしているんだと、なかなか前に進んでいないのが現状です。

先ほど町長は、国土交通省の管理道路として利活用していくということでしたが、そのところを国土交通省との危機管理道路、あるいは、そういう周辺の湖面を見れるような道路整備。曾木の滝のほうの発電所ですか、あそこまでは道路も広がっているし、そういうのに大口としては力を入れているんですが、こっち側として、もう少し県道鶴田大口線に、もうちょっと熱意を

持って入れられる希望はないのか、これも8月2日に県知事と会談されております。こっちに見えられております。そういう中で、やっぱしそういうところも、まちの実情というか、現状として訴えられるようなところがあると思うんですけど、町長、この道路について進捗状況でもいいですのでお答えください。

○町長（日高 政勝君）

これは、数回議会にも報告をしておりますけれども、ここは、おっしゃるとおり、ダムと伊佐市とを結ぶ県道になっております。

鶴田ダムの国有財産もありますので、一つはまた、ダムの操作という管理道路です。それもあわせ持った形でありますので、国のほうには県道でありますけれども、そういう過去の、18年の7月の水害のああいふ事例で、崖崩れがして、なかなかダム操作にもちょっと苦労したということもありましたので、何とか、この危機管理道路という形で整備をしていただきたいというようなことは、ここも国土交通省に直接、伊佐市、それから関係の県議会の皆さんと一緒に要望に伺っております。

それで、ここについては十分御理解をいただいて、社会資本整備交付金、そちらを国が直接やるということにはなりませんし、今の再開発事業の中の、やはりいろんな工事の通行に支障があるということで、カーブカットとか、そういうことはやっていただきましたけれども、基本的な道路整備については、県道ですから、国がやるわけいかんですので、そういう交付金の中で、県がやっていただくということで、これについては、また県のほうも強く、まちのほうからも要望をいたしております。

できたら、このトンネルの改修までやっていただきたいというところまでおりますが、いわゆるこのダムから曾木の滝に至るまで、橋梁も物すごい数があります。これについては、やはり、今、長寿命化ということで、何とか耐え得る、安心な、安全な橋にしていきたいということで、道路も、一緒に橋梁の整備点検も今やっていただいております。

非常に県のほうも力を入れてもらっておりますので、毎年、そういう整備もいただいております。

今後については、また引き続き、この路線整備については、要望は続けてまいりたいと思っております。

○川口 憲男議員

ぜひ、今までも期成会とかいろんなのがあって、整備の話が出てきたんですけども、なかなか町長のお話にありますように、カーブカットとかいろんなところはしたんですけども、いまいち、例えば、乗用車とすれ違ったときに、観光バス、大型バス、中型バス、まず会うことはございません。やっぱし、さきに話にありましたように、交流人口を広めていくためには、そういう車等が行き交うところが非常にいいんじゃないかと思っております。

ぜひ、さっき、要望していくということでした。整備だけは国交省にもお願いされて、していただきたいと。どこがすっとけということをしていただきたいと。

18年の災害のときも、狩宿を越えてきて、あそこはその当時、舗装整備になりました。今行ってみますと、ちょっとまだ木々が生い茂ってきているような状況でしたので、ぜひ、そういう要請活動はしていただきたいと思っております。

参考のために、町長、私、自分の書類を整理しておりましたら、私たちがとっています「地方議会人」、これは2000年の5月号です。ここに、これ余談のことですけど、通告外ですけども、「竹林面積日本一」「竹を活かしたまちづくり」宮之城町ということで載っています。

これをずっと見ていきますと、いろんなことで、県立公園の建設とか、あるいは、竹の町の竹

にこだわったことの、いろんなこだわりが載っております。竹林公園ですか、というようなのも載っております。それから、こっちを来てみますと、やはりいいことを進めて何かしているんだけど、なかなか具体化とか、実用化が、あるいは、そしてまたそれが活用されていないなというところを感じるところがあります。

これは一つの余談ですけども、こういうふうにして、周辺の活性化については、今、町長の答弁にありましたように、考えているちゅう状況の中から、早く具体的に、どういうところをどうしていくというような話し合いといいますか、これは庁舎内でも十分できていくところがあると思います。そこんところを早く進めるべきと思います。

鶴田ダム周辺の活性化については、鋭意努力されるよう、また早い時期に利活用が進むようにぜひしていただきたいと。

次の2問目に移ります。

この森林バンク制度ですけども、町長の答弁にありましたように、まさにそのとおりです。

十分、国のほうもまだ市町村に対して、どういうところというのを示していらっしゃるんですが、町長の答弁にありましたように、民有林に対して、市町村が経営管理を集めるための書類を作成するとか、また、権利を委譲するとか、それから民有林所有者から町にそういうあれを委譲されるとかということが来るかと思えます。

今月21日やったですか、今月21日に市町村の担当へ説明会があるということですけども、そこを聞いて行かないことには、詳しく内容的なのが説明もできないんじゃないかと思えます。

今月たしか9日の日に、6月9日の日に、林野庁が各県の担当者に説明するというのを聞いております。県のほうから、もしそれが判りましたら、資料を差し上げますということでしたので、それは私も待っている状況ですけども、とりあえず、今のさつま町がしている森林行政の中で、やっぱり民有林の利活用、それから、どうしていくか、そこあたりのところに、ひとつ拍車をかけられるようなシステムだと思います。

町長、もう一点聞きますけど、例えば、こういう山の放置林、不在林、いろんな所有者状況がはっきりしていない中で、今、農政のほうで農地中間管理機構統合、県が一括管理し、それを先ほど述べられた事業者、森林の場合は事業者とか、森林経営に委ねるといったことがありましたけれども、やっぱり、こういう林業版として使っていくとすれば、今の体制でできるのか、いち早くそういうシステムも構築せにゃならんのか、まだ県ですということが出ていませんけれども、市町村ですとした場合は、そういう管理体制の業務のところが出てくるんじゃないかと思えますけれど、そこあたりの考え方はどういうふうにとらえられていらっしゃいますか。

○町長（日高 政勝君）

今回、森林の管理については、今、高齢化が進んで、木材価格がなかなか上向かない、低迷をしている。このようなことから、林家の皆さん方も、山に目が向いていない、除間伐すらもやっていないというようなことが課題になっております。

森林はもとより木材の供給、あるいはまた保健休養、あるいは水源涵養とか、多面的な機能を持っているわけでありまして、除間伐、管理等が行き届かないゆえに山が荒れてしまう。非常に大きな課題となっております。

戦後、植えられたこの山についても、もう既にほとんどの山は、この伐期にきておりますけれども、なかなか木も搬出をされないという実態がありますので、やっぱり将来的に大変心配をされるというようなことで、過去においても森林法が改正をされ、今回もまた、森林経営管理法も制定をされる、それでまた、そのための必要な財源として、森林環境税も創設をしようと、そういう動きになってきておるわけで、そのためには、この一番身近な市町村が、その役割と責任を

果たしてほしいと、そういう流れになっておるわけでありますので、その辺のところを十分理解をしながら進める必要がありますが、おっしゃるとおり、今、市町村の、特に町村ですけれども、非常に行革を進めて、職員数を相当数減らしてきておりますので、例えば、山の森林管理についても、どこの市町村も課題になっているのは、そういう体制ができていないということが問題になっております。

幸いに、さつま町においてはいち早くこの法改正等に伴って、今後の森林のあり方というものが問われてまいりましたので、県内でも初めていち早く、森林経営のアドバイザーも配置をしていただきました。

そして、それに基づいて、また、本年度中、林地台帳も全市町村つくるようになっておりますので、そういったことができましたら、これから、先ほどありましたとおり、所有者の皆さん方の意向を聞いて、本当に自分ではできない、自分が本来はすべきなんですけれども、法律もそうなっていますが、どうしてもできないという方については、市町村がかわって管理をしていく。そしてまた、林業事業体の皆さん方が、そういう意欲のある方については、採算性に基づいてやっていこうということは、また県に登録をしていただければ、そこで、町のほうから委託をしていくという流れになっていくかと思っておりますので、その辺の体制づくりについては、これからは必要に応じて、また充実していくか、それは今後の検討課題であるというふうには考えております。

今の段階では、これだけ専門の係も持っておりますので、そういう流れの中で進めまいりたいと思っております。

○川口 憲男議員

今、答弁にありましたように、森林アドバイザー等の配置もしているし、これから先いろんなことが出てくると思うんですけれども、市町村が役割を果たすための任務があるということでしたので、そのところはまた、今度のこの動きを見ながら、あるいは、29日やったですか、県の説明とか、いろんなのがあると思いますけれど、それを見ながら、町の動きができてくるんじゃないかと思えます。

町長もいち早く申されましたけれども、公的機能の維持継続は重要なことだと。災害が起こってからでは遅いということでした。北九州なんかの場合も、地面の、土地の関係もありますけれども、これがさつま町に一致するかということは言えないですけど、やっぱり、山の利活用、あるいはそういう整備をしていくことは、どこがどうなるか判りませんので、やっぱり事前の整備、あるいは活動をしていくということは、これは町の務めじゃないかと思っております。

ぜひ、この森林行政につきましても、今までしていないということじゃないですけども、ぜひしていただきたいと。

18年やったですか、の農林業振興大会でも、健全な森林づくりを推進し、次世代に継承するように努めるという採択もされております。

それと、先ほど、1問目の質問で、新改議員のほうから、米づくりのところがありました。さつま町はどうしても、農林業を主体としたまちです。そこに力を注ぐのは行政の務めだと思っておりますし、私自身も、議会として、やはり、ここらあたりに地域の方々の要望とか、いろんなことを聞いて、それに取り組むのが、私は議会活動だと思っております。

ぜひ、我がまち、農林業の推進のために、力を注げるような政策に努めていただきたいと要望して、私の質問を終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、川口憲男議員の質問を終わります。

次は、3番、三浦広幸議員の質問を許します。

〔三浦 広幸議員登壇〕

○三浦 広幸議員

午前中の最後となりました。さきに通告いたしました、地域振興に不可欠な道路整備についてお伺いいたします。

高規格道路の南九州西回り自動車道の整備が進み、それを補完する北薩横断道路も、昨年からのことにかけて、紫尾・泊野道路を連続して供用開始、さらに今後、地方の声を上げる地方大会の開催などが予定されております。強力な要望活動で、北薩横断道路の整備スピードも早まるものと確信しております。

その中で、重要な役割を果たすのが国道328号であります。そこで、さつま町にとって一番身近な328号の整備について2点お伺いいたします。

まず1点目ですが、北薩横断道路のアクセス道路として、現道拡幅ということで、国や県に対し、執行部、議会、両輪となり、要望活動を行ってきておるところであります。

ところが、最近、複数の商店街の方と話をする中で、まだ拡幅の話があるのか、地域活力が低下している、現実問題として可能なのかなどという話を聞きます。

平成10年の5月19日の南日本新聞のふるさとレポート覧に、山崎から下船木間、1,400メートルが平成9年度に完成、引き続き、同年8月には、2期区間について県がバイパスを含む案を示した。商店街はバイパス案では、まちが寂れるという理由で、現道拡幅を求める意見書をまちを通じて県に申し入れるという記事がありました。

当時の記事を見ますと、課題は多いが、みんなで画期的なアイデアを持ち寄り、まちに活気を呼び戻さなければならぬと、強い決意が読み取れます。

これが平成10年ですから、約20年が経過したことになります。この間に、人口減少時代に入り、人口問題研究所が本年3月に発表した人口推計で、2045年には、さつま町では、15年実績に比べ、約44%の減、薩摩川内市でも同じく、約27%の減となっているようです。

一方、整備が着々と進む南九州西回り自動車道は、おおむね10年後には、阿久根北・川内水引間が開通予定となっており、八代から鹿児島までの全面供用開始も同時に視野に入れての要望活動を強力に展開されていると聞いています。

このようなことから、平成9年に発表があつて、現道拡幅でということで、地元商店街からも要請があつて、それで、今、一生懸命頑張っているわけですが、取り巻く環境が変わってきているんじゃないかということでもあります。

これらの点を踏まえ、今後における北薩横断道路へのアクセス道路としての中心市街地部の拡幅について町長の考えをお伺いいたします。

次が2点目でございます。

昔から言われておりますが、トンネル整備構想を含む総合防災事業整備についてであります。

328号は、さつま町地域防災計画の中で、避難路の一つとして指定をされております。屋地、虎居、かなりの方々が避難をされる指定路となっております。その中の方々から、原子力災害と、積雪、地震が同時に発生した場合、スムーズに避難できるのかと不安であるとの声も聞きます。

また、日ごろから、県都である鹿児島市、出水方面への唯一の連絡道路で、何をすることも皆さん国道328号を利用されているはずで。

鹿児島大学病院医療センターへの唯一のアクセス道路。ドクターヘリが、積雪、雨天など悪天候で通行できない場合には、命をつなぐ道路でもあります。

また、本路線は、国道3号にトラブルが発生した場合の迂回路でもあり、第一次緊急輸送道路としても指定されております。

しかし、たまに発生する地震、毎年起こる豪雨による崖崩れ、積雪による通行規制が、毎年とは言いませんが、たびたび発生しております。

さきの質問でも述べましたが、西回りが全面開通すれば、出水など沿線自治体を含め、3号線よりも時間短縮ができる328号に流れていた車の流れが西回りに流れて、328号の交通量は減少すると予想されています。これらによる沿線の消費活動も比例して落ち込み、地域活力は縮小していくと推察されます。

鹿児島市、西回り自動車道、新幹線を利用するのは、中間点であるさつま町住民がほとんどであります。極端な言い方をしますと、日常生活において、328号はさつま町にとっては、西回りよりも大事な道路であり、住みやすいまちを目指すには絶対不可欠な道路であります。

このようなことから、原子力災害と同時に発生する可能性のある複合災害に備えるだけでなく、日ごろの通行利便性を求め、さつま町は、交通の利便性が県内でも特段にすぐれていると言われるためにも、入来峠のトンネル整備構想を今のうちに、沿線自治体と連携しながら、先頭に立って進める必要があります。落石、崩土、積雪対策として、国道3号全線の危険箇所の総合防災対策事業を強く要望すべきと考えますが、今後の取り組み方針をお伺いいたします。

〔三浦 広幸議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

三浦広幸議員から、国道328号の整備についての御質問でございますので、2項目でございますが、お答えをいたします。

まず1点目の国道328号の現道拡幅についての考え方でございます。

現在、山崎から宮之城屋地間の国道267号と国道328号、いわゆる重複区間でございますけれども、約4.5キロメートルございます。うち、約1.4キロメートルにつきましては、片道2車線で、4車線で供用されているところであります。

御質問にありますように、町としましても、3市1町で組織をします、国道328号整備促進期成会の会長としまして、下船木から北薩横断道路へのアクセス道路としての整備を、毎年、県と九州整備局、国土交通省に要望を重ねているところでございます。

これに対しまして、県のほうからは、北薩地域においては、根幹となります南九州西回り自動車道、あるいは北薩横断道路の重点的な道路整備というのが、予算の重点配分ということで進められているというようなことでございます。

4車線化の要望につきましては、整備効果とか緊急性等を勘案しながら、今後の検討課題としていきたいとの回答をいただいているところでございますけれども、国道328号については、現在進められております、高規格道路の西回り道路の関係につきましては、阿久根から薩摩川内市の水引間、約22.4キロがミッシングリンクになっておりますので、このところは、ようやく事業化がありまして、これから事業の実施が行われるところでありますけれども、しばらくは、かかるかと思っておりますので、その間については、やはり国道3号線のバイパス的な機能を持っております328号を、これについては、やっぱり整備をしていただきたいということで、引き続き、国、県に対しましては、強く要望活動を重ねていきたいと考えております。

次に、2点目の避難道路としての国道328号の整備についてでございます。

整備促進期成会としましては、現在は、下船木から北薩横断道路へのアクセス道路としての整備を強く、今申し上げましたとおり、お願いをいたしておりますし、国道3号との合流付近の

渋滞解消に向けまして、郡山から3号に抜けましてのバイパスの整備について、重点的にこの要望を重ねておるところでございます。

御質問にあります、入来峠のトンネルの整備につきましては、これまでも積雪の関係等がある年においては交通の支障になっておりますので、こういったことも申し上げまして、あるいは、防災事業の整備につきましても、期成会としまして要望を行っておりますけれども、いよいよ次の、この328号のプロジェクトとしましては、御指摘のとおり、どうしても入来峠のトンネルの整備というのが大きな重要項目になってくるんじゃないかと思っておりますので、これについては、既に幹事会あたりでも関係の市町と協議も進めておるところでございます。できるなら、この重点項目の中にトンネル整備ということも掲げることができるように努力をしていきたいと思っております。

このことについては、先ほどありましたとおり、避難道路としての機能も果たすわけでありますので、そういうことで関係の市町とも十分協議を進めてまいります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○三浦 広幸議員

1点目につきましては、西回りが今現在整備中で、約10年かかるかどうかは判りませんが、その整備ができるまでは継続的に要望をしていくということですが、屋地中心側は、下船木が恐らく幅が25メートルぐらいです。今の2車が倍になるわけですから、商店街の方が、ほんなら始まりやあ、もう非常にありがたいと。

例えば、事業が始まって、商店街にとりましては、駐車場も当然必要なものでございます。そうなれば、御存じのとおり、そういう場所があるのかという問題も出てきます。あるいは、また区画整理とあわせてせんないかんということも出てまいります。また、当然、地元の商店街の用地の協力、あるいは補償の協力ということも発生してまいります。

そういうことがございますので、私が聞いたのが、そういうのが本当に可能なのかということですが、できれば、その活性化のために、504のアクセスとして、非常にありがたいことなんですが、やっぱりそういう声が出たということにつきましては、町長がどう考えていらっしゃるのか、ちょっともう一回伺いたします。

○町長（日高 政勝君）

現道拡幅の関係ですね、これは10年ごろ出た話でありますけれども、ここについては、今のところ要望しているのは、この重複区間であります山崎から町頭まで、ここまで4車線を2車線やっていただきたいというようなことで要望いたしているわけで。

その後については、267と328がそれぞれ分かれていくわけでありまして、とにかく、町頭までは何とか整備をしていただきたいと、それを要望しているわけでありまして。

この市街地を通過して、328号の関係につきましては、既に平成16年ですか、区画整理はしないということで決定をいたしているわけでありまして、そこについては、地元の方も了解済みでありますので、その後の整備については、県のほうでどのような形で整備をされるか判りませんが、あそこに4車線をまたずっと延ばしていくかということについては、ちょっともう不可能な状況があるかと思っております。

財政的な問題とか、あるいは、この移転先をどうするとか。それだけの投資をする、今、予算は、恐らく、ほとんど道路予算というのは、先ほども申し上げましたとおり、高規格とか、地域高規格、そちらのほうに重点が置かれて、一般国道については、なかなかそこまで整備が、予算の配分というのは難しい、そういうところに移転補償とか、拡幅をする、それだけのメリットとか、重要性とかあるかということについては、非常に今後については難しくなるだろうという

ふうと考えておりますので、その時点で、平成16年に、既にこのことについては決定をしているわけでありますから、どの程度の整備ができるか、それは今後の課題であるかと思っております。

○三浦 広幸議員

今、町長のほうからありましたとおり、平成16年に区画整理を断念したということで、中心市街地部の整備については、一旦やめるちょうか、検討課題ということでございます。

それで、今の現在の4車線を町頭まで、ちょうど市街地部の入り口までということでございますが、確かに、下船木で終わって、非常にいびつな形の終わり方をしておるわけでございますけれども、なかなか先が行かないということで、一生懸命要望はされていると思うんですが、ただ、現実的にいろいろ調べてみますと、4車線の交通量が1日9,000台と、基準が。5年ごとに行われている交通センサスを見ますと、今のセンサスの調査区間では、確かに9,000台を超えております。

ただ、5年ごとに発表されるセンサスで見ますと、交通量が減ってきているということでございまして、いろいろ私も聞いてみますと、4車線をするには、例えば、非常に渋滞をするとか、あるいは、そういう地域の活力とか、あるいは、交通量の増加とかそういうものが出てくるということでございます。

何とか頑張ってやっていただきたいという気持ちは、私も重々あるんですが、そこら辺を含めて、今の、ちょうど下船木の終点側の、先ほどおっしゃいました、振り先ですね、そこら辺についてはどう考えていらっしゃるのか、ちょっとお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

従来ずっと、267、328についてもですけども、合流の箇所については、町頭までは2車線ずっとお願いしたいということで、ずっと継続して要望いたしておりますけれども、今の段階では、この地域高規格道路の北薩横断道路についても、まだ泊野インターから広瀬のインターまでの、この間についての路線計画というのはまだ決まっていないわけです。

それが具体的に事業化されて、それが決まって、ならどこに328、267をセッティングしていくかというのが出てくるわけでありまして。そのところはまだ、どうするかというのは、県のほうとしましても、なかなか明確な328についてのお答えちょうのは、先ほど申し上げましたとおり、整備効果とか緊急性、そういう面から検討課題だということになっておるわけでありまして、私どもとしては、先ほど申し上げましたとおり、とにかく、町頭までは、非常に交通渋滞の関係もありますから、あそこまでは2車線化をしてくださいということで要望しておりますが、ただ、船木に分かれのちょうど一本化されたあの辺から、今、鉄道道が町道として入っておりますけれども、例えば、あそこから267については分かれて、今の町道を利用した形で真っすぐ行けば、佐志を通って、日特前を通って、佐志の交差点をついて、また真っすぐ行ったら、また267に乗ると。国道広瀬のインターチェンジのところまでは直結するわけですから、そういう流れも考えられるなということで、県の振興局の建築部長にはお話しして、現地も見ただいたことはありますけど。

ただ、これについては、国道となりますと、また現道の整備も必要でありますし、場合によっては、ただいまお話を聞くところによると、その国道としてもらっては、騒音で大変だと、反対だという意見もあるようではありますが、これについては、ちょっと難しいのかなというふうに考えております。

また、もちろん大きな橋梁がありますので、それを町で管理をしてとなると、後々非常に大変だという思いがありますので、やはり当初どおり、町頭までは4車線道ということはずっと続け

ていきたいと思っっているところであります。

○三浦 広幸議員

町頭までの、今のちょうど下船木の4車線が非常にいびつで、あそこまでは、ぜひ、執行部もですけど、議会としても頑張っていきたいということで、あと、今、ちょっとおっしゃいました、重複路線の解消、振り先ですね、それも、またいろんな、あの路線については、車が通ればいろいろ事故があるとか、大型は通してくれんのかとかいうこともあるということで聞いておりますので、そこら辺も含めて、また、いずれ広瀬道路が開通して、あそこがほぼ大きな交差点になるわけですから、そういう交通の流れができれば非常にありがたいと思っております。

再度確認ですけど、要望自体に、4車線が、504号のアクセスということでございますが、4車線につきましては、町頭までということで確認をしたいと、判りました。

あと、2点目でございますけど、先ほど、まず、入来峠のトンネル構想につきましては、いろんな、例えば、整備促進期成会の幹事会の中で協議もしているというようなことでもございました。

西回りがおおむね10年後には完成すると。それから、八代から鹿児島が将来つながりゃあ、どうしても高速で鹿児島に行くのは、当然そっちを通るということになっていきますので、どう見ても交通量が減ってくるということでございます。

出水方面、あるいは3号の流れからの流れが328号を通らなくなると。活力が落ちる、消費力が落ちるということになってきますので、ぜひ、今までも一生懸命やってこられたと思うんですが、ぜひ、中間点にある、さつま町が一番利用するわけですから、328は鹿児島にしる、出水にしる、新幹線にしる、西回りにしる、薩摩川内、出水の両沿線自治体もいっちゃいますけど、さつまの町長が鉢巻きをして、しゃいもトンネルをつくっどということで、先ほども期成会の中で、重点項目の中で上げられるということでございましたので、鹿児島のバイパスよりも先にトンネル構想を上げていただいて、構想ですから、いつ実現するかは別にしまして、広瀬、北薩横断道路が同時に行きゃいいんですけど、済んだころには、トンネルも始まるという決意で頑張っていたきたいと。

それと、防災対策でございますけれども、3号全線を見ても、例えば、先ほどちょっと申しました緊急避難輸送道路というのは、どうしても災害なんかがあった場合に開放せんないかんということで、道路管理者がすぐに、崩土とかあった場合は、除去して、交通開放を行う路線でございます。

ただ、やっぱりどうしても交通規制が発生いたします。究極の場合は、原子力災害でございますけれども、スムーズに行けるかということで、みんな不安がっていらっしゃいますけれど、それはそれとして、やっぱりそういう日ごろから、そういうことが起きないように、一次改良は済んでおりますから、そういう総合防災、例えば、清浦にあります、上から岩が落ちてくるのを防ぐロックシェッドとか、ああいうものもぜひ強力に要望していただきたいと。今もやっていらっしゃるんですけど、なお強力に要望していただきたいということで、トンネル構想の、今現在、話し合いの中で、重点要望事項に入れるということ、ぜひ入れていただきたいと。期成会の会長として、頑張ってもらいたいと。

それから、防災事業について強力に要望していただきたいということ、もう一回お聞きいたします。

○町長(日高 政勝君)

328号については、一応、もう整備が終わったという見解に、県のほうは立っておりますけれども、先ほどから御意見にありますとおり、冬場については、入来峠等については、やっぱり積雪で通行に支障を来している、そういうこともありますし、とにかく、西回りの整備というの

が、まだしばらくはかかる場所もあります。

そしてまた、どうしても、今、バイパス的な機能を持っておりますので、災害時の場合に、あるいは複路路線があったほうが、避難としての機能を果たしていく、やっぱりこれは命の道と言われておるとおり、そういう機能を果たしていく必要がありますし、救急の場合、いろいろあるかと思っておりますので、そういった意味合いからも、そういう整備については、先ほどありますとおり、トンネルについては、今後の大きなプロジェクトとして、この328については、重要な課題であるというふうに受けとめておりますので、関係の機関の皆さんと十分協議をして、できるだけ早い機会に、次の段階では、このプロジェクトを重点項目として上げていけるように努力をしてみたいと思っております。

それから、防災事業の関係につきましても、確かに、入来峠にしろ、あるいは出水の区間につきましても、いろいろ高い山がございまして、法面砕工法の整備というのは、災害防除の一つとして、ぜひとも取り組んでいただくように、強力に要望は重ねてまいりたいと思っております。

とにかく、今、この北薩につきましても、縦貫道もありますが、西回りの高速道路、そしてまた、北薩横断道路、それとまた、一般国道の328、267、こういう交通のネットワークが完全に終わる、完全に整備をされるということによって、やっぱり、それぞれの持っている機能が発揮されると思っておりますので、そしてまた、この地方の発展にも大いに関係することですので、強力に要望をしてみたいと思っております。

○三浦 広幸議員

今、力強い言葉をいただきましたので、ぜひ、さつま町が交通の利便性が特段にすぐれていると、鹿児島県で一番すぐれていると言われるような道路の防災事業、そういうことをぜひ、期成会の会長でもいらっしゃいますので、早い段階で、来年度の総会あたりで資料を見るのを楽しみにしておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

以上で終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、三浦広幸議員の質問を終わります。

次は、5番、米丸文武議員の発言を許します。

〔米丸 文武議員登壇〕

○米丸 文武議員

通告に従いまして、指定管理施設の経営状況について町長に質問をさせていただきます。

まず、観音滝温泉滝の宿など、さつま町観音滝公園及び観音滝公園交流センターは、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間、指定管理料6,736万円で、株式会社アーウェイ・ミュウコーポレーションに委託をされまして、2年2カ月が経過しております。

この契約以前の同施設の利用状況については、平成22年の7万7,214人から、平成25年が5万6,458人、平成26年が6万3,215人と、25年から26年は多少増加しておりますが、年々減少傾向になってきております。

現在の指定管理者、株式会社アーウェイ・ミュウコーポレーションについては、ホテル並みのキャンプ施設であるグランピング事業を中心とした事業計画によって、新たな観音滝公園づくりを目指し、平成28年4月から5年間でグランピング施設20棟、ログハウスの改装10棟を計画されまして、主に外国の富裕層をターゲットに、中国、台湾、韓国などの情報誌に掲載しながら集客に努めていくということをごさいまして、大変期待をしておるところでございます。

契約から2年2カ月が経過してございまして、施設の整備状況、それから集客実績、経営状況は

どのようになっているのかをまずお伺いさせていただきます。

続きまして、さつま町健康ふれあいセンターあび〜る館について。同センターは、引き続き、明廣建設株式会社に平成28年4月から平成33年3月まで、5年間に8,118万4,000円の指定管理料で管理委託契約がされております。

同施設の利用状況は、平成22年度、9万5,982人、平成25年度が8万40人、平成26年度が多少増えまして8万8,700人となっております。こちらも22年度からすると、減少の傾向になっておりまして、平成23年度からの経営状況についても、大変厳しい結果であるというふうに聞いております。

利用客の少ない10月から4月の冬場のプール施設を休止することで、その管理費等の改善を図りまして、経営改善が計画されておりましたが、その後の利用者や経営状況がどのように推移しているのかをお伺いいたします。

次に、特産品直売所についてでございます。

さつま特産品直売所は、本年1月末で休止となっておりますが、他の宮之城ちくりん館、つるだ特産品販売所自慢館、平川の郷、それから、せせらぎの郷二渡などの、例えば、直売所の経営状況がどのようになっているのかも伺いさせていただきます。

最後になりますが、現在、休止となっております、さつま特産品直売所について伺いいたしますが、指定管理者のさつま特産品直売所利用協議会は、経営状況が厳しくて、ことしの1月末をもって休止しているわけですが、4月から再開できるよう協議されると聞いておりまして、期待しておりましたけれども、現在も休止の状態でございます。今後の再開の見通しはどのようになっているのかお伺いしまして、1回目の質問とさせていただきます。

〔米丸 文武議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

米丸文武議員から、指定管理施設の経営状況についての御質問をいただきましたので、お答えをいたします。

指定管理施設の経営状況等の確認については、毎年、各施設の指定管理者から管理状況としての、この実施状況、利用状況、利用料金の収入実績等の事業報告書の提出を求めまして、確認を行っているところでございます。

その中で、利用状況や収支状況等の問題点がないか確認を行いながら、今後の対応などについて指定管理者と協議を行っております。

質問にあります、観音滝公園及び健康ふれあいセンターの経営状況につきましては、指定管理者において、集客力を高めるため、新たな実施事業の実施を行っていただいたり、サービスの改善等にも努力をされております。

経営改善に向けた取り組みが進められておるところでございますけれども、平成29年度においては、あび〜る館では若干の改善が見られたところでございますが、観音滝公園につきましては、いまだ厳しい状況が続いております。

やはり、近年の人口減少という社会に入っておりますので、総じて、やっぱりこういったことが少しずつ影響が出てきているのかなというのが伺えるところでございます。

今後の対応につきましては、公共施設等の総合管理計画に基づきまして、個別施設計画を本年度から取りまとめることといたしておりますので、指定管理等のあり方についても含めて、総合的に検討をすることとなるかと考えております。

また、各特産品直売所におきましては、周年祭の実施、あるいは、季節ごとの各種イベントを

実施いたしまして、特色ある取り組みを行っていただいております、集客の増が図られる施設もでございます。

29年度の売り上げ、あるいは購買者数を見ても、前年比を超える特産品直売所がほとんどでございますが、こういうところについては、おおむね順調な経営となっておりますけれども、一部においては、非常に厳しくなっているところもございます。

2番目の、さつま特産品直売所の今後の再開への見通しについての御質問でございます。

さつま特産品直売所につきましては、指定管理団体でありました、さつま特産品直売所出荷協議会から、今後の管理運営が厳しく、指定管理については、辞退をしたいというお申し出を受けまして、本年の1月末をもって休館をし、2月28日付でこの指定管理の取り消しを行ったところでございます。

直売につきましては、利用協議会の会員、あるいは町内外の購買者などから、早期の再開を望む声があることも事実でございます。

町としましては、このようなことから、早期再開に向けまして、地元の永野区を初めとしまして、これまで当直売所の売上高の大きい団体とか、個人を対象にいたしまして、事業継続の可能性等について話し合いを重ねてきているところでございます。

これまでの話し合いの状況からしますと、あとしばらくは、検討の期間が必要かというふうに考えておりまして、いろいろと再開の可能性を探ってまいりたいと考えているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時05分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○米丸 文武議員

ただいま1回目の質問をしたところでございますけれども、町長の答弁をいただきましたけれども、滝の宿、それからあび〜る館、直売所等の経営が状況は厳しい状況であると、あび〜る館においては、多少は改善されてきているというようなことでございます。私どもは、今こうして、こういうような施設がどういう役割を果たすべく設置されたのかというようなことでございますので、さつま町の観音滝公園条例の第1条に、都市農村の交流促進を通じた農業農村の活性化並びに、町民及び観光客の研修及び利便を図るための施設として観音滝公園を設置すると。この運営につきましても、諸書の条件がございますが、その運営については、指定管理をさせるというようなふうになっております。また、観音滝公園の交流センター条例では、やっぱり1条の中で、地域住民の憩いの場、都市住民との交流による情報等の交換を促進しながら、地域の活性化に資するため、交流センターを設置するというようなこういう大きな目的で設置されている施設であるわけでございます。これが、順調に経営されていくことを、また、経営されて、ますます伸び、さつま町が本当にいろんな経済的にも皆さんもやる気を持って、それを起爆剤としながら、町の活性化につなげていくんだというような大きな目的を持っているわけでございますので、こ

れが芳しくないというような状況の中で、これがしていくというのは大きな問題だというふうに思います。また、今回の指定管理にするに当たって、平成27年の12月議会で提案されております観音滝公園、交流センターの指定管理の指定の中で、これは総務厚生常任委員会の審査の報告の中で、先ほど申しあげました平成28年4月から5年間の指定管理期間には、グランピング施設20棟を建設し、ログハウスの改装10棟を計画していると。これらの施設は、先ほど申しあげました外国の富裕層をターゲットにしたりしながら、実績を上げていくというようなことをございます。その中に、特に滝の宿、交流センターについては、本施設に精通した職員が必要であるために、早急に協議を進めていき、人数は現在の職員数を継続する予定であるが、コンシェルジュや外国人客への対応ができる体制を構築する意向であるというようなことを答えられております。

そのようなことで、議会では、この指定管理の契約についての承認をされているわけですので、こういうようなことが果たして2年も経っているわけですので、こういうような委員長報告に対して採決をされ、それが認められているわけですので、これに従って執行部としても大いに指定管理者のほうと執行部のほうが力を合わせてこの目的をやっぱり達成していくことが大きな役割ではないかというふうに思うわけですよ。

それで、先ほど町長のほうからは、簡単に芳しくないということで、報告をされましたけれども、まず、滝の宿のほうについてのほうでもうちょっと詳しく質問をさせていただきますけれども、それから、先ほど申しあげました利用人数等の推移は、実際に28年、29年どのような形で推移をしてきているのかと。それに対する経営の状況がどうであるのかというようなことです。そういうことについて、具体的に担当課でも結構でございますので、教えていただきたい。それで、あび〜る館のほうについては、その後でまた質問させていただきますけれども、それと、グランピング棟の施設を設置する状況は、確かにそういうのは私も見てきておりますが、この計画のとおりのような状況ではないので、こうして質問をさせていただいておりますので、その状況についても、詳しい報告をお願いしたいというふうに思います。

○町長（日高 政勝君）

観音滝公園の関係につきましては、先ほども米丸議員のほうからもございましたとおり、利用の状況が7万7,000のところから、7万851人ということで、前年度としますと3,190人増えております。売り上げについては、5,315万9,000円ということで、下回ってきておるわけですが、一つは、収支の関係につきましても、ちょっと600万円ほど赤字になっております。要因としましては、先ほどから出ておりますとおり、グランピングの施設の購入をされておりますし、新たに送迎バスを購入されたというのが主な要因になっておるようでございます。計画にありましたグランピング事業については、滝の宿の横に1基オープンをし、キャンプ場の河川敷沿いのほうに2基が設置済みでございます。計画に対しまして、取り組みはおくれている状況でありますために、代表者と直接面談をして、具体的な計画を早急に示すように要請をいたしているところでございます。

あと、詳しいところについては、また担当課長から説明を申し上げます。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、利用状況につきまして、説明をさせていただきたいと思います。

平成28年度、29年度の状況はどうかということで、今、町長のほうからございましたように、平成29年度につきましては、7万851人ということで、前年度より3,190人増えております。28年度が6万7,661人ということでございます。7万7,000人から若干ずつと減ったり増えたりを繰り返しておりますけれども、ピーク時には10万人ほどいたわけですが、

平成29年度においては7万851人ということでございます。グランピングの設置につきましては、指定管理の提案の時点での計画では、1年目に3棟、2年目に10棟、それから3年目に7棟ということで、計20棟の計画がされていたところでございます。あわせて、ログハウスの改修もしていこうという計画であったところでございます。実際におきましては、実績では、平成29年度に3棟は設置をしてございますけれども、先ほど言いましたとおり、滝の宿の横に1基がオープンしたのみということで、河川敷の2基につきましては、送迎の関係でありますとか、宿泊の場合の管理の関係につきまして、まだ会社のほうとして受け入れ態勢がなかなか整っていない状況にあるところでございます。そういったことを踏まえまして、社長にお越しいただいて、町長のほうから、早期に対応するように要請をしたところでございます。

それから、職員の関係でございますけれども、現在23名職員がおりまして、社員が5名、パートが18名という形でございます。町内が17名で町外が6名ということでございまして、これにつきましては、指定管理の指定をする際に、継続した雇用のほうをお願いしますということで、これについては、若干の入れかわりはございますけれども、指定管理を受けられた時点では、そういった継続雇用をしていただいたところでございます。

以上でございます。

○農政課長（四位 良和君）

御質問の中に、直売所の関係の利用状況等もお聞きになっていらっしゃると思いますので、合わせて御回答申し上げます。

宮之城ちくりん館、自慢館、ひらかわ屋、指定管理ではありませんが、せせらぎの里等の29年度決算のデータをいただいております。それぞれにおいて、対前年度比、売り上げ等については増加をしているようであります。比較で申し上げますと、ちくりん館、対前年度比1,894万8,000円の増、ひらかわ屋が847万円の増、それから自慢館で377万2,000円の増、せせらぎの里で22万7,000円の増となっております。

ただ、さつま直売所におきましては、2番目の質問でありますように、売り上げを途中で休館をしておりますので、1カ月分営業もしていないということもありまして、519万円ほどの減というふうになっております。なお、購買者数ともに対前年度比29年度におきましては、人数が増えているところであります。

以上です。

○米丸 文武議員

直売所のほうについては、また後でもう1回聞かさせていただきますけれども、読み上げた数字を書くのも大変でございまして、できれば、このデータを資料として提出いただければありがたいというふうには思っております。やはり、町民の皆さんも、こういうようなことでいろんな話を、滝の宿のことについてもですけれども、どうなっているんだろうというようなことをよく聞かれるわけですよ。皆さんも興味を持っておられます、はっきり言って。ですから、やはりこの実績というのを我々議会のほうにもきちっと報告をしていただきながら、その状況というのは、お互いに共有をしながら、いろんな施設がうまく伸びていけるように継続していけるように取り組むことが大変重要なことだろうというふうに思っているわけですよ。ですから、何も追及して、どうこうするためにこういうことを皆さん方にお聞きするわけじゃございませんので、いろんなことに対して、お互いの知恵を出し合うべきであろうというふうに思っております、基本的に。そういうことですから、いろんな情報というのはやっぱり共有しながら、やっていきたいというのが基本でございます。

今ございました滝の宿のほうについての利用状況については、28年よりも29年のほうが

3,000人ほど増加しているんだというようなことでございますが、当初のこの指定管理をするときの計画というのが、その横で今ございましたけども、28年度に3棟、それから2年目の29年に10棟ですか、それから3年目に7棟というようなことで、いけば相当な金額の設備投資もしながら、成功させていかにやいかんというような意気込みを感じておりました、我々議会としても大変な期待をしておるわけでございますけれども、これが2年たって、どうもその期待どおりに果たしてあるのかなというのを感じるような状況でございましたので、こうして質問させていただいております。

先ほど、町長のほうでもこの指定管理のあり方というものを考えていかなければいけないというようなことを言われましたけれども、いけば指定管理料というものを結局維持管理も相当、公園もあり、いろんな施設もあるわけで、町のほうからでも支出しているわけでございますので、やはりそれを引き受けられた以上は、それなりの管理者としての責任でもって、この事業計画に沿ったやり方というか進め方というのに取り組んでいただくように、町長も要望したというようなことでございますけれども、やはり、そのようなことであれば、いけばその計画どおりいかなかったことに対しては、社長のほうもどのようにお答えになってきたのか、いけば思うように進んでいかない、借入れをしたり、車両を購入したり、キャンプのセットを購入されたりして、設備投資にいけばどっさいかかって、それが理由にいないというような説明でもございましたけれども、初めからそのようなことは計画の中に入っておったんじゃないかというような気もしないでもないわけです。ですから、5年間のことですから、その後がどうなるかわからないというようなふうのことでの、もし指定管理の契約だとすれば、それだけの、いけばリスクというものも、管理を引き受けられたところも考えた経営というのを考えて取り組んでおられるだろうというふうに思うんですが、今後において、あと3年弱ですが、それに対して、いけばアーウェイ・ミュウコーポレーション、こちらのほうにはどのような形でこれをそのように持っていこうというふうにされているのか、お聞きになっておったら、御報告いただきたいというふうに思います。

○町長（日高 政勝君）

指定管理者についてはその都度いろんな経営状況とか、毎年報告を受けるようにしておりますので、そういう状況を見ながら、必要に応じて計画どおりされているかということをチェックしながら、お願いしているわけですので、先ほどもありましたとおり、観音滝については、当初の計画としますと若干遅れておりますので、私のほうからも直接社長には、計画どおりやっていただきたいと、5年間の指定期間がありますので、その中での経営を考えていらっしゃるのかわかりませんが、やはり、計画に従った、順序よくそういうことをやって、健全な運営、そしてまた目的にありますそういう施設の効用をしっかりと果していただく、そのことを強く申入れをいたしているところでございます。

社長とされましても、ここについては魅力を感じて、いろんな計画を出されているわけです。以前のまた指定管理者とは違ってきておりますので、やはり私どもとしても、この施設については旧町の薩摩町の時代から、拠点づくりとして進められてきた経過がありますので、施設そのものは、非常に老朽化をして、いろんなところにまた営繕の費用もかさんでおりますけれども、とにかくそういう目的達成のためにつくられた施設でありますので、今後もできるだけそれが果たされるように、指定管理をされました、受けた管理者については、その責任を持ってやっていただきたいということは強く申し上げているところでございます。社長とされましても、その計画に従って、責任を持ってやりたいと、そういう意向はお持ちでございましたので、そこに期待をしながら、今後また随時いろいろと進行状況については把握をしながら、よりよい運営が

できるように私どもも努めてまいりたいと思うところでございます。

○米丸 文武議員

今、途中の経過でございますので、まだ半分も行っていないというような状況でございますが、ぜひこれが少しでもさつま町をPRして、交流人口を増やしながら、さつま町の経済浮揚につなげていけるというようなこと、そしてまた同施設が住民の健康増進やいろんな福祉の形で活用されていくことが一番の目的としてなっておるわけですので、引き続き、指定管理者のほうとも協力をしながら、その目的が、計画が果たされるように協力をして、お互いにこれを果たすように頑張ってくださいよう要望して終わります。

次に、あび〜る館でございますが、あび〜る館のほうの利用の客等の状況、それから経営の状況については、先ほど町長では若干改善されてきているんだというようなことでございます。ここに数字は申し上げませんが、それまでの過去においては、いけば厳しい経営状況で、マイナスの収益ちゅうような形で示されております。私どももその27年の12月の段階でそういうデータも説明をいただいておりますから、これも同じ目的として、やはり成功していってもらわんと困るんだというふうなこともございますので、その実績について、28年、29年の利用状況、それから収益の状況というのについての御説明を求めたいと思います。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、あび〜る館の利用状況等につきまして、説明させていただきたいと思います。

平成28年度が利用者といまして、7万761人ということで、平成29年度が7万1,028人ということで、前年比267名増となっております。主な増の要因といましては、温泉のほうで3,000人ほど増えております。それから宴会のほうで1,400人ほど増えたということで、レストランのほうで1,900人ぐらい減ということで、トータルでは大体267人ということで、ほぼ横ばいという状況でございます。また、収入、売上げにつきましては、若干伸びておりまして、6,493万5,000円ということで、前年比で48万円の増となっております。収支の状況といましては、98万円程度の収益、黒字となっているところでございます。要因といましては、質問にございましたとおり、平成28年度からプールの期間限定の営業ということで、5月から9月にかけて営業をやっておりますけれども、これらの効果が出てきて、年々収支のほうで改善してきたということと、それから一般管理費の見直し改善ということと、それから売上原価の見直しということ等もございまして、これにつきましても、料理長等とも協議をしながら、年々改善をしてこられているということで、平成26年のピーク時からしますと、5.1%の売上原価の改善がされたということでもあります。これによりまして、26年度と29年度を比較いたしますと、300万円程度の収入のほうが増ということ等もございまして、改善が図られてきたということでもあります。ただ、売上原価も急に下げることができないわけございまして、平成28年度と比較いたしますと、0.5%の改善ということで、内容的には30万円ちょっとの改善といったようなことで、会社の中で企画会議等されながら、いろいろと協議をして、経営改善に向けた取り組みがされているということでもあります。利用状況につきましては、267人の増ということでございますが、地域との密着ということ等もございまして、平日の昼間の利用の促進ということで、高齢者サロン等への呼びかけをしていただいて、昼間の利用促進に努めていらっしゃるということと、ロビー当たりの装飾にも力を入れてありまして、四季に合わせたバージョンの飾りつけもされているということで、今の時期ですと梅雨バージョン、夏には海バージョン、それからハロウィンバージョンとか、そうした取り組みもされて集客に一生懸命努めていらっしゃるところでございます。

以上でございます。

○米丸 文武議員

あび〜る館のほうにつきましては、本当に指定管理者自体の努力、いろんな取り組みというのが結果として表れてきているというふうに認めるところでございますが、さつま町でもすけれども、人口がだんだん減少しておりますし、また、町外からのいろんな方々もこういう施設、やっぱり利用できるために努力をされている結果であろうとも思われるところでございますが、料理等についても、私どもは、こういうこと言うと申しわけないんですけども、いろいろとやっぱり評判もいいようにも、住民の方から聞いておりますし、利用者もそのようなことで多くなっているんじゃないのかなと思います。引き続き経営の状態を、いい状態の中で引き続きしていただくように要望しておきたいと思いますが、これも同じように、お互いに協力して、そういう集客にも、PRにも力を合わせていただきたいというふうに思います。

観音滝とあび〜る館については、引き続きそのようなことで要望をいたしまして、直売所のほうの質問に入りたいと思いますが、先ほど私が聞く前に、利用状況、いろんな施設のところで、ちょっと早口で申されましたので、ちくりん館、ひらかわの里、自慢館、せせらぎの里も数字をちょっと書きにくかったんですが、もう1回このところを、もうちょっとメモしますので、恐れ入ります。もう1回御説明お願いしたいと思います。

○農政課長（四位 良和君）

大変失礼しました。売上高で申し上げますと、対前年度比でちくりん館であります。増額分で申し上げますと1,894万8,000円の増になっております。売上総額で3億1,634万1,000円、これは、1,000の端数処理をさせていただいて報告しますが、それから、自慢館であります。377万2,000円の増、売上額で1億1,239万9,000円、それからひらかわ屋であります。対前年度比847万円の増、売上高で9,264万7,000円、それから、参考までに、せせらぎの里は指定管理ではありませんので、対前年度比の売上高だけで申し上げさせていただきますが、対前年度比22万7,000円の増となっております。この要因等を分析してみますと、それぞれの館において、館長がいらっしゃって、いろんな、町長の報告にありましたように、周年祭とか、あるいは収穫祭、季節ごとの特色ある取り組みをしていらっしゃるようであります。この増額の要因を見てみますと、客単価の増等もあって、29年度については、ここ数年減少している館が多かったんですが、29年度に限っては、少し増額をしてきたという状況であります。

以上です。

○米丸 文武議員

直売所等も設置目的というのは先ほども、先ほどは交流センターで申し上げましたが、この設置目的を要するにさつま町の農産物の販売及び紹介並びに観光に関する情報の提供及び都市住民を初めとする消費者との交流及び情報の交換を行うことにより、町の農業振興と活性化に資することを目的として、特産品等の販売施設を設置するという、こういう目的で設置をされておるわけでございます。また、これを設置されて、これを、いけば指定管理者としてこの事業に取り組んでおられる方々は、本当に地域の農産物等を一生懸命生産されまして、それを出荷することによって、日々の自分たちの収入につながる大きな、生活の基本となる収入にも寄与されておりますので、業績がいい形で伸びていくことを本当に期待するわけでございます。そうすることによりまして、年齢が高齢化する中でも、一生懸命体を使っていろんな作業をしたり運動をしたり生産することで健康の維持というものにもつながってきていると、そのようないろんな目的も果たしてきていると思うわけでございますが、今の報告を聞きますと、売り上げも確保されて、収益についても確保されていて、順調な経営がなされているんだというふうに報告を受けたところ

でございますが、なかなかそれも皆さん方の努力のたまものであろうというふうに思っております。

しかし、今はいろんなさつま町のいいところをPRして、ますますよそからのお客様を地元へやっぱり来ていただいて、買い物もしていただくというようなPRを含めた収入、経済の面からも、こういう取り組みというのが必要なわけでございますが、それぞれのところが自分たちの中でいろんなイベント等も組まれて、広報等でも聞いておりますけれども、そういう取り組みの結果もあろうかと思いますが、この件についても、今後のあり方というのは、いろいろ変わってきつつあると思うんですが、この運営のあり方について、いざばどのように皆さん方と、直売所の運営をされている皆さん方と交流、意見交換をしながらこれを続けていこうというふうな努力をされていることがございましたら、お聞かせいただきたいなというふうに思うんですが、特別に皆さんが勝手に自由にやっておられるんですよというような状況なのか、それとも所管の課の皆さん方や、いろんな皆さんがそういうところに協力しているようなことがあったら、どういうことに取り組んでおられるのかお聞きしたいというふうに思うんですが。

○農政課長（四位 良和君）

ただいまの御質問であります。広報、周知、売上げが上がった分析を詳細にということかと思っておりますが、実は出荷協議会の連携会議としまして、このさつま直売所も本当は含めてですが、五つの直売所の連携会議等がございます。

本年度、平成29年度末には、何年かぶりに直売所を回っていくスタンプラリーみたいなものみんなで計画したりして、全体でこの地域を盛り上げようという意見交換等がなされたところもあります。加えて、行政のほうとしまして、従業員の接遇研修の実施等やお客様に対する、そういった研修会等を2回ほど実施いたしましたし、また、館長のほうには経理の研修ということで、銀行の方をお呼びして、勉強会を行ったりとかして、無駄等を省く研修等も本年度、平成29年度実施をしたところでもあります。そうした効果等が少しあったのかなというふうには考えているところがあります。今後も、本町に、さつまを加えて5つの直売所がありますので、そういった形で、それぞれで特徴を出していただきながら、売上げに努力していただきたいというふうに考えているところであります。

○米丸 文武議員

先ほどから申し上げておりますが、私も、本当に一概にこういうことを言うと町民の生産者の皆さん方から怒られるかもわかりませんが、皆さん、物を植えたり育てたり、そうすることに対しては一生懸命やっぴりなれておられるから、なんですよ。ところが、いろんなことのそれを活用する、PRする、それから、加工する、そういうようなことに対しては、本当にまだまだ勉強していかなければならない面、それから、集客をするためには、どのようなことに取り組めばいいのかというような、そういうようなことが、どっちかすると生産のほうに力が入って、そちらのほうの活動には、ややもすると力が注がれるのが少ないんじゃないのかなというような気もするんですが、やはり、今は、皆さんも御存じのとおり、いろんな情報がどんどん地元ばかりではなくて、県とか、全国的な形の中で、インターネット等を使ったり、いろんな形でPRをして、地域産のそういう特産品等についてもPRをされて、それで売上げを伸ばし、そして、直接消費者の方々にお届けするというようなことで、中間の流通コストも抑えながら、収益につなげておられるというような結果もたくさんあるわけでございますが、そのようなことで、私は地域おこし協力隊というような方々もさつま町でも来ていただいておるわけでございますけれども、いざば、いろんなプロの方々、それから、外部から見た形の中でのこれの生かし方、PRの仕方、取り組み方、そういうようなもののいざば取り組んでいく必要もあるんじゃないのかと、

場合によってはコンサルタントでも結構ですし、そのようなことで、自分たちがこれをどのようにして、そして伸ばしていくか、PRして売り上げを伸ばしていくか、収益を伸ばしていくかという、それが次の生産につながってくるというようなことでございますので、そういうような取り組み方というのは、具体的に支援の方法としては、考えておられないのかどうか、お伺いしたいと思うんですが。

○農政課長（四位 良和君）

ふるさと支援隊員の関係につきましては、まだ具体的には、直売所との関係での連携という部分はちょっとないんですが、実は本年度の定年帰農者事業という事業で、新たな生産者といえますか、60歳前後の方を含めた技術的な部分、あるいは農薬等を含めたそういう知識的な部分の勉強会を月に1回して、現在27名の会員の方がいらっしゃるんですが、そういった中等には、協力隊のほうの方もおいでいただいて、それを録画を撮って外部発信情報をしてもらったり、あるいは、一緒に農業に携わってもらって、農業の理解を深めていただいてというような協力の仕方はしているところであります。これを、直接まだ直売所等との連携という部分では、具体的には直接まだ見えていないところですが、今後、今議員のほうからありましたような関係についても、協力隊いらっしゃいますので、農業にも興味を持っていらっしゃるという協力隊の方もいらっしゃいますので、大いに活用していくように、検討してまいりたいと思います。

○米丸 文武議員

前向きに、いろんな形の中で、先ほども言いましたけれども、生産者は一生懸命いいものをつくろうとして一生懸命されるんですけども、そのように言って、どのようにして商品化して、それを売って収益につなげていくか、売り上げを拡大していくか、消費者の確保をどうするかというようなことに対しては、やはりそういう分野の専門の方々、また外部から見たそういう協力隊員の方等にもあるでしょうから、そういうものをやっぱり一緒になって、町としての支援というものをしながら、伸びていくように努力をしていただきたいというふうに思います。

直売所のことで最後になりますけれども、先ほど町長は、さつま特産品直売所のほうについては、今、指定管理を解除したというような、取り消したというようなことでございましたけれども、もう少しこの状況について、利用協議会の方々のそのときの状況というものをお知らせいただきたいというふうに思うんです。というのが、やはりあそこのああいいう施設が504の開通によりまして、利用客も少なくなった、通行量も少なくなったということも大きな原因ではあるかと思いますが、それだけの1つの地域の特産品、農産物をやはり売っていこうというような、今まで言ったようなほかの施設でもおんなじ目的でありながら、そういうような条件の変更によって厳しい状況もあるでしょうけれども、それをお互いに知恵を出し合って協力して、継続していく必要があるだろうというようなことでございますが、これに対して、そのような今いろんな支援も町としても図っていくけれども、利用者協議会の方々はもう断念しようとしておられるのか、そここのところについて、お伺いしたいと思います。

○農政課長（四位 良和君）

指定解除後の取り組みの状況かと思いますが、少し報告させていただきたいと思います。

解除後、それぞれいろんな関係の方と地元関係の方と協議をしてみました。永野区の区長初め、売上高で最も多い団体と、何とか再開の道ができないかということで、足を運んで協議をしてきたんですけども、なかなかその実施に至らなかったというところであります。

そこで、利用協議会が取り下げをしたわけですけども、組織面と運営面のほうからもう1回新たにできないかということでまた再度利用協議会のほうの代表の方とも御相談申し上げ、先般、5月に入ってからまた打ち合わせをさせていただいたところであります。打ち合わせの中

で、特に私どもが指導、支援といいますか、お話を申し上げたのは、今までの組織のままでは随意契約であってもなかなか難しいだろうと、組織面の新たな立ち上げといいますか、改変といいますか、そういったのをお願いしたいということ、その場合であれば、同じ組織であれば、もう一つは、運営面において、5つの館の中で、館長を持っていない館であります。さつま直売所は、こういった意味で、経営ビジョンとか、売り上げの戦略とか、そういった部分でやはり館長を立てて、もし運用されるとすると、そういう計画書を出していただくとまた私どもも随意契約して、新たに指定管理という場合に、議会にも報告しやすいんだが、あるいは運営面としてもきっとよくなると思いますよといったような指導等をしながらか、今協議をしているところであります。

また、あす利用者協議会の会員の方々が全員お声かけしてお集まりいただける機会というのがあるそうですので、そこでもお話ししますが、あくまでも御本人たちが何とかもう1回何とか立ち上げてみようかという意思を確認しながら今まだ協議を進めている段階であります。

以上です。

○米丸 文武議員

時間も大分なくなってまいりましたけども、結局、皆さんも御存じのとおり、いろんな中心部はそうでございますけど、周辺部は、いろんなお店が店を閉めていって、毎日のいろんな買い物にも不便な状況が続いております。まして、しかも高齢化も進んできておまして、地元で買物をするところというのが本当に少なくなってきておまして、日常のいろんな野菜等のそういうような購入にも電動カーで行ったり、徒歩で行ったりというようなことで、店が遠くなればなるほど皆さん厳しい状況もありまして、やはりそれぞれの地域に地元の特産品等もしっかり販売をしていただいて、そういう方の利用にも貢献できるように、やっぱりする必要もあるだろうというようなこと、それから先ほども申し上げましたけれども、地域のただ通行者とか、地域の住民の方だけじゃなくして、ほかにも販売をやったり拡大していって、そして経営を成り立たしていくというような、そういう取り組みというのを真剣に必死になって取り組んでいただきたいと。できれば継続していただきたいと思うんですが、あのままの状態であれば、私は、どうなのかなって、これが協議会のほうが利用されなくなるとすると、どっかほかから公募されて、あそこを運営されていくような考えまであるのかなというようなことまで考えてお聞きしたいと思っておりますけれども、今のところでは、皆さんがまた検討をされるような説明でもございますので、ぜひそれがまとまって、継続するなり、今後の利用されていくそれが地域の生産者の皆さんの意欲につながり、また地域の方々のそういう利便性にもつながってくるというようなことだと思っておりますので、そのように期待をさせていただきたいと思うんですが、今のところでは、外部から公募してまでどうこうというところは考えておられないのか、それを確認させていただきたいと思うんですが。

○町長（日高 政勝君）

先ほど、農政課長のほうからありましたとおり、まずはやっぱりこれまで出荷協議会という中で、頑張ってきていただいておりますので、その中でもこのさつまの特産品直売所で相当売り上げをされている方々が10名近くいらっしゃいますので、その方を中心に、もうちょっと具体的に先ほどありますとおり、組織の面とか、あるいは運営面で改善できて継続できる方法はないかと、そこをちゃんと詰めてくれということで指示をいたしまして、先ほど報告をしたとおりでございますけれども、できることなら、地元へ密着をした、実態がわかっておりますし、地域の実情もよくわかっていただいております皆さん方のほうで、やっぱり組織をつくって、運営をしていただく、これが最も理想的なことだと私も思っておりますので、第一義的にはそういう形で実現が、再開ができることを当面のところは期待をいたして、どうしてもこれはちょっと無理だということ

とになりますと、次の段階としては公募せざるを得ないと、そういうふうに考えております。

○議長（平八重光輝議員）

質問の残り時間が5分程度になりましたので、制限時間内に終わるように願います。

○米丸 文武議員

もう質問ではございません。期待をいたしまして、ぜひ、地域の皆さんがもっともっと楽しく元気よくいろんな生産活動やら地域活動に取り組めるような、そういうようなやっぱり施設であってほしいというふうに思いますので、いろんな先ほどの指定管理施設も全部含めながら、その活性化、そして活用を町民の皆さんにも協力いただきながら、伸びていくように努力していただくように要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、米丸文武議員の質問を終わります。

次は、8番、岩元涼一議員の発言を許します。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○岩元 涼一議員

通告しておりました3点について質問をいたします。

初めに、河川に堆積している寄り州の状況についてであります。これまでも町内各地域から要望が出され、関係機関によりその対応がとられているところでありますが、要望件数が多いことなどから、十分に対応できていないのが実情ではないかと思われまます。集落内に河川を抱えている公民会では、年間行事として、寄り州の草払いなどを行っているところですが、高齢化や現役世代の減少などにより、作業が困難になってきたことから、作業範囲を縮小したり、中には作業そのものを取りやめる地域もあるようです。これまで河川愛護の観点からそれぞれの地域において維持作業がなされてきましたが、今後は、ほとんどの地域で作業が続けられなくなるのではないかと懸念しております。そうなりますと、川の流れが阻害されることによる越水が発生し、護岸の崩落や耕地災害につながる恐れがあります。それらを軽減する上でも、その一因となる寄り州を取り除くことが必要ではないかと考えます。幸いにしてここしばらく災害を発生させるような大雨は降っていないところですが、逆に寄り州は拡大しているような状況にあります。やはり根本的な解消策は寄り州そのものを取り除くことではないでしょうか。予算や管轄の問題があるかと思いますが、将来の人口推移を見ても、これまでのような地域住民による作業は困難となり、特に川内川の支流地域においては、その傾向が顕著になってくると思われまます。町内の現状はどのような状況にあるのか。今後どのように取り組みを進めていかれる考えかをお伺いいたします。

次に、学校再編後の跡地対策についてであります。2016年に第1次の学校再編が実施されたことに伴い、5つの小学校の歴史が閉じられてから、2年の月日が過ぎたところであります。新しい学校に通うことになる子供たちがその環境にスムーズに適応できるか心配されたところでしたが、それぞれに楽しく通学していると聞き、安心したところですが、一方、その跡地については、既に民間企業に貸し付けたものやこれから大がかりな改造を行い、宿泊施設として活用したいという方向性が示されたところではありますが、まだ地元と協議中、あるいは検討中という跡地も残っているところでもあります。来年3月には、新たな3つの学校がその歴史に幕をおろすこととなり、第2次の再編計画が実施されれば、さらに3つの学校がその役目を終えることとなります。跡地については、対象地域の意見を最大限尊重し、その意向に沿った活用策にしていくとされてはいますが、学校跡という大きな施設の活用策を地元で考えるのは難しいとの意見も出されて

いるところであります。一定期間地元と協議を進めるとされていますが、期間が過ぎるのを待つのではなく、情報を蓄積している行政側から、積極的に利用策を提示すべきではないかと考えます。町長の見解をお伺いいたします。

3点目に、町外からの移住者を対象とした定住対策についてであります。本町の将来人口の予測を見ると、30年後には現在の町内人口が半減するだろうという衝撃的な予測となっており、そのまた10年後、20年後はどうなっているのか想像もつかないところであります。これまでの町内人口の主な減少要因は自然減であることから、継続的な生産人口を増やすことが人口減少の速度を抑えることにつながります。このことは、執行部とされても、十分理解され、そのための施策を整え、さつま町の魅力を発信しながら、町外からの移住希望者に情報提供されているところであります。しかしながら、人口減少に危機感を持っている自治体は本町だけではありません。移住者を求めるために、全国で同じような施策が講じられておりますが、中には高額過ぎるのではないかとと思うような祝い金を贈呈しているところもあるようです。

本町でも、さつま町がどんなところかを知っていただくために、お試し住宅を拠点として、移住体験を提供していますが、思うような成果につながっていないのではないかと考えます。当然、体験をされた方には、意向調査、意識調査などを行っておられると思いますが、そこから見えてくる課題をどのように分析されているか、また、それに伴う対応策をどのように講じていく考えかお伺いをいたします。

〔岩元 涼一議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

岩元涼一議員から、3項目にわたりましたの御質問でございます。それぞれお答えをいたします。

まず、河川の寄り州状況についてでございます。さつま町におきましては、ごらんとおり、国の直轄河川、あるいはまた県の管理河川、町の管理ということで、分かれておりますけれども、特に今回は県の河川についてのお尋ねでございますが、県が管理する河川につきましては、20の河川がございます。全長にいたしまして約124キロということであります。毎年、公民会等からこの多くの寄り州除去の要望が出されておまして、町から県の北薩地域振興局の研修とともに、要望をいたしているところでございます。鹿児島県下もうどこの市町村もこういう寄り州状況については強い要望が上がっておりまして、県の町村会としましても、知事は、特段の予算措置をしていただきたいということで強く申し入れて、集中期間として県も予算措置をした年度がございますけれども、また今のところ平常に帰ってきた形になっておるようでございます。このようなことで、全体予算の中で県とされましては、各市町村の要望の中で、非常にこの緊急性の高いとか、重要性のあるものを優先して採択をして事業の推進を行っております。町としましても、梅雨時期とか、台風の降雨時に災害を引き起こさないように強く要望も重ねてまいっておるところでございます。

また、県におきましては、地域住民等によります県の管理河川の清掃美化活動等に対しまして、ボランティアのいわゆる町が行っておるような、そういう取り組みについても、行っておるようでありますので、そういった活動の支援制度についても周知をしていただくようにということで、町にもお願いをしてあるところでございます。ところによっては県河川もやっただいて、県のほうから直接そういう補助金の支給をする日もございますけれども、非常に寄り州除去については、まだ十分にうたっていないということがございます。ということで、町のほうからは毎年強く災害防除のためにも、早くやっただくように要望をいたしておりますので、これ

からも引き続き取り組みを進めてまいりたいと思っております。

次に、学校跡地対策についてであります。御指摘にありますとおり、廃校となりました小学校跡地の活用策というのは、住民の意見を十分反映をしていただくと、それが地域の活性化につながるんだということで、地域でも自主的な話し合いをしてくださいということもしておりますし、合わせて役場の庁舎内においても課長をメンバーとします跡地活用の利用検討委員会も設置をいたしまして、お互いにそういう意見もすり合わせながら、話し合いを続けてきておるところでございます。一方的に地元だけで話し合いをして、それにお任せしますということは決してないわけで、一緒になっていろんな活用策については検討をしていきたいと思いますということもございます。また、いろんな全国的にもいろんな利用の仕方がありますので、それにふさわしいような事例としても紹介をいたしておりますので、一緒になりながら取り組んでいく、これはおっしゃるとおり大事なことだと思っております。今の先ほど申し上げました課長をメンバーとします町立小中学校の跡地等利用検討委員会の下部組織としまして、幹事会に地元の小学校跡地の利用検討委員会とのサポート役としまして、各再編対象地域の地元の職員を2、3名ずつ配置いたしております。地元の検討委員会が開催される際には、その幹事が会合に出席をし、活用事例等の情報提供とか、協議資料の収集、あるいは関係課との調整というところまでやっておりますし、地元からの意見、要望等の集約検討につきましては、全体的な事務局であります財産管理課で取りまとめて、また逐次報告をしながら、情報の共有を図っているところでございます。

さらに、参考となります跡地活用施設の視察研修を予算計上いたしまして、地元の検討委員会の皆さん方とも一緒になって、町の職員一緒になって、そういうところの視察やら、あるいは活用に至るまでの経緯とか、管理運営のところまでの研修も実施をいたしているところであります。

今後におきましても、そういうスタンスで、地元と一体となって、話し合いはしていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、3番目の定住対策の関係についてであります。町外からの移住を増やすための施策の成果と移住希望者の意向調査の課題の分析、対応策についてでございますが、移住定住につきましては、私が就任以来、さまざまな取り組みを実施してきております。近年におきましては、26年度から28年度まで取り組みました周辺地域との移住定住促進補助金制度、この中には、空き家の関係も取り組んでおりますけれども、新築あるいは住宅の改修とか、そういうところまでもいろいろな助成制度をやっておりますけれども、これを29年度からは移住、定住補助金の制度に新しく変えております。

また、昨年度からは新しい移住定住促進策を進める必要があると考えまして、年3回のさつま暮らし体験ツアーの開催、今都会の若者を中心に、地方での生活について非常に憧憬が深いというようなことで、実際、数件のセミナーには大挙して若者が訪れるというぐらい、毎年そういう人数は増えているという状況がありますので、そういう人たちにさつま町の暮らしについて情報提供をしながら、一緒になって移住ができるような取り組みをしているところでございます。

その一環としまして、体験ツアーの開催とか、移住体験ハウスによりますさつま暮らしの体験、本年新卒者の就労支援の奨励金も新しく想定をし、また、定住促進の家賃補助金の制度などにつきましても、新設をいたしたところでございます。

特に、周辺地域等の移住定住の促進制度におきましては、3年間で51件の活用がございまして、町外からの転入は29件となっております。さらに、補助制度を拡大した移住定住補助金制度にあっては、昨年1年間で全制度を上回る53件の活用がありまして、町外からの転入も12件となっております。体験ハウスの利用実績につきましては、昨年度1年間で延べ49人、157泊の利用がございました。利用者のうち、1名は住所をまだ移していらっしゃいません

ども、その方を含めると、現在まで4人の方が移住をされております。

また、体験ツアーの参加者、あるいは体験ハウスの利用者については、20代から40代という、こういう若い世代の方が多くなっておりまして、アンケートによりますと、さつま町の自然環境とか、温泉などにつきましては、大変好評をいただいているところであります。しかし、定住となりますと、今の仕事をやめて働く場があるのかとか、居住環境はどうかとか、あるいはネット環境はどうか、そういう課題も多く寄せられているところでございます。そのためにも、ハローワークの求人の情報収集とか、空き家の情報バンクの登録とか、あるいは一戸建て、空き家、アパートの情報を十分把握しまして、選択の幅を持たせて、若い人たちがこの移住が叶うように、いろんな条件整備を整えていくということになっておるところでございます。特に今若い世代の方については、過去も議論になったとおり、インターネットの環境です。ネット社会でのつながりというのは非常に多いようでありますので、こういった整備というのは、これからはどうしても必要なというふうに考えているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○岩元 涼一議員

河川につきましては、町河川、県河川、それと国管轄の川内川もあるわけですが、川内川につきましては、国、本流ですが、県河川、そういうところについては、県の管轄ですので、当然町が口出しというか、そういうのはできないのは十分理解しますけれども、20河川124キロ、その中には相当な寄り州があるということで、先ほど質問の中でも申し上げましたように、高齢化が進んで、せめて寄り州の立木、樹木、草、そういうものを環境美化の上からでもきれいにしようということで、一生懸命、各公民会、集落、それぞれ頑張っていらっしゃるわけですが、高齢化が進んでもうできないというのが実際に出てきております。それをそのまま放置すれば、今、川を眺めてみましても、相当、もちろん人間の高さよりずっと大きくなっておりますから、そういうのがもう大雨時には越水して、農地被害、河川被害等引き起こすというのが目に見えているような感じがしますので、こういう話も、こういう質問をするわけですが、実際町内でどれぐらいの要望というか、箇所が上がってきているのか、そこら辺について把握されていますか。

○建設課長（小永田 浩君）

本年度の30年度でございますが、町が要望している件数が9カ所ございます。金額にしまして4,100万円程度要望額を上げておりますが、今年度ついたお金が1,400万円しかついていない状況でございます。

以上です。

○岩元 涼一議員

要望が9カ所、4,100万円ぐらい、この9カ所というのは、多分いろんな形で要望書を出してくださいと、そうでないと県としても町としても動きがとれないというような話を聞かれて、実際要望書というような形で出されたところは9カ所ぐらいかなという気がするんですが、実際のところそういう情報がまだ伝わっていない公民会等もあって、それと、この9カ所がどれぐらいの規模の寄り州かわかりませんが、中によっては、以前出して、その要望が通らないもんだから、もうそのまま置いてあるようなところも実際あるんじゃないかなという気がするんですが、そういうのは町のほうで公民会長さんを通じて要望箇所とか、そういうのを調査されて積み上げたのがこの9カ所ということの理解でいいですか。

○建設課長（小永田 浩君）

これは、一応公民会から要望があったやつがほとんどです。この9カ所は要望しているんです

が、年度の途中で公民会から寄り洲除去をお願いしたいということで、町のほうに要望があるんですけども、その都度県のほうに行って、現場を見ていただいて、緊急性がそこで高いということであればその年度内にこの予算の中でしていただくのか、ちょっとほかのところから持ってくるのかちょっとわからないんですけども、緊急性の高いという判断をされたときは、すぐやっていただいているところがあります。

以上です。

○岩元 涼一議員

担当課では、いろいろこういう形で解消に向けて対応されていると思うんですが、今回、私も議会との意見交換会ということで、各地区を回らせていただいたんですが、その中でもそういう話が出ますし、実際のところそういう要望書を出して解消に向けてという手続、そういうのを全く知らない公民会長さんもおられたりするものですから、そういうところにまだ周知が足りないのかなというような、公民会長さんも年々かわられますし、行政側としては、周知をしたつもりでも、公民館長さんがそういう受けとり方をされていないというような例もあるかと思えますので、そういうところには、やはりいろんな方法を通じて周知をしていただくのがいいのかなという気がします。これ1,400万、4,100万、1,400万ですから、到底足りないわけですけども、県がやることですので、予算を確保していただくのを願うしかないのかなと、町長のほうからも町村会を通じて県のほうに要請をしているというようなことですので、またその集中期間を設けて、ある程度周知して、県内全域の河川を北薩、南薩、大隅ぐらい決めていただいて、集中してこういう解消に向けていくというような、県のほうにもまた町長のほうから要請をしていただきたいということをまた申し上げておきたいと思えます。河川の草払いとか、そういうのに対しては、県のほうからはただ感謝状の贈呈だけで終わっているんですかね。

○建設課長（小永田 浩君）

県のほうも、みんなの水辺サポート推進事業という交付金があります。これが年3万円の補助があります。これにつきましては、混合油、あと軍手、それと重機の借り上げ料、それと運搬、それと収集した草木の処分の処分料、それを合わせて年間上限で3万円の補助はしてあります。町内で、その水辺サポートに認定されているところ、これが、前川、南川、それと前川が4カ所、それと大山口川、その公民会でいきますと、鶴田公民館、南川公民会、諏訪公民会、鶴田菅元地区、それと島廻地区、樋脇地区、それと二渡公民会、田間田地区がこの水辺サポートの認定をされて、申請をされているところです。

以上です。

○岩元 涼一議員

やはりそういうのがあれば、既存のといえますか、今までずっと継続的にやってきている公民会もたくさんありますので、そういう情報があれば、やはり流して、先ほど申しあげましたように、公民会長さん方に周知していくと。同じ作業してそういう内容がわかっている公民会については、3万円ですか、それが来るけれども、それを知らない公民会については、それをいただけないということになりますので、実際やっている公民会はたくさんあるかと思えますので、そういうところにやはりこういうのもありますよということを周知していただければなと思えます。

先ほども申しあげましたように、県のほうにももう集中してやってくれというぐらいのことをずっと具申していったほうがいいのかなと思えますので、町長におかれましては、また先ほど申されましたような形で県のほうにはつなげていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

それから、学校跡ですが、実際、貸し付け、紫尾小学校でしたが、貸し付けたりしているんですが、あとほかの小学校、白男川は今回出てくるわけですけれども、ほかの小学校については、地元との協議というのほどこら辺まで進んでいるのか、実際、具体的に活用策につなげていっているところがあるのか、そこについてお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

今の一部でも活用をしているところがございますが、泊野のほうでは地元でいろいろ検討されてきて、検討案も出されてきておりますけど、まだそこに至るまでのあれが実現に至っておりませんが、平川小学校については、地元のNPO法人によります薬草栽培とか、販売、身体障害者の支援施設としまして、昨年7月から校舎の1棟を貸し付けをいたしております。なお、白男川小学校については御案内のとおりで今、そういう進め方に取り組んでいるところでありますが、紫尾小学校の跡地につきましても、民間事業者によります水耕栽培をメインとした施設ということで、特に乳酸菌を入れた水耕栽培の野菜、そこが特許をとられて、拡張していきたいということで、今、研究的に入っているという状況でございます。

あと、柘野小学校につきましては、一部の旧給食室でございますけれども、地元で農産物の加工施設の整備ですか。こういう要望が出されてきております。今、地元と協議を進めているところでございます。泊野小学校については、先ほど申し上げましたとおり、今、提案書として報告があったところでございます。

○岩元 涼一議員

柘野小については、給食室を使いたいということで、校舎自体はまだ今協議中ということですよ。紫尾小学校も野菜の水耕栽培、そこでということ、全体的に校舎自体を使うような活用というのはなされているのかどうか、例えば、平川にしても、1棟と今町長はおっしゃいましたけれども、全体的にまだ例えば半分ぐらいとか、そういう形の活用策になっているのか、この大きな施設自体を全体的にという活用策になっているのか、そこら辺については、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○町長（日高 政勝君）

なかなか、規模が大きくて、それを全て利用したいというところまではなかなか難しいところがございます。一部、平川小学校の場合は西校舎ということでありますし、紫尾小学校も屋体の場合、町のまだ施設になっていますから、ですけど、校舎の1階部分の西側ですか、そこだけありますので、全体にはまだいたっていないところであります。柘野は給食室を利用ということでありますから、まだほかには利用がないということであります。

○岩元 涼一議員

今ありましたように、施設自体が大規模というか大きいものですから、それを地元との協議ということもなんですが、地元とされては、その学校全体を考えてしまわれますので、どうしても学校跡地を活用したいという話に受けとられているんですよ。ですから、最初からその全部をという受けとり方をされるととてもじゃないけど地元でそういう負担を押し付けてくれるなというふうな言い方にもなりますので、そこら辺については、私が申し上げているのは、町が例えば地元の活用策をするのは最優先ですけども、それより別に、例えばこういう会社が来ているんだとか、そういう、貸してくれというような要望があるんですけど、どうですかというような、そういう話はないのかどうか。そこら辺について、行政側が窓口というか、そういう形になって活用策を進めていけないかというのが私が今申し上げていることなんですが、そこについてはいかがですか。

○町長（日高 政勝君）

私どもとしても、とにかくこれまで学校として密着した施設でありましただけに、地域の皆さん方が本当に愛着を持って、そしてまた今後の地域の活性化につながる、できればこの施設そのものを全体的に利用できるというものが一番理想的なんですけども、なかなか企業さんにもネットを通じて早くから、こういう学校施設、面積、レイアウトも学校の規模はこれだけ、面積もこれだけということで、出しておりますけども、なかなか企業の皆さん方についても、問い合わせはないところでございます。いろんな福祉施設の関係とか、ありますけれども、なかなか全体利用という申し出というのは、今のところないですので、部分的な利用でしか今のところはないところでございます。

○岩元 涼一議員

今、町長ほうもおっしゃいましたが、全体的に施設が大きいので、全体的な活用はということなんですけど、企業とか、そういう大規模に使うだろうというような方々も全体的にはという話になってくれば、地元とか、そういうところが使いましょうという、こういう活用策をしましょうというような、ちょっと無理ではないかなという気が私はします。ですから、地元に投げかけるのは大事なんですけど、それと同時にこういうのもありますよという情報をその地区、地区が独自で見つけてというのは、ちょっと非現実的ですので、そこについては行政が先ほどから言いますように、対外的な情報とか、そういうのも持っていますので、そういう形で何とか来ていただけるようなのを探すとか、出郷者にこういうのがありますよと、利用していただいけませんかというような問いかけをすとか、そういう形で進めていった方がいいのではないかなという気がするんですけど、町のほうでもネットとかそういうので出しているということですけども、その情報をほかのところにも出していただいて、それと今度定例会に改修経費等が出されているんですけど、ほかの跡地などでもこういう事例が出てきた場合には、こういう予算規模が一定の基準といたしますか、目安といたしますか、そういう形になっての補正があるのかどうか、そこら辺についてはいかがですか。

○町長（日高 政勝君）

今回、白男川小学校については、1つの町の大きな政策となるスポーツコンベンションのまちづくり、あるいは交流人口の増を図るという1つの政策的な意味合いのもとで、特にかぐや姫グラウンドの合宿というのが非常に多くなっておる、そしてまた町内の受け入れ施設が旅館等のリフォームをされたり、受け入れ施設がだんだん競争になって、仕方なく町外の薩摩川内のところまでお願いをしなきゃならないというところがありますので、やはり、交流人口の200万人という標榜している中で、やっぱり受け入れ態勢の充実というのは、当然必要になってまいりますし、これから定住促進もですが、やはり交流人口によって町の活性化を図るということも非常に大事な面がございますので、そういう意味合いから、この国交省の事業を使って、今回は町の事業として取り組んでいきたいということで、この白男川の場合はやっているわけがございますので、ほかの施設もそういうことにするのかということについては、また町の政策と整合するものはなにかあるのかということになればですけども、特段、今のところは地域のそれぞれの皆さん方の思いを尊重しながら、地域に見合う利用の仕方というのを模索しながら、我々と一緒になって検討していきますということにしているわけがございますので、必ずしも全てがそういう形になるとは限らないと。ただ、必要最小限については、町としても当然いろんな形で支援はしなければならないだろうというふうには考えておるところであります。

○岩元 涼一議員

白男川小学校につきましては、今回、上程されておりますので、私のほうで言うのは、申し上げませんが、他の施設にもやはり地元との協議ということでございますので、いろんな話

が仮に出てきたとすれば、それに伴う改修予算とか、そういうのも必要になってまいります。

今回、この金額というのが出てきましたので、それが1つの基準、目安になっては、町が幾つあっても足らぬぐらいの予算になりますので、そこら辺との考え方というのを今町長にお聞きしたところでありますので、地元に向けかける場合には、そういうことも前提にしたところを先に出さないことには、逆に言われた場合に申し開きができないという観点もあろうかと思っておりますので、その分については、ただいまの町長の意見を理解したいと思います。

それから、先ほどありましたように、町長も、福祉施設とか、そういう形での申し出でもあればということですが、やはり福祉施設にすれば、学校のつくりというのは、ちょっと合わないというような話も聞いたりしますし、エレベーターを取り付けたりとか、そういう基準も必要になってくるといような話ですので、しかし、どういのが合致するか、それはもうわかりませんので、なるだけそういう情報を集めて、地域の方々にも情報の提供というのをやっていたら、有効利用につなげていただきたいと思います。

それから、町外からの移住者を対象とした定住対策についてですけれども、年3回ツアーを実施されて、20代から40代、4人ほど移住された実績があるようですけれども、そこに来られる方、体験ツアーに来られた方々が本町に対して、こういう状態であれば私はここに来てもいいんだけど、この点がちょっと私には合わないからというか、そういう話での調査というか、そういうのが実際あるのかどうか、ただ来ていただいて、さつま町見ていただくのは大事なんですけれども、それを定住につなげていくためには、そういうのをクリアしないといけないと思うんですが、そういう課題というものの自体が、町長のほうからもありましたけれども、担当課としてはどういのが実際の課題になっているか、お示してください。

○ふるさと振興課長（市来 浩二君）

体験ツアーの概要について、簡単に説明をさせていただきます。現在は、関東地区を中心に、最大8名参加をしていただいておりますが、グリーンツーリズムの農家民泊を1泊と体験ハウスでの1泊の2泊3日で開催をしております。町内でのガラス体験を含めまして、夜はグリーンツーリズムの近くの方にも参加いただいて、地元の話をさせていただいたり、そして2日目の体験ハウスでの交流会には、地元の商工会青年部の若者であるとか、地域おこし協力隊であるとか、そういう方にも来ていただいて、実際の移住者の目線、それと、地元へ愛着を持っている方の目線ということで、交流をしていただいております。その中で、やはり若い世代が多いということもありまして、やはり会社員の方が非常に多い形になっております。そして、また町の産業ということで、製造業などがあるというのは紹介するんですが、なかなか今の会社をやめて実際さつま町に来たときに、自分で働いていけるのかというのが一番大きな課題になります。それと住宅の問題です。現在、空き家バンク情報にも登録を行っているんですが、空き家バンク情報の登録物件が、ほとんどが売買の物件が多くございまして、なかなか賃貸の物件がないということもあります。アパートについては、紹介をしてはいるんですけれども、やはり田舎暮らしとなった場合には、一軒家でも暮らしてみたいという方もいらっしゃるんですが、やはり賃貸物件は少ないということ、それとやはり若い人と会社の役員の方々もいらっしゃるものから、結構ネット環境についてもどうなのかというのは質問をされる場所でもあります。ですので、そういうところも含めまして、空き家物件の登録をどんどん進めながら、そして現在ハローワークの求人情報がどうであるのか、そういうところも含めて収集しながら、参加者には説明をしているところであります。

○岩元 涼一議員

移住されるには、仕事がないというのがネックということなんですが、確かに、若者といいま

すか、町内にあれば町内にいたいんだけど、仕事がないというか、そういう方もいらっしゃるし、移住されてくる方におかれては、特にそういう形だと思います。それで、例えば、先ほどおっしゃったように製造業、そういうところの求人、それと、移住を希望、考えているというような方、そういう仕事のマッチングというか、そういうような相手が求める仕事、こっちの求人がある仕事とマッチしないのかどうか、そこら辺はどうですか。感じられるところは。

○ふるさと振興課長（市来 浩二君）

町内には日特の系列会社、それと京セラの協力会社ということで、ほとんどが製造業であるものですから、現在、勤めていらっしゃるところが製造業でない方については、なかなか実際、こちらに来て製造業で仕事が自分がやっていけるのか、そういうことを大変心配していらっしゃる方もいらっしゃいます。それと、4名定住されたということで説明しましたが、その方については、体験ハウスを利用された方でありまして、1人の方は、さつま町の駐在所員ということで、福岡県のほうから来ていらっしゃいます。それと、もう1人の方については、千葉県の方から来ていらっしゃる方は、田舎で少し農業をしながら暮らしたいということで、その方については、二渡の空き家情報バンクの物件を購入されまして、周囲にミカン山が結構ありますので、そういう手入れをしながら現在暮らしていらっしゃいます。そして、その次の2人については、さつま町で起業をしたいということで、来られた方でありまして、その方については現在湯田の物件を借りておられまして、今後、オーガニックのお菓子なんかをつくって販売したいということで、今こちらのほうで準備を進めていらっしゃるということです。

○岩元 涼一議員

実際移住につなげられた方も実際おられるということですので、その中で、例えば家庭菜園です。例えば、移住したいけど、一戸建てに家庭菜園、私のところでは小菜園という表現をしますが、そういう家庭菜園がついた物件とかそういうのが欲しいとかちゅう話があって、しかしそれには農地法ですか、取得するためには農地がついていけば、農地を持っていない方は取得できないという、その下限面積があって、そこを特例として解除している、0.03あるぐらいも、ないぐらいのところまで抑えて、そういう移住されてきた方も家庭菜園を持てるような、取得できるような形でやっているところもあるんですが、そういう希望ちゅうか、そういうものはないわけですか。

○ふるさと振興課長（市来 浩二君）

空き家情報物件というのはやはり一軒家であれば結構そういう附帯した農地がついているところは非常に多くあります。それらは農業委員会の方と協議しまして、面積要件をたしか1平方メートルだったと思うんですが、そこまで下げて、移住者の方もそういう物件を借りられるように協議をしてあります。それで、実際ミカン山の方はそれで入ってきていらっしゃいます。

○岩元 涼一議員

そういう施策をとって、そういうふうに求めておられる方には、そういう対応ができるような形で、制度的なものをつくっておかなければ実際そこに希望したいんだけどということがネックになれば、話が先に進まなくなりますので、そういう体制づくりというのはしていただきたいと思います。

それと、ネットですね、先ほど町長もおっしゃいましたけれども、そういう環境がないというか、そこがネックになっているというのもあろうかと思います。お話を聞きますと、光ケーブルがつながっていれば、どんな田舎であっても私の仕事はできるからというような、いろんな仕事というのがあると聞いておりますので、そういう方から見ますと、こういうさつま町のような環境というのは素晴らしいんだけど、その仕事をするためにはそこがネックになって、ちょっと断

念せざるを得ないというようなどころも実際あるのじゃないかなと思うんですが、これについては先ほど町長のほうから、やはり今後の課題であるという感じ。

それと以前にもこの一般質問の中でも出ておりますが、経費が余りにもかかり過ぎるということで、今、断念というようなことをございますが、やはりここも視野に入れて計画的にというか、そういう進め方をしていけないといけないような気がするのですが、これについては、また町長のお考えをもう1回お聞かせいただきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

移住、定住を促進するためには、どうしても都会の方々、最近、今ありましたとおり若い世代になっておりますので、やはり情報ネットはしっかり整備をする必要がある、特に光の関係です。

この前もこの問題についてはいろいろ説明を申し上げましたとおり、まだ町内、宮之城地域、鶴田地域、薩摩地域、それぞれありますけれども、宮之城地域が一部入っているだけで、宮之城地域もまだって完全じゃないし。特に宿泊をされる紫尾温泉とか宮之城温泉については、そういう宿泊者の方々が強く要望をされているということもありますので、全町的にはこれについてはやりますよということで方向を出しておりますので。ただ一挙には物すごい事業費がかかりますし、これについては計画的にやっぱり進めていかないと、相当な財源を要するというのでありますので、これについてはそういう方向で取り組みはしていく予定でございます。

とにかく、こういうかなり事業費がかかる関係から、県とか国のほうには、何らかの財政措置をやっていただきたいということ、強く申し上げているところでございます。既にやっているところは、もう単独事業として計画をして、何らかの起債措置をしながら実際やっているところもありますので、私どもも有利な起債とかそういうものを活用しながら、できる範囲で努めていきたいと思っております。

○岩元 涼一議員

やはり、今こういう時代になってきますと、ネット、光そういうものがもう必要不可欠になってくる時代でありますので、紫尾、湯田、そういう温泉街とか宿泊施設があるところには優先的にというような町長の考えのようではありますが、当然そういうところから要望が出てくれば、優先的にという話も理解しますけれども、これもやはり財政的な問題もありますけれども、町内全域に広げていくというような、これ首長の考え方で前に進めていける事業ではないかなと、私は考えますので、そういうところにおいては、町長もやはり力点を置いて進めていただきたい。

私もこのインターネットを余り利用しないんですが、そういうのは大事、今入っているやつで聞いても相当スピードが遅いというか重く感じる、私は重くというのがよくわからないんですが、重く感じるという方がいらっしゃいますので、そういうところはやはり解消していく、それが町長が政策として進めていかれる部分になるのではないかなという気がいたしますので、こういうふうに申し上げているんですが。

町内の人口というのは、もう確実に減少していくことになります。国が今後どのような地方重点策を打ち出すかは判りませんが、そういう人口を増やすというか増えないんですが、それスピードを緩めるためには、やはり出郷者、そういう方に帰ってきていただくとか、先ほど申し上げました町外からの移住者、そういう方々をお願いせざるを得ないのかなという気はしますので、もうそういう政策を、担当課はもちろん全庁を挙げて取り組んでいただけますように要望いたしますので、私の質問を終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、岩元涼一議員の質問を終わります。

通告に基づく一般質問を終わります。

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

本日の日程は全部終了しました。

あすは午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日はこれで散会します。

△散会時刻 午後2時41分

平成30年第2回さつま町議会定例会

第 3 日

平成30年6月8日

平成30年第2回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成30年6月8日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(15名)

1番	上 囿 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	15番	新 改 秀 作 議員
16番	平八重 光 輝 議員		

欠席議員(1名)

14番 森 山 大 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	福 田 澄 孝 君	局長補佐兼議事係長	半 崎 幹 男 君
議事係 主査	竹 下 和 男 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	上 野 俊 市 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画財政課長	押 川 吉 伸 君	財産管理課長	原 田 剛 志 君
税 務 課 長	下 田 良 二 君	保健福祉課長	櫻 伸 一 君
高齢者支援課長	岩 元 義 治 君	農 政 課 長	四 位 良 和 君
担い手育成支援室長	寺 脇 伸 治 君	商工観光PR課長	羽 有 郁 夫 君
ふるさと振興課長	市 來 浩 二 君	建 設 課 長	小永田 浩 君
水 道 課 長	三 角 芳 文 君	教 育 総 務 課 長	角 茂 樹 君
社会教育課長	三 腰 善 行 君		

○本日の会議に付した事件

- 第1 議案第44号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について
- 第2 議案第45号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第3 議案第46号 さつま町水道事業条例の一部改正について
- 第4 議案第47号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第1号）

議案付託表

委員会	議案番号	件名
総務厚生 (第1委員会室)	47	平成30年度さつま町一般会計補正予算(第1号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 14款 国庫支出金(関係分) 15款 県支出金(関係分) 19款 繰越金 20款 諸収入(関係分) 21款 町債 歳出 2款 総務費 3款 民生費
文教経済 (第2委員会室)	44 45 46 47	さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について さつま町営住宅等条例の一部改正について さつま町水道事業条例の一部改正について 平成30年度さつま町一般会計補正予算(第1号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 14款 国庫支出金(関係分) 15款 県支出金(関係分) 歳出 6款 農林水産業費 7款 商工費 10款 教育費

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。

ただいまから、平成30年第2回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

14番、森山大議員から本日の会議に欠席する旨届け出がありましたので、お知らせします。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

これから、6月5日提案がありました議案第44号から議案第47号までの議案4件について総括質疑を行います。

なお、質疑にあつては、総括的な事項について質疑を願います。

△日程第1「議案第44号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について」、日程第2「議案第45号 さつま町営住宅条例の一部改正について」、日程第3「議案第46号 さつま町水道事業条例の一部改正について」

○議長（平八重光輝議員）

まず、日程第1「議案第44号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について」から日程第3「議案第46号 さつま町水道事業条例の一部改正について」までの議案3件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。これからただいまの議案3件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案3件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、文教経済常任委員会に審査を付託します。

△日程第4「議案第47号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」

○議長（平八重光輝議員）

次に、日程第4「議案第47号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○岸良 光廣議員

所管が違いますので、補正予算（第1号）の説明資料の8ページ、白男川小学校の改修事業についてお伺いします。

まず、最初に述べておきますが、私は、この白男川小学校の跡地利用、これについては大賛成のほうなんです、先日、この中で伺ったことの内容で非常に不安材料がありますので、もう一回ちょっとお伺いします。

まず、この白男川小学校の今回の予算もなんです、昨年度までも調査という名目で予算を計上して実施されていると思うんですが、まず1番目に、昨年度までの実行した予算が幾らなのか、それとその調査内容はどのようなことを調査してもらったのか、それをまず知りたいのが

1点目。

それから、2点目、今回のこのスポーツコンベンション、これをどのような競技スポーツを対象としているのか、またどこまでの範囲でこれを広げていこうと考えられているのかが2点目。

3点目に、1点目も言いました、昨年度までに実施された予算と調査内容もなんですが、今回計上されている金額、それに今後予想される金額、トータル、そこがまずどのぐらいになるのか、これは担当課長でも結構です。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

白男川小学校の改修につきましては、平成28年度から取り組んでおりまして、第一工業大学との連携ということで協力いたしまして、ワークショップ等を開催してきたところでございます。経費につきましては、400万円という形で業務委託をしながら取り組んできたところでございます。

その内容につきましては、構想の報告書をつくっていただきまして、それをもとに、今度、白男川小学校のプロジェクトチームを立ち上げていただきまして、内容について精査をしていただいたところでございます。具体的な内容については、そのプロジェクト事務局のほうから報告書という形で、本年度、29年度出していただいたところでございます。

経緯については、以上でございます。

○商工観光PR課長（羽有 郁夫君）

種目的なものにつきましては、全てのスポーツは対象にしております。実際来ているのを言いますと、サッカー、バレー、水泳、バスケ、ラグビー、野球、ソフト、テニスなどがありますが、さつま町に宿泊される部分はコンベンションという取り扱いで施設等の免除等もやっているところでございます。

あと、範囲としましては、ラグビーなんかは、一番、長崎北陽台とか強いところが来ますと、九州管内から、寄ってという言い方は失礼ですが、沖縄とかからも来ております。また、料金の関係でコンベンション価格ではない京セラの部分につきましては、関西、関東の大学のサークルも来ているようでございます。

予算規模につきましては、今回、まず改修工事の設計業務が209万5,200円で、これはもう実施いたしております。改修工事の本体工事で1億5,660万円、施工監理の業務が今回540万円、DIYの委託料で500万円、今後、厨房機器の備品が750万円、その他の備品として約300万円という、あくまでもまだ備品の関係についてはDIYとの兼ね合いもありますので概算という数字になりますけど、トータルで約1億8,000万円ぐらいになるかと考えております。

○岸良 光廣議員

けさほど、先ほど担当課のほうから説明があったんで、これは町長にちょっとお伺いしたいんですけど、先日はこの収支は全く何も考えてないちゅう報告であったんですけど、けさ、担当課のほうから、このぐらいは見込んでいるちゅうことで説明があったんですけど。

これ見ると、物すごくアバウトというか、例えば出郷者の利用、例えば地域から県外へ出たあるいは地域外に出た方の宿泊も計算されているんですけど、5名掛ける2泊3日掛ける9カ月です。毎月、町外に出た方が宿泊をされるのかなと。それに、またプラスして10名の2泊3日で3カ月、すごい数字です。大体、地域外に出た、県外に出た方々が帰ってこられるのは、正月かお盆です。正月、お盆、ゴールデンウィーク書いてあるんですけど、その中で9カ月も見込んでいる。また、次に、通常のグリーン・ツーリズムで移住定住のためシェアハウスイベント、これもこっちに研修を入れるちゅうんだけど、40名の1泊2日の月2回で、これ12カ月組んでる。

また、カフェ等の利用者も12カ月で3,000名。これだけの陣容をすれば、地元の食堂の人は恐らく閑古鳥が鳴くんじやないかな。

また、ここにラグビーの宿泊の現状が書いてありますけど、この、なぜ私が範囲をどこまでするんですかと聞いたのは、現在、この高校ラグビーの合宿は、企業名は言いませんけど、この近くの旅館のほうに毎年宿泊しております。また、高校の女子バレー、これは白男川の温泉施設を使っております、現状、金額を下げるために。温泉施設を宿泊で、自分たちで自炊をする計画で今ほとんど利用されているはずですよ。

そういうのを計算してあるんですけど、それを全て100%、今回の白男川小学校のほうに計算されているんですけど、これ、町長が言われる民業圧迫、これはいろんな面で、住宅施設についても避けなきゃならんと町長がいつも言われているんですけど、これは完全な民業圧迫で、現在民間企業がやっているやつを全て計算しているんです。新規でやっているんじゃないんです。

私が一番聞きたかったのは、約2億円近くの前算を投入するのであれば、この計画段階から、まず一番大事なことは、計画をした段階からかかる前算と、この事業は新規事業だからプロジェクトチームを組んであればどのぐらいの利用者を見込めるのか、それで試算がどうなるのかと、そこを一番利用者がどのぐらい増えるのかということと基本計画ちゅうか、実態を調査して、さつま町にどのぐらい来てもらえるのか、それを新規事業として、現在地元で民間がやっているところとはまた別でやらなければ、これ意味がないと思うんです。

それなのに、今出されているやつは、町外なんですけど、町内も、今民間が利用しているところ、白男川のあの温泉施設を利用して高校女子バレーが来ているところ、もうありとあらゆるものを全部入れて、中には12カ月間。何が言いたいかわらうと、合宿は年に、ここにも書いてありますけど、高校ラグビーの夏合宿は8月8日から11日までです。実質、8、9、10、11、4日間です。高校女子バレーは、5月3日、4日、5日、この3日間、高校男子バレー、12月2、3、2日、高校、サッカー3月24日から26日まで3日間。どんだけ計算しても、1年間のうちに一番多いところで5日間です。

これを今回の計画を地元も喜んでもらうためにどうするかといえば、今さつま町に来ていないところの部活動、学校、地域の方を来てもらうために、市場調査をして、これが成功するようにしなきゃならないはずなんですけど、それが全くされていないというのが、まず問題点の一番大きな1点です。

それと、ここに、資料の、けさももらいました2枚目のほうにも、カフェ、食堂、大人食堂の事業展開とかいろいろ書いてありますけど、まず今までのこの地域外に1,181人、これ、今、市比野とか私も判っていますけど、この人たちを対象にするのか、あるいはそれ以外の人も対象にしないと、物すごく、これはかけた前算の、内容が余りにもお粗末過ぎて。

なぜ、ここまで何回も何回も言うかわらうと、学校跡地利用の計画でこの白男川小学校の今回の計画は絶対成功させないかんはずなんです。地元の人でも喜んで、またそのほかの地域の廃校になる、その地域の方々への、これはやっぱり一番いい見本として、成功させないかんプロジェクトでありながら、内容が余りにもお粗末過ぎて、これ下手したら、今の状態であれば、町長、お伺いしますけど、これつくってからどのぐらいで稼働を目指しておられるのか、ちょっと町長お考えをお示してください。

議長、私は町長に聞いているんです。これができ上がってからどのぐらいで稼働する計画であるのか、町長の御意見をお聞かせくださいちゅうことです。

○町長（日高 政勝君）

この白男川小学校の今回の改修に当たりましては、先ほどから十分説明しているところでござ

いますけれども、一つは、内容的には、スポーツの交流人口を増やそうというようなことでございますし、そのためには合宿の施設というのが今不足ぎみでございます。いわゆるこの旅館についてもリフォームをされてこういう合宿の利用がだんだん減ってきているというのも事実でございますし、現状ではその隣接のところまでお願いをせざるを得ないというところがございますので、できたらこの交流人口の200万人ということも標榜している中で、地元で消化できたらというような基本的な考えがございますので、今回このような合宿用の整備もしていきたいというのがございます。

一方では、地域の拠点活動、地域活性化、いわゆる学校の跡地ですので、ここを拠点としながら地域の今後の交流の場の拠点としていきたいと、そういう意味合いがございますので、必要な

それから、稼働の関係につきましては、合宿については先ほどありましたとおり、夏場とか、今ありましたとおり、あるいは初夏から、あるいはこの冬場の期間、そういうことに限られるとは思いますが、あとはこの地域の皆さん方がその合宿以外のことをどのように活用していくかということでもありますので、交流拠点としては、稼働としましては、いろんな青少年とかあるいは高齢者サロンとか、そういう形で十分な利用ができるような稼働率でやっていきたいというようなことで考えているところでございます。

○岸良 光廣議員

町長、私の質問をちゃんと聞いてください。稼働率聞いていません。これができ上がってから、どのぐらいでこれが実際稼働するんですかと、工事が終わって、終わった段階から例えば1カ月後なのか2カ月後なのか、どのぐらいの期間で稼働する予定なんですかというのを聞いているんです。

○町長（日高 政勝君）

施設が完成してから、そのあとの稼働の関係ですか。

これは、本年度まで施設の改修をして、できたら来年の新年度からはもう稼働していきたいというような計画で今のところおります。

○議長（平八重光輝議員）

3回目になります。

○岸良 光廣議員

あとは、所管の方々にお任せしますが、今、来年の4月以降という町長の話がありました。

それで、最後の質問ですので、けさ、担当課のほうから、これ、地域への指定をするんだと。地域の白男川の方々を受けてもらうという担当課の課長の説明がありましたけども。そうするならば、これは一番気をつけなきゃならないのは、衛生面です。今、県内でも、吉野東中学校とか鹿屋東が修学旅行で福岡で食中毒を出しておりますけど、特にこの合宿は梅雨明けの夏場から、一部冬もありますけど、料理を提供するということは特に高校生のスポーツ、ラグビー等については、カロリーが指定されている学校もあります。最低何カロリー以上、1食何カロリー以上、3食でこれだけのカロリーは供給してくださいというのが、激しいスポーツでは指定されることが非常に多いです。

そうした場合に、食事を提供する側、白男川の地区の方々、そういう栄養士または調理師、特に、先ほども同僚議員がちょっと聞いたんですが、例えば合宿が1年間のうちにトータル30日もない状態で、それだけの料理人と栄養士から何から、それを1年間確保せんないかん。だから、逆に今度は地域の方が食事をつくるんだという説明があったんですが、それで果たして対応できるものなのかどうか。そうすると、そういうところを全て網羅して指定料を計算した場合に莫大なこれは指定料がかかるんじゃないかなと。1年間、これが5年間、10年間、果たし

て、それで、指定管理でこれは経営がなっていくんだろうか、そこまでやっぱり町長は考えなければこれはならん問題だと思うんです。

特に、私が何回も言うのは、これ失敗してほしくないんです。成功してほしいんです。白男川地区の。これ成功させるために、できるならばもう一回ちょっと立ちどまって、そこんところをもう一回精査する期間ちゅうのを設けられたほうが私は後々いいんじゃないかなと。特に、そういう試算的なことと、提供する料理、それにまつわるいろんな衛生面の問題、そのところも全て、できるならば3カ月ぐらい時間をかけて専門家をお願いして市場調査をしながら、高校生のあるいは大学生のそういうスポーツ選手がどのような食事でコンベンションしているのかどうか、そういうところも地元の方と専門家と行政と一緒にあって、もう一回ちょっと、3カ月ぐらいでも時間を設けて、一旦立ちどまって、今後の成功させるために検討することも必要じゃないかなということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませんか。

○田野 光彦議員

白男川小学校は、開校してから何年ぐらい経っているのか。というのは、耐震の検査とかそういうのをやってあるのかどうか。例えば、紫尾小学校なんかを通ると何年とか、100年とか書いてありますよね。そうした場合に、耐震のほうは大丈夫なのかなということがちょっと心配しているんですけども、お答え願えればと思います。

○財産管理課長（原田 剛志君）

白男川小学校につきましては、閉校してから2年経っております。

それと、耐震関係につきましては、ほかの学校を含めて全て耐震診断は検査済みでございます。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませんか。

○宮之脇尚美議員

ただいまの岸良議員の質問とも関連するかと思うんですが、所管が違いますので。

まず、この第一工業大学の報告書を、いわゆる福山市立大学の講師も最終的には監修をされているようですが、この報告書は議会のほうには提出というのはできないんでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

ただいまの白男川小学校の跡地活用に関する報告書というのは、これまで28年5月からさつま町とこの第一工大、あるいはこの検討のワークショップがずっと続けられてきておりまして、地元の皆様から非常に熱心に協議をされたものの報告でありますので、もうこれについては議会のほうにも提案をしていきたいと思っております。

これは、100%、いろいろ要望としてはありますけども、やはり全てこれをクリアということまではいきませんが、今こうして予算のほうもお願いしてありますけれども、実現可能なところは予算措置をしていくというふうなことで考えておるところでありますので、後ほどまたこれについては提出をさせていただきたいと思っております。

○宮之脇尚美議員

ただいま町長のほうから報告書を議会のほうにも提出をするということでございますので、よろしく願いをいたします。

先ほどありましたように、従来は、スポーツコンベンションを誘致するために町のほうも担当課長を含め、やはりそれぞれの役職の方々が学校を訪れて誘致をされた経緯もございます。あわせて、また地元の方もその協議に精通された方々を通じてそういう誘致運動を展開したこともご

ざいます。

今回こういう形でやるのであれば、やはりそこら辺を再度確認されてこういう数字を出していないと、ただアバウトに来ているからこういう数字を出すんだということでは、全くその先が判らないと。いわゆる従来の10年、20年前のスポーツコンベンションと違って、県内も非常に充実した施設の団体というのが、自治体というのが多くございます。白男川小学校も今回これによってかなり改善はされていくかと思うんですけども、そこら辺をどのようなふうと考えていらっしゃるのか、再度お尋ねをいたします。

○町長（日高 政勝君）

さつま町は、交流人口の増大を図ろうということで、もちろんスポーツを中心に、あるいは文化的なそういうイベント等にも誘致をしていきたいということで、かなりの方がおいでいただいております。

特に、県内のスポーツ合宿の状況につきましては、御案内のとおり、各市町村、非常に、今、地域間競争とっていいぐらいに熱心になっているところでございます。さつま町が、過去においては4番とか5番とか、そういう県内でも多い市町村でございましたけども、2016年の状況からいきますと、さつま町はもう6番目になっていると、延べ人数が1万403名ということになっておりますけども。もう前からするとそういうことで少なくなっておる状況はありますので、何とかここでまた盛り返しを図って活性化を図っていくことが大事かなと思っておりますので。そのためにはやっぱりこういう施設の整備とともに、先ほどありましたとおり過去取り組んだような、いろんな各課、スポーツ団体あるいは各学校とか、営業についてはなんですが、こういう施設もありましたので、利用を図っていただきたいと。

もちろん、今まで受け入れをしていただいた旅館の皆さん方ともどもスポーツコンベンションのさらなる振興のためには努めていきたいと考えているところでございます。

○宮之脇尚美議員

ぜひ、そこら辺については、再度、やはり原点に戻って運動も展開をしていただきたいというようなふうに思うところであります。

当然、これについては指定管理料も出てくると思うんですが、これらを想定したその指定管理料というのは、およそどの程度想定されているのか、担当課長でも結構ですがお知らせいただきたいと思えます。

○商工観光PR課長（羽有 郁夫君）

まだ、幾らぐらいというものは出ておりません。まだ、先ほど言いましたとおりコンベンション価格を幾らにするとかそういう部分をまだ協議をしていかないといけない部分も大きくございます。あと、電気料とか、いまだそういう精査ができておりませんので、これにつきましては指定管理料を議案として出すまでに地元等とも協議、また電気料やら全ての部分について精査してから額をお知らせしたいと思えます。申しわけございません。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませんか。

○田野 光彦議員

補正予算の4ページにあります、これは企画財政課です。地域振興費のところで、危険家屋の解体ということで補正出されているんですけども、さつま町内にどのぐらいのそういったような解体する、あるいは予定ちゅうか、そういったものがあるのかどうか、伺いたいと思えます。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

平成27年に空き家の家屋実態調査を行っておりまして、公民会長さん方の御協力をいただき

ながら住居を中心として空き家の調査を行ったところでございます。その住居の空き家につきましては1,533棟という状況になっております。そのうち、要補修、補修が必要ということで住めない家屋が343棟、もう廃屋になっている部分が315棟ということで、平成24年から空き家の撤去事業を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（平八重光輝議員）

3回目です。

○田野 光彦議員

その場合、この空き家なんかは、持ち主が解体する費用として予定しているのか、それとも誰かがその空き家を購入して補修した場合、それも対象になるのでしょうか。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

この危険家屋解体撤去事業につきましては、所有者もしくは管理者が行うということになっておりまして、事業費の3分の1以内、上限が30万円ということになっております。

また、活用できる住宅については、建設課のほうで住宅リフォームの助成事業とかございますので、そういったものについて所有者のほうで申請を上げて、承認を受けて実施をするということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませんか。

○川口 憲男議員

この危険家屋の撤去業務について、28年からことしで3年間の事業として取り組まれておりますけれども、今説明がありましたように343戸が補修あるいは廃屋状態があると。こういった状況の中で、ことし、今回450万円の補正額が出ております。

町長、これ、30年度で打ち切りというような考えなのか、それともこの残り数を見てやっぱり廃屋を撤去せんやいかんちゅうことになってくれば、継続した事業に持っていかれるような考えなのか、そこあたりはどうなんですか。もう今年度で完全に打ち切るとなれば、相当急いでほかのところもせんやならんと思うんですが、その考え方はどうなんですか。

○町長（日高 政勝君）

御承知のとおり、28年以前から町単で3年間ぐらいつとやってまいりましたけれども、非常に要望が多いということで、新たにまた28年度から3年間やろうということに、いわゆるもう条例もしっかり定めて、空き家バンクとか空き家対策の条例も制定をいたしたところでございます。

今回は、今まで町単でやりよったんですけれども、どうしてもやっぱり補助事業を導入してやりたいということで、国土交通省の事業をお願いいたしまして、この事業をさらに継続をしたいということにしております。

あと、状況をまた3年後を、3年後は今年度が最後になっていますけれども、どうしてもまだ、先ほどありましたとおり、恐らくまた年数を経過するごとに新たにまた廃屋の状況は出てくるんじゃないかと思っております。30年度で終わるということになるのかというのはちょっと状況を見る必要はありますけれども、恐らく町民の皆さん方の要望としては継続というお話がまた来るのかなという思いがありますので、それによってはまた引き続き実施をして、景観的な問題、防災上の問題とかいろんなことがありますので、できたらもう継続の方向では考えているところであります。

○川口 憲男議員

町長の答弁にありますように、町民の間では継続していただきたい。

それと、町民あるいは町内に在住しない方々の建物が多いと思うんですけど、そこあたりに対しまして、この調査は公民館長を通じてされたということなんですが。

さらに、そこあたりを町内に網羅する、こういう状況がありますよということをしていかないことには、増えていくのはいたし方ないというか、当然出てくるんでしょうけれども、やっぱりこの事業を推進していく中では、そういう町内の推進策をもう少し考えなければならないんじゃないかと思っております。

私の知っているところでも、もうとにかく売りたいんだけどどうにもならないということが三、四年続いって、もう行く行くは解体かなということも考えていらっしゃいます。

この前やったか、一般質問の中で出てきたように、どうしてもしたいんだけど、そういう不在の方で全然所在が確認できなくてどうにもできないと。当然空き家バンクにも登録していらっしゃらないということで、行政のほうもちょっと面食らっているようなところがありましたけれども。

やはり、この空き家を少なくし、あるいは居住者を増やしていくちゅうことになれば、もう少し町内あるいは町外に推進策が必要だと思うんですけど、そこ当たりの対策も考えていかれるべきと思うんですけど、考え方はどうなんですか。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

危険家屋の周知につきましては、固定資産税の関係で納税通知を町外の方にも発送しているわけがございますけれども、そういったところに制度の周知をしていくということがございますので、その中で有効に活用できる部分については住宅リフォームの制度等もございまして、そういったもので周知をしていくということと。

もう一つは、地域のほうに帰ってこられるということ等もあるかと思っておりますので、行政だけではなくて、地域のほうとも連携をしながら、こういった意向の方もあるとか、いろんなことを協議しながら、連携しながら取り組んでいくという形でいきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（平八重光輝議員）

よろしいですか。ほかにございませんか。

○新改 幸一議員

私のほうも、この景観形成の推進事業に関連してちょっとお伺いしますが、ここに書いてありますように、町民の安心安全な住環境の確保を図るということに対してのこういう解体・撤去は大変ありがたいんですが。

関連してなんですけれども、農地の場合は、今、柵野とか平川とか、ずっと金網で鳥獣害を防ぐための金網を設置する補助事業があるんですが、こういう個人の住宅、特にこの紫尾山系の、町長も平川出身で一番判っていらっしゃると思うんですが、個人の住宅、この菜園あたりを持っていらっしゃるそれぞれの家庭で、イノシシ、シカが来ても菜園のこのつくってらっしゃる野菜をほとんど食べてしまうというような実態がここ結構あるんですけれども、そこあたりをくくるような補助事業ちゅうのはないものなんでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

今、非常にこの鳥獣被害というのが深刻な状況でございまして、過去においては、電柵でイノシシ用あるいはシカ用という形でずっとやってまいりましたけれども、それじゃ対応できないと

いう状況が来て、もう今はこの金網も各地域要望が上がってきているものですから、補助事業を導入しながら、あるいは国のそういう交付金ですか、そういうものを活用しながら、地域ごとに希望のあるところは計画的に今は進めておりますけれども、なかなか追いつかない状況がございます。

それで、個人的な小さい面積については、必要最小限、できるのはもう電柵をやっぱり個人の、ある程度は町単でも助成はやっておりますので、あれは面積もやっぱりありまして、ある程度そういう要件にかなえばできるかと思っておりますので、町単の対応かと。

金網の場合は、地域によっては、これはもう田んぼだけじゃなくて、もう集落で話し合いをされてもう山際にずっとして、そこをすると畑まで守れるということもありますけれども、それは非常にあとあとまた、設置の場合もずっと払っていかなければならない苦勞がありますし、あとあとの管理もあって、しっかりやってもらわんとまた大変なところがありますので、そこまでやるかどうかはまた地域の皆さん方の話し合いだと思っております。

○農政課長（四位 良和君）

新改幸一議員の御質問にお答えしますが、今ありましたように、大きな地域での柵としましては、国の交付金事業で、今ありましたようにワイヤメッシュで囲むものがあります。ただ、これについては、今、町長のほうからもありましたように、維持管理義務が14年、電気柵で大規模に囲むと8年といったような縛りがあって、なかなか高齢化している中では申請したくても申請できにくいという、経過になるのですが、現状があります。

加えて、一方で、最近地域でされているのは、中山間総合整備事業の中で、協定の中で、自分たちのグループの中で、使途方法が自由になっておりますので、そういった地域の中で自分たちでワイヤメッシュをしたり電気柵をしたりという事例はあるようであります。

最後に、町単事業につきましては、主に個人を対象として電気柵等の、シカ、イノシシ用で農地保全管理をしていらっしゃるというのが実態のようであります。

以上です。

○新改 幸一議員

今後の移住定住の推進も含めてなんですが、この前、とにかく、田舎と言いますと誤解をされるかもしれませんが、高齢化が進んでいって、田舎の場合は、ばあちゃんが1人いた、じいちゃんが1人いたというような、結構増えてきております。昔に、それぞれみんな、田舎言葉で言えば小菜園ですね、菜園を持ちちょいやいわけですが、たまたま1カ月入院をしたや、戻ってみたやもう何じゃ野菜もんが、ニラからサトイモからすっぱい食ちよったというようなことなんです。

そこあたりを、農地はこうして金網で補助事業がありますけれども、私は今後そういう移住定住を含めた、そういう各戸の菜園を持っていらっしゃるようなところをきちっとそういうイノシシ、シカから守るちゅうような補助事業ちゅうのを、きちっとやっぱり今後は町としても考えていくべきじゃないかな。そういうことの要望というのが結構増えてくるんじゃないかと思うんですけれども。

そこあたりは、ぜひ、先ほど町長のほうから町単という補助事業でも使ってちゅうようなことを言われましたけれども、ぜひ、そこあたりの推進もお願いをしたいと要望しておきたいと思っております。

○農政課長（四位 良和君）

先ほど御質問に対する答弁の中で、中山間地域総合整備事業と申し上げましたが、これは中山間直接支払事業の間違えでありましたので、訂正をいたしたいと思っております。すいません。

○議長（平八重光輝議員）
ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっております議案第47号については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。
本日から6月13日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第1委員会室、文教経済常任委員会が第2委員会室となっております。

△散 会

○議長（平八重光輝議員）
以上で、本日の日程は全部終了しました。
6月27日は、午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。
本日はこれで散会します。

散会時刻 午前10時12分

平成30年第2回さつま町議会定例会

第 4 日

平成30年6月27日

平成30年第2回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成30年6月27日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(15名)

1番	上 囿 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	15番	新 改 秀 作 議員
16番	平八重 光 輝 議員		

欠席議員(1名)

14番 森 山 大 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	福 田 澄 孝 君	局長補佐兼議事係長	半 崎 幹 男 君
議事係 主査	竹 下 和 男 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	上 野 俊 市 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画財政課長	押 川 吉 伸 君	財産管理課長	原 田 剛 志 君
高齢者支援課長	岩 元 義 治 君	農 政 課 長	四 位 良 和 君
担い手育成支援室長	寺 脇 伸 治 君	商工観光PR課長	羽 有 郁 夫 君
ふるさと振興課長	市 來 浩 二 君	建 設 課 長	小永田 浩 君
水 道 課 長	三 角 芳 文 君	教 育 総 務 課 長	角 茂 樹 君
社会教育課長	三 腰 善 行 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 平成29年陳情第6号 防衛施設の誘致に関する陳情の取り下げの件
- 第 2 議案第44号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について
- 第 3 議案第45号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 4 議案第46号 さつま町水道事業条例の一部改正について
- 第 5 議案第47号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第1号）
- 第 6 請願第 1号 防衛局所管施設の誘致について
- 第 7 陳情第 1号 シラスウナギ採捕の袋網漁法全廃の陳情書
- 第 8 発委第 1号 川内川におけるシラスウナギ採捕の袋網漁法の全廃を求める意見書の提出について
- 第 9 報告第 5号 平成29年度さつま町土地開発公社収入支出決算について
- 第10 報告第 6号 平成30年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について
- 第11 議員派遣の件
- 第12 閉会中の継続調査について

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから平成30年第2回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

14番、森山大議員から本日の会議に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「平成29年陳情第6号 防衛施設の誘致に関する陳情の取り下げの件」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「平成29年陳情第6号 防衛施設の誘致に関する陳情の取り下げの件」を議題とします。

「平成29年陳情第6号 防衛施設の誘致に関する陳情」については、陳情者から取り下げたい旨の申し出がありますので、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。

よって、「平成29年陳情第6号 防衛施設の誘致に関する陳情の取り下げ」は、許可することに決定しました。

△日程第2「議案第44号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について」、日程第3「議案第45号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第4「議案第46号 さつま町水道事業条例の一部改正について」、日程第5「議案第47号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第2「議案第44号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について」から、日程第5「議案第47号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」までの議案4件を一括して議題とします。これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

〔宮之脇尚美議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。それでは、総務厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第47号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」関係分の議案1件については、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

「議案第47号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」の関係分についてであります。

歳出の2款1項総務管理費の地域振興費には、宝くじの社会貢献広報事業の中のコミュニティ助成事業補助として230万円が、危険家屋解体撤去補助として450万円が計上されています。

コミュニティ助成事業については、宮之城屋地地区公民館から申請のありました、伝統芸能伝承事業、五ツ太鼓購入事業でございますが、が採択されたことにより、補助金として支出するものであるとの説明であります。

質疑の中で、五ツ太鼓購入後、計画に基づいて使用されなかった場合の対応についてただしましたところ、補助後も計画に基づき、地域住民に広く利用されるよう確認や指導を行っていくとのことでありました。

また、危険家屋解体撤去補助については、国庫補助事業である空き家対策総合支援事業の内示を受けたことにより、補助事業として計上されています。

国の補助事業では、住宅地区改良法施行規則に定められている住宅の不良度判定基準に基づき、補助対象家屋が判定されるため、判定基準に満たない家屋も一部見込まれることから、補助対象外分も見込んでいくとのことでありました。

質疑の中で、特定空家として行政代執行を行うような物件についてただしましたところ、現在のところ行政代執行を行うような物件はないとのことでありました。また、空き家についての情報提供があった場合は、まずは現地確認を行い、所有者や管理者に適切な管理をお願いしているとのことでありましたが、所有者または管理者が適正な管理を怠った場合は、建築関係、行政書士等の有識者が組織されている「空家対策協議会」での意見等を踏まえ、状況に応じて指導・勧告・命令・公表等の行政処分の手続をとることになるとのことでありました。

次に歳出の3款1項、社会福祉費の介護保険対策費は、介護保険サービス施設整備に係る負担金補助及び交付金として8,076万7,000円が計上されています。

第7期介護保険事業計画に位置づけた介護保険サービス施設整備に係る認知症高齢者グループホーム及び宿泊やデイサービス、訪問介護などが多機能にできる小規模多機能居宅介護事業所への施設整備補助金で、事業予定者はJA北さつま農業協同組合で、建設予定地が旧JA北さつま佐志支所跡地であるとの説明でありました。

質疑の中で、当初予算に計上できなかった理由についてただしましたところ、前年度に県への要望をしているが、補助金額が決定していないため計上できなかったとのことでした。

また、町内グループホームの事業所数及び待機者数についてただしましたところ、認知症高齢者グループホームは、現在7事業所で定員が108名であるが、今回の施設整備を含めると、8事業所で定員が126名となり、本年2月時点での待機者数は73名で、うち自宅待機者数は44名、残り29名については、病院や施設等に入院または入所されているとのことでありました。

歳入では、19款1項繰越金について、今回の補正に際し、特定財源の合計額が歳出補正額に不足する額の1,035万円が計上されています。

最後に、景観形成推進事業につきまして事務分掌のあり方に疑義があることからただしましたところ、空き家対策については、建築技師等専門的視点も必要なことから人員の確保ができれば建設課にお願いすることになる。

また、毎年各課等のヒアリングも実施しているので、年次的に見直しをしていきたいとのことでありました。

この回答を受けて、行政事務全般にわたり円滑に推進されるように、事務分掌の適正化を図るよう、強く要請いたしました。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔宮之脇尚美議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで、総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔上久保澄雄議員登壇〕

○文教経済常任委員長（上久保澄雄議員）

文教経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査を踏まえ、慎重に審査を行った結果、「議案第44号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について」、「議案第45号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、「議案第46号 さつま町水道事業条例の一部改正について」及び「議案第47号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」関係分の議案4件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第44号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について」であります。

改正の主な内容は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律における生鮮食料品等に関する規定が、食品表示法に整理・統合されたことに伴い、卸売業者が市場外にある物品の卸売承認申請書を町長に提出する必要がなくなったため、関係条項を整理するものであります。

次は、「議案第45号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」であります。

改正の主な内容は、地方分権一括法の施行に伴い、公営住宅入居者である認知症患者等の収入申告義務が緩和されたことに伴う改正及び新たに建設された「おしどり団地」10戸の設置に伴うものであります。

質疑の中で、認知症患者等の入居者からの収入申告等が困難と認められる場合の官公署の書類の閲覧等は、職権で行うことになるのかただしましたところ、介護保険法に基づく認知症患者または知的障害者もしくは精神保健法に基づいて認定されることが条件になっており、入居者の中でこの条件に該当する場合は、職権で調査することになるとのことです。

また、今回の改正に該当するような事例が今までにあったのかただしましたところ、現在までに該当事例はないが、今年2月現在で、80歳以上が42世帯、70歳代が52世帯、60歳代が81世帯の状況であり、入居者の高齢化が進んでいることから、今後、該当者が出てくる可能性は十分考えられるとのことです。

次は、「議案第46号 さつま町水道事業条例の一部改正について」であります。

改正の主な内容は、橋掛公民会、境田公民会及び搦公民会の3公民会が合併して未栄の郷公民会となったことに伴い、別表中の「搦の一部」を「未栄の郷の一部」に改めるものであります。

質疑の中で、橋掛公民会、境田公民会には給水対象となる戸数はないのかただしましたところ、搦公民会の一部については、9戸の家屋に給水しているが、橋掛公民会、境田公民会については、基本的には自家用水である。なお、橋掛公民会については、森林組合が所有していた施設の井戸水を譲り受けて飲用されているとのことです。

次は、「議案第47号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」関係分についてであります。

まず、6款1項農業費の関係であります。

7目畜産費には、畜産農家の収益力強化を図るため、畜産クラスター協議会で取り組む牛舎

等の整備に対する事業補助として6,895万9,000円が計上されています。今回の畜産クラスター協議会の事業計画では、取組主体4戸の5カ所を計画しており、事業内容は子牛牛舎3棟新築、育成牛舎1棟新築、繁殖牛舎2棟新築及び繁殖牛舎3棟の改築となっているとの説明であります。

質疑の中で、畜産クラスター事業の申請者のうち、採択されなかった畜産農家はなかったものかたまたまのところ、申請がなされた畜産農家全てが事業採択されているとのこととあります。

次に、9目担い手育成費には、中心経営体等施設整備事業補助として172万1,000円が計上されています。佐志地区の1経営体へ補助するもので、水田作に使用する自走式の乗用型防除機ブームスプレーヤ650リッター型1台を導入するものであるとの説明であります。

質疑の中で、佐志地区1経営体の経営面積についてたまたまのところ、現在の経営面積は6.93ヘクタールで、3年後の目標面積を8.93ヘクタールに拡大する計画であるとのこととあります。

また、今回導入する乗用型防除機のナンバー登録の必要性についてたまたまのところ、自走式で乗用装備があり、時速35キロメートル未満の農業機械については課税対象となることから、ナンバー登録が必要であるとのこととあります。

次は、7款1項商工費の関係であります。

3目物産観光費には、県の地域振興推進事業を活用して、地元温泉経営者等が組織する枕投げ大会実行委員会への補助金100万円が計上されています。静岡県伊東温泉が発祥と言われている枕投げ大会を昨年度に引き続き開催するもので、昨年は1日であったが、本年は10月27日及び28日の土日2日間の大会日程で、本町の温泉地を広くPRし、温泉入込客の増加を図る企画を考えているとの説明であります。

質疑の中で、大会経費234万1,000円に対して100万円の補助が計上されていることから、残りの財源についてたまたまのところ、実行委員会の運営となっているが、町からの地域再生事業2年目の30万円補助を活用されており、残りは参加料と協賛金を充てられる計画である。昨年もメディアの放映がなされたが、今回は2日間の大会でもあり、さらに宣伝効果を期待したいとのこととあります。

この回答を受けて、メディアが来ることで宣伝効果は高いと思うが、その後の経済効果につながるよう温泉を利用した宿泊客の増加を期待する意見が出されました。

次に、4目物産観光施設費には、同じく県の地域振興推進事業を活用し、県立北薩広域公園歴史ゾーンの整備計画と一体となった取り組みを進めるため、宗功寺公園に東屋の設置に要する工事請負費466万4,000円が計上されています。

質疑の中で、東屋の設置工事に係る施工内容についてたまたまのところ、仮設工事、基礎工事、東屋本体工事に加え、テーブル及びベンチを設置する内容となっている。なお、県の事業を活用することから、県産材を活用するよう指示があり、防腐剤処理に要する経費も含まれているとのこととあります。

同じく、物産観光施設費の旧白男川小学校改修に係る事業費には、建築確認申請手数料、工事の監理業務委託料及び施設の改修工事請負費として、総額1億6,704万8,000円が計上されています。平成28年5月から地元との協議を重ねた結果、白男川地区から平成29年3月に提出された基本構想及び地元有志によるプロジェクト事務局の方針に基づき、国土交通省の集落活性化推進事業を活用したカフェやイベント開催が可能となる地域の拠点施設及びコンベンション事業推進のための宿泊施設に改修し、地域活性化や合宿誘致での交流人口の増大を図ろうとするもので、収容人員は、食堂利用60席、宿泊利用49名を想定しているとの説明であります。

質疑の中で、施設の改修とあわせて指定管理の体制づくりについても同時に進めていく必要があることから、保健所対応、簡易宿泊所の許認可の申請事務等についてただしましたところ、企画財政課、財産管理課、建設課及び商工観光PR課で相互に連携を取りながら進めており、許認可については、財産管理課の方で情報収集を行っているところである。来年4月1日のオープンに向けて、さらに連絡体制を密にしながら、行程表を作成して進めていきたいとのことでありませぬ。

次は、10款3項中学校費の関係であります。

1目学校管理費の工事請負費2,500万円は、中学校再編準備として、宮之城中学校グラウンドの排水対策を含む整備工事費で、排水対策の施工により水はけの改善を行うとともに、テニスコートの配置がえを計画しているとの説明であります。

質疑の中で、グラウンド整備に係る施工業者の選定についてただしましたところ、町内の経済循環を進めるには、町内業者の指名も必要と思われるが、施工業者の選定にあつては、指名推薦委員会により選考されるとのことであります。

この回答を受けて、フェンスの移設工事は町内業者でも可能と思われるが、真砂土の置きかえ舗装による排水工事については、分離発注も含めて設計段階での対応及び施工監理のあり方を十分検討するよう要請しました。

また、平成31年4月の再編、開校に向けて、今後必要となる経費についてただしましたところ、予算を伴う事業としては、校歌、校訓等の標記物に係る経費や学校備品では電子黒板、大型テレビ等閉校となる中学校からの備品の移転、搬入経費及び閉校記念式典に要する音響等の借上げ料を考えているとのことであります。

最後に、今回整備を進める「旧白男川小学校の改修事業について」は、改修工事に着工する前に、具体的な経営管理主体を初めとする経営方針や年間を通した運営経費の試算を行い、所要経費の取り扱い等について明らかにすることが優先事項であるとして、特に町長の見解をただしたところであります。

学校再編後の小学校5校の跡地活用については、対象地域にとって最大の関心であり、区公民館長を中心に地域と一体となった自主的な話し合いがなされてきており、町としても課長会を中心に検討委員会を設定し、地域の方々と検討してきたところである。

今回のケースについては初めての取り組みであり、従来は施設の管理条例を提案する段階で指定管理料あるいは運営経費を示してきたが、施設の改修が先行する形になっている。改修後の施設の使用に当たり正式な使用料等も示せず、施設の管理条例も提案しない段階で指定管理料等を提示した場合、実際に条例を提案する時点で既に示した数字とに差異が生じる可能性があることから、具体的に示す段階ではないと考えているところである。

なお、指定管理を進めるに当たっては、人件費の関係を含め基本的に町の施設を維持管理する費用として、光熱水費を初め浄化槽の維持管理、消防設備の保守点検、電気工作物の保安管理費などから支出的には概算額を想定しているが、積算根拠のない数字で変更の可能性が高いことを前提として、年間約800万円から1,000万円程度を試算しているところである。

また、白男川地区はさまざまな活動に熱心な地域でもあり、今回初めてとなるプロジェクトが継続して進められるよう行政サイドとしても連携を十分図りながら、政策的にはスポーツ合宿の宿泊施設として、一方では地域活性化の拠点として、しっかりと取り組みを進め、成功に導いていきたいとのことであります。

この答弁を受けて、本事業に対する地元の熱意は大いに評価するものであり、ぜひとも成功させる必要があると考えるが、本会議での議案審議も含めて、改修後の施設の管理経費については、

委員会審査を通じて町民に説明する責任が伴うことから、通告事項にあるとおり、改修工事に着手する前に概算額の精査を行い、ある程度の目安をつけた段階で改修工事の発注を進めるよう要請しました。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔上久保澄雄議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、文教経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで、文教経済常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから順に討論、採決を行います。まず、「議案第44号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について」から「議案第46号 さつま町水道事業条例の一部改正について」までの議案3件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案3件について、一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する文教経済常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第44号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について」から「議案第46号 さつま町水道事業条例の一部改正について」までの議案3件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第47号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第47号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」は、委員長報告のとおり原案可決されました。

△日程第6「請願第1号 防衛局所管施設の誘致について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第6「請願第1号 防衛局所管施設の誘致について」を議題とします。

総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔宮之脇尚美議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（宮之脇尚美議員）

それでは、当委員会に付託されました「請願第1号 防衛局所管施設の誘致について」審査の過程と結果について報告いたします。

本請願は、さつま町宮之城屋地1531番地さつま町商工会会長、白石和弘氏から提出され、平成30年5月30日に受理されたものであります。

紹介議員の舟倉議員から、請願の趣旨について説明がありました。

請願の趣旨は、「少子高齢化や人口減少、町全体の経済活動が低迷していることから、防衛局所管施設を誘致することで、隊員や家族の移住による人口増や雇用の創出による経済効果、インフラ整備、災害発生時の救助活動、緊急医療整備などにより、地域活性化に繋がることを望むものであります」ということであります。

この請願については、さつま町全体の活性化に関連があることから、文教経済常任委員会への連合審査会の申し入れを行い、同意を得て審査を行ったところです。

防衛施設を含め町の活性化対策に繋がる施設等の誘致活動を関係機関に対し働きかける必要があるとの意見や町民の理解を求めながら誘致活動について進めていくべきであるという意見がありました。

採決の結果、本請願については、請願の趣旨を了として、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

なお、当委員会としては、執行機関において「各種団体の代表を含めた検討委員会を設置し、町の活性化につながる誘致運動を展開していくべきである。」との委員会の意見を付すことを決定したところであります。

議長におかれては、本請願が採択されたときは、当委員会の意見を本議会の意見として決定し、町長に申し入れをされるようお願いいたします。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔宮之脇尚美議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「請願第1号 防衛局所管施設の誘致について」は、採択することに決定しました。

お諮りします。ただいま採択いたしました請願第1号の総務厚生常任委員長の報告の中にありました、委員会の意見としての「各種団体の代表を含めた検討委員会を設置し、町の活性化につながる誘致運動を展開していくべきである。」との意見については、これを本議会の意見として

町長に申し入れることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、委員会の意見は、本議会の意見として町長に申し入れることに決定しました。

△日程第7「陳情第1号 シラスウナギ採捕の袋網漁法全廃の陳情書」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第7「陳情第1号 シラスウナギ採捕の袋網漁法全廃の陳情書」を議題とします。文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔上久保澄雄議員登壇〕

○文教経済常任委員長（上久保澄雄議員）

当委員会に付託されました「陳情第1号 シラスウナギ採捕の袋網漁法全廃の陳情書」について、審査の過程と結果について報告をいたします。

本陳情は、さつま町西新町2番地15川内川漁業協同組合代表理事組合長、富澤満郎氏から提出され、平成30年2月13日に受理されたものであります。

陳情の趣旨は、本町を流れる自然豊かな川内川は、自然環境や観光の面から重要視されているが、川内川下流域で行われているシラスウナギ採捕のための袋網漁法により、上流へのウナギやアユの遡上がほとんどなくなっている現状を踏まえ、近年、不漁が続くシラスウナギやアユなど資源が激減している時代に、遡上してくる全ての稚魚が犠牲になる袋網漁法を全廃して、手すくい網による採捕を望むものであります。

また、陳情者である川内川漁業協同組合は、平成25年度に袋網漁法を全面禁止として、手すくい網のみでの採捕を川内市内水面漁業協同組合に申し入れたが、話し合いがつかず鹿児島県水産振興課が調停に入り協議を行った結果、5年間の猶予期間を設けて両漁協の合意に至った協定書が締結され、その協定の満了期間は平成30年3月31日となっています。

こうした観点から、1、袋網採捕を平成30年3月31日までとした川内川漁業協同組合と川内市内水面漁業協同組合のシラスウナギ採捕協定書の厳守。2、袋網漁法を全廃して、手すくい網採捕のみを許可すること。の2項目について、採捕許可を行う県知事に対し、意見書の提出を要請する内容であります。

審査の中で、陳情者である川内川漁業協同組合代表理事組合長の富澤満郎氏に参考人として出席を求め、これまでの経緯等を踏まえ、川内市内水面漁業協同組合との協議状況等についての現状報告を受け、協議を行った結果、要請事項の川内川下流域で行われているシラスウナギ採捕のための袋網漁法により、上流へのウナギやアユの遡上がほとんどなくなっている現状を踏まえ、近年、不漁が続くシラスウナギやアユなど天然資源が激減している時代に、遡上してくる全ての稚魚が犠牲になる袋網漁法を全廃して、手すくい網による採捕を望む趣旨は理解できるが、要請事項1項目めの「袋網採捕を平成30年3月31日までとした川内川漁業協同組合と川内市内水面漁業協同組合の採捕協定書の厳守」については、採捕協定書の有効期限が既に失効していることから、採決の結果、要請事項の1項目めを除く部分についてを了とし、また、2項目めの「袋網漁法を全廃して、手すくい網採捕のみを許可すること」についても陳情者が県内全ての河川を対象としていないことから、対象河川を川内川に限定して、「一部採択すべきもの」とし、県知事に対して意見書を提出することに決定した次第であります。

以上で、報告を終わります。

〔上久保澄雄議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。

本件に対する委員長の報告は一部採択です。委員長の報告のとおり一部採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「陳情第1号 シラスウナギ採捕の袋網漁法全廃の陳情書」は、一部採択することに決定しました。

△日程第8「発委第1号 川内川におけるシラスウナギ採捕の袋網漁法の全廃を求める意見書の提出について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第8「発委第1号 川内川におけるシラスウナギ採捕の袋網漁法の全廃を求める意見書の提出について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

〔上久保澄雄議員登壇〕

○文教経済常任委員長（上久保澄雄議員）

ただいま議題となりました「発委第1号 川内川におけるシラスウナギ採捕の袋網漁法の全廃を求める意見書」について、趣旨の説明を申し上げます。

意見書の内容につきましては、さきに一部採択されました「陳情第1号 シラスウナギ採捕の袋網漁法全廃の陳情書」と同様に「川内川における袋網漁法を全廃して、手すくい網採捕のみを許可すること」の1項目について要請するもので、お手元に配付してあります意見書のとおり、鹿児島県知事に対して意見書を提出しようとするものであります。

議員各位の御賛同と御理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、趣旨説明を終わります。

〔上久保澄雄議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案は会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発委第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「発委第1号 川内川におけるシラスウナギ採捕の袋網漁法の全廃を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

△日程第9「報告第5号 平成29年度さつま町土地開発
公社収入支出決算について」、日程第10「報告第6号
平成30年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事
業会計補正予算（第1号）について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第9「報告第5号 平成29年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び日程第10「報告第6号 平成30年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」の報告2件を議題とします。

報告の内容については説明済みであります。

何かお聞きしたいことはありませんか。

○宮之脇尚美議員

今回の決算、それから補正予算について直接は関係ないんですが、町長にお尋ねをいたしますけれども、過去にもこの開発公社のあり方については、数回質問をさせていただきました。

今後、この公社で予定をされる事業と、プロパー事業は別として、町のほうの事業はないのかどうか、あるいはまた再度ですが、この公社の今後の運営とといいますか持っていく方、運営方針について町長の基本的な考え方をお伺いをいたします。

○町長（日高 政勝君）

開発公社の今後の事業でありますけれども、今の未成土地の分がまだ残されております。倉内工業団地、約2.4ヘクタールございますが、その計画は残されております。

そして、また新たに開発公社のほうで取得をして今後の行政的な利用に供するということについては、今のところは具体的に持ち合わせておりません。

あと、五日町のほうが、今、公営住宅を半分ぐらい約5,000平米は公営住宅の整備ということで、ここ3年、先ほども条例で、10戸分はことし建設をいたしまして、向こう2年かけて半分のほうは全て終わり、残された半分が残っておりますので、ここについては、県のほうの払い下げの用途要件としましては、公営住宅ということにしておりますので公営住宅をつくるのか、あるいはまた、10年経過した後にほかの利用に供するかということはありませんけれども、そういうところが残されておりますし、大きなところはそういうことであります。

そしてまた、東谷の住宅、それがいよいよ佐志ニュータウンのほうで7割以上の処分ができましたので、こちらが残されているというようなことでございます。それ以外は特段ございません。

ただ、今後の運営の関係につきましても、ごらんとおり3億円、町から貸し付けをしておりましたけれども、それをもう取りやめたということにいたしておりますので、そのかわり完成土地分については、こういう分譲住宅等につきましても、もう町のほうで財政状況を見ながら引き

取っていくというようなことで、公社自体もこの経営については身軽くなるようにというふうに考えておるところであります。

できるだけ公社のほうも取り組みがなくなって、新しいそういう新規の事業等についてはもう控えていきたいと、早い機会に解散の方向ということはもう打ち出しておりますので、できるだけそれが早い機会に実現できるような努力というのが今後は必要かと思っているところあります。

○宮之脇尚美議員

今、ただいまの町長の答弁で了解いたしますが、いずれにしても各団体、非常に財政圧迫の要因となるということで、早くからこの公社の整理については手がけております。

もう本町の場合は、この団地造成を新たに事業として町から受託をされて、今回造成をされたわけではありますが、今後、こういうものを含めてやはり町のほうも土地開発基金を持っているわけですから、こういう開発行為等についても町のほうで直接行って、開発公社について極力軽減措置を図っていくと、そしてまた先ほどありました、町長のほうから今ありましたように、開発公社が所有をしている土地についても、最終的には町のやはり政策によって取得をした土地であります。

今後、そういう未整備土地等が不良資産とならないような手法を、町のほうで買い取るしかないかと思うんですが、そういうものを積極的に展開しながら、やはりこの公社のそういう負債というものを極力軽減していくということ、これはもう強く要請をいたしておきまして、質問を終わらさせていただきます。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

これで報告2件を終わります。

△日程第11「議員派遣の件」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第11「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、別紙のとおり次期定例会までの期間に開催される研修会について、議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

△日程第12「閉会中の継続調査について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第12「閉会中の継続調査について」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって会議を閉じ、平成30年第2回さつま町議会定例会を閉会します。

△閉会時刻 午前10時19分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 平八重 光 輝

さつま町議会議員 新 改 幸 一

さつま町議会議員 宮之脇 尚 美

